

開議 午後 0時55分

○（事務局） それでは、会議を始める前に、本日から決算審査を行うに当たりまして、長谷川市長からご挨拶を頂きます。

○市長（長谷川寛彦君） 改めまして、皆さん、こんにちは。本来なら、もうじき敬老の日と、それから秋分の日ということで、3連休、4連休というシルバーウィークということで、本当なら行楽を楽しむ季節なのかなというふうに思いますけれども、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が延長されまして、市民の皆様には本当につらい思いというか、させて、いただいているというか、本当にご協力を頂いておりまして、本当に感謝申し上げる次第でございます。

いろんな施設も閉まっている中で、何とかしろよっていう声は十分分かるんですけども、実は、今の状況というのは、もう皆さん十分知っている部分だと思いますけど、ちょっと説明させていただきますと、これが10万人当たりの、折れ線グラフが10万人当たりの状況です。これ、菊川市の状況なんですけれども、小さい字で見えないんですけど、ちょっとポイントを言いますと、8月18日に蔓延防止が始まって緊急事態、その25日に菊川市は実は200を超える数字になっているんです。そのときに、県も一番最高の数字ということで107.3、それに比べて約倍が菊川の数字です。そういう状況くらい菊川はひどくなったという中で、上下動を繰り返したんですけども、9月の2日に21人という物すごい多い人数の方が菊川でも感染したという状況になっています。

そんな中で、ここ数日、実はこれを見ていただくと分かるように、右肩下がりとというか、ぐっと今下がっています。まだ安心できる状態ではないんですけども、大分下がってきて、実は機能の数字が、昨日1人だったもんですから、実は昨日が菊川市が73.9、県下が31.8、だから、菊川まだよくないんです。

よくないというのは、この赤いライン、ちょっと見えないと思うんですけど、これが25人の数字です。これが赤いラインを、要は国でいうステージ4のラインです、4のライン。ですから、これを早く切りたいと。もっと下のステージ3の10万人当たり15人を切りたいというところで、今、一生懸命皆さんにつらい思いをしていただいているという状況をご理解いただいて、県下の中でも菊川はあまりいい数字でないというのが現状だということを含めて、

ぜひ、いろんな方に。

ただ、県から全ての情報が来ていない中でいろいろな情報の出し方が、市は甘いんじゃないかとか、駄目じゃないかとか、いろんなことを言われるんですけど、実は全部の情報が来ていないのは、新聞紙上で皆さん十分知っているところだと思いますけども、よろしく願いしたいというふうに思います。

そんな中で、議員さんも含めていろいろな情報を頂いた中で、菊川市内で自宅療養をする方が大分増えてきたもんですから、隙間の中で自宅療養をする皆様へということで私がお願いしたら、すぐ市の職員が動いてくれて、レトルトパックであるとか、栄養補助食品であるとかというものを、あと、パルスオキシメーターも含めて用意していただいて、やり始め、お願いしてから3日間くらいでやってくれたんです。お願い、9月の9日に開始したんですけども、その日に全体そろえて35%が予約がというか、欲しいという方が来たという状況ですので、やってよかったなというふうに思いますし、市の職員が頑張ってくれたなというふうに、私が言うのもあれですけども、そんな状況でございます。

そのほか、最近出たのは、ちょっと話がころっと変わるんですけど、観光看板の関係で、復活させたいということで、ガバメントクラウドファンディングという、ふるさと納税ですね、これもやり始めましたんで、ぜひ、お金のない中で知恵を絞ってということの中で、これも職員が考えてくれてやり始めました。まだ応募は、ちょっと来たということで、知っていますんで、ちょっとということにさせてください。ぜひ、お願いしたいというふうに思います。そんな状況で、一生懸命さらに汗かいて頑張ってもらいますんで、よろしく願いしたいというふうに思います。

今日から明日にかけて、一般会計予算、決算特別委員会の分科会で、令和2年度の一般会計決算を、そして、各常任委員会では、令和2年度特別会計決算の審査ということで、ぜひよろしく願いしたいというふうに思います。ご審査大変ですけども、ぜひ、よろしく願いしたいというふうに思います。

私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○（事務局）ありがとうございました。長谷川市長は、ここで退席となります。

○市長（長谷川寛彦君） どうぞよろしくお願いいたします。失礼します。

〔長谷川市長退席〕

○（事務局） それでは、互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立をお願いします。相互に礼。

[起立・礼]

○ (事務局) ご着席ください。

初めに、分科会長からご挨拶をお願いします。

○分科会長(倉部光世君) 皆さん、こんにちは。午前中に引き続きまして、今度は令和2年度の決算審査のほうを行っていきたいと思います。事前質疑もたくさん出ておりますので、質疑のほう、滞らないように進めていきたいと思います。ご協力よろしくをお願いします。

○ (事務局) ありがとうございます。

それでは、これより先の進行につきましては、分科会長、お願いいたします。

○分科会長(倉部光世君) その前に、午前中の審査の中で、後ほどということで、教育総務課長から、八木さんから報告していただきますので、お願いいたします。教育総務課長。

○教育総務課長(八木 剛君) 教育総務課長です。

午前中も補正の関係で、整備設備の点検の指摘事項等ですけれども、答えられなくて大変申し訳ありませんでした。

こちらの指摘事項ですけれども、誘導標識と誘導灯の球切れがあります。点検ですけれども、年3回行ってございまして、通常点検として8月と3月、総合点検として11月から12月に点検を行っております。

以上です。

○分科会長(倉部光世君) ありがとうございます。今の件でご質問ある方いらっしゃれば、よろしいでしょうか。15番。

○15番(内田 隆君) 15番です。

誘導点検のところで指摘のあったのが、今度もう補正の中に、誘導点検の何か壊れてたのか、何かあってその部分の補正が出たというふうに理解してよろしいのか。

○分科会長(倉部光世君) 教育総務課長。

○教育総務課長(八木 剛君) 教育総務課長です。

実際に点検したのは8月なんですけれども、これも毎年行っているものですから、その中で誘導標識と誘導灯の球切れ、電気が切れてしまっているというのがありますので、そちらのほうを見込んで計上しているという形になっております。

以上です。

○15番(内田 隆君) 分かりました。

○分科会長(倉部光世君) よろしいですか。では、ありがとうございます。

では、ただいまから、一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第38号 平令和2年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、教育文化部に係る事項を議題とします。

会議時間の短縮のため、事前質疑を一とおり行い、事前質疑における関連は課ごと最後に行います。

また、事前通知についてあらかじめ提出された内容の範囲内で行っていただき、事前通知以外の質疑は関連程度にとどめるようお願いいたします。

なお、補正予算と同様に同じ事業のものについては一つにまとめさせていただきましたのでご了承ください。

それでは、教育文化部の審査を行います。

初めに、岡本教育文化部長、所管する課名等をお願いします。岡本教育文化部長。

○教育文化部長（岡本啓司君） 教育文化部長です。

午前中に引き続きまして、よろしくをお願いいたします。

該当の課ですが、教育総務課、学校教育課、社会教育課、図書の4課になります。よろしくをお願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。課ごと順番に質疑をお受けいたします。質疑、答弁に当たっては必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いいたします。

質疑の事前通知を提出している委員についても質疑時間の中で改めて質疑し、まとめた質問については代表の委員がまとめて行うようお願いいたします。

また、発言する際には、必ず冒頭で番号、役職名等を述べ、はっきりと大きな声で発言するようお願いいたします。

限られた時間を有効に活用するため、議員個人の意見については、後に予定しております自由討議で述べていただき、ここでは、簡潔明瞭な質疑・答弁にご協力をお願いいたします。

なお、本件につきましても、9月27日、一般会計予算決算特別委員会にて採決を行います。

初めに、教育総務課の決算審査を行います。

それでは、質疑を行いたいと思います。数が結構ありますので、皆さんも明瞭・簡潔にご協力をお願いしたいと思います。上からやっていっていただきたいと思いますので、1番、15番の内田委員からお願いします。

○15番（内田 隆君） いいですか、15番です。

○分科会長（倉部光世君） 15番、お願いします。

○15番（内田 隆君） 質問書のとおり行きます。

タブレットの9ページにありますけど、これは数字じゃないんですけど、正直に書いていただいて本当にありがたかったんですけど、やっぱりこれはあってはならないというふうに考えていますので、どういうことであったのかと、あとは対策をやられているのかどうか、この2点をお伺いします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。

課題の中に、議案、報告の不備があったと記載されているのは、どんなチェック体制になっているのかについてですが、不備の内容ですけれども、教育委員会の定例会に提出する議案、報告事項等の資料が、各課から事務局である教育総務課へ提出され、教育総務課にてチェックしたところ、資料の記載内容に誤字脱字等があったため、担当課へ資料の修正、差し替えを指示したものです。

チェック体制につきましては、教育委員会定例会に提出する議案、報告事項等について、まず、担当課において資料を作成し、担当課の所属長の決裁後、事務局である教育総務課に提出されます。その後、提出された資料等を教育総務課がチェックし、不備等があれば担当課へ資料等の修正を指示するという流れで、2重チェックの体制となっております。

その後、どういうふうに体制を変えたかということですが、教育総務課でもチェックしますが、担当課のほうでとにかく決裁のときにみんなで見てもらって、修正等を、誤字脱字等あればすぐに直してもらおうという形でチェックをしていただくと。教育総務課に提出された議案等につきましても、教育総務課内で回覧しまして、多くの目で見てチェックをするという形にしております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑、15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。

ということは、事務段階で、これで終わったということですよ。委員会にかかるまで、かかった時点で変更が出たということじゃないですね。分かりました。

ぜひ、だんだん集まってきてからチェックするっていうのは、もっと大変なもので、一番最初に起案するときから、だんだん決裁が上っていく過程の中で、それぞれが責任持って

やらないと、どうしても判こ業者みたいになりますので、ぜひ、そこら辺のところは中でやって、たくさんものが集まってみんなで見ても、それはもっともつと駄目になりますので、ぜひ、その辺のところお願いしたいと思います。

以上です。いいです、結構です。

○分科会長（倉部光世君） それでは2番目、2番の須藤委員、お願いします。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。

10款2項1目、タブレットでいうと範囲が広いんですけど、18ページから26ページ、各学校砂代等がそれぞれ異なる金額で計上されているが、この目的と成果についてお伺いをいたします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。

砂代等がそれぞれ異なる金額で計上されているが、この目的と成果はについてですが、各学校で支出している砂代につきましては、グラウンド整備を目的に支出しているものです。学校によりグラウンドの広さや状況も異なりますので、金額が異なっているという形になります。

成果としましては、水たまりや凸凹が解消され、安全にグラウンドを使用できるようになるというものであります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。

今回質問出させていただいた背景に、ちょっと地元の小学校からの要望といたしますか、ご意見というものがあまして、スポーツ少年団が雨上がりでグラウンドを使用した際に、グラウンドが傷むというクレームがスポ少に直接入ったということで、学校は全く関知しませんという、何ていたしますか、お断りを頂いた上で、スポ少から直接グラウンドの土整備を教育振興会のほうでやっていただけないかというお話がありまして、教育振興会、地元のほうから33万円の支出を行って、グラウンド整備、土の補修をしたという経緯がございました。

事前に私のほうに学校は関与しませんというお断りを頂いた上でのお話だったものですから、教育委員会のほうで予算がつかないのかと思っていたんですけども、今回、決算を見ると砂代というふうに各学校書いてあって、費用としては数万円ぐらい、学校支出されているということだったので、実態はどうなっているのかなと思っての質問でした。

雨が降った際の修理をこの費用で行っていらっしゃるということによろしいのか。なぜ、ちょっと30数万かけてグラウンド整備をしてくれっていう話になったのかは、学校のほうに問合せをしようと思いますが、砂代が一応充てられるということで、分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁は特によろしいですか。

○2番（須藤有紀君） はい。

○分科会長（倉部光世君） 特に関連亡ければ、3番目、お願いします。14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 10款2項1目県費補助、小学校施設整備事業費ということで、ガラスのフィルムの貼り替え箇所は、県費補助と補助対象外と両方あるわけですが、それぞれの程度、両方それぞれあるのか。それと、そこにフィルムを貼り替えた経緯といますか、フィルムを貼った実施率といますか、それはどの程度になっているかということでお聞きいたします。

○分科会長（倉部光世君） 教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。

フィルムの貼り替え箇所は、県費補助対象及び補助対象外、それぞれどの程度あり、その実施率については、県費補助の対象としましては、住民が避難することが想定されている箇所及びそこまでの経路が対象となっているため、学校の大部分が補助対象となっております。

補助対象外になる場所ですけれども、職員室、校長室、印刷室、書庫、給食受室、保健室、理科等の準備室になりますが、こちらに関しましても、過去にガラスフィルムのほうは実施済みであります。

実施率につきましては、強化ガラスや網入りガラスを除いた実施率もありますが、こちらも100%となっております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 補助対象外となるとことはほとんどないということですね。

○分科会長（倉部光世君） 教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。

先ほど答弁させていただきましたが、職員室とか校長室とかが補助対象外となります。

○分科会長（倉部光世君） よろしいでしょうか。

○14番（山下 修君） 結構です、ありがとうございました。

○分科会長（倉部光世君） 引き続き4番目をお願いします。14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 同じく10款2項1目で小学校管理総務費、総務課の分で、空調機における利用方法を再度周知とあるが、現状はどのような状況になるのか、また、予算との関係はということで、昨年教室に、普通教室に空調設備が入ったと、そこの辺が関係しているのかどうか、ちょっと状況を教えてください。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。

空調機における利用方法を再度周知とあるが、どのような状況にあるか、予算との関係はについてですが、空調機の利用につきましては、夏季は28度設定で、6月1日から9月30日までの期間とし、室内温度が28度を超えた場合に利用、冬季については19度設定で、12月1日から3月31日間の期間とし、室内温度が19度を下回った場合に利用することとしております。

昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による長期休校により、8月に授業を行ったことや、感染対策として窓を開けながら空調機を使用していたこともあり、例年に比べ利用頻度が多くなったと思います。

周知につきましては、児童生徒の安全を第一に考え、新型コロナウイルスの感染対策を実施するため、節減することは難しいと考えておりますが、運用指針を再度配布させていただく予定であります。

次に、予算との関係についてですが、学校は高圧受電のため、基本料となるデマンドと月ごとの使用料の2項目の合算が請求額になっております。デマンドは、1年間を通じ最大の値を根拠に請求するため、デマンドの増が請求額の増に直結することになります。使用料については、学校ごと上下はするものの、空調機が稼働し、通常の学校運営で通年利用するのが令和3年度が初年度となるため、今後も注視していきたいと思っております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（山下 修君） ちょっと確認ですけど、予算的には、当初、令和2年度見込まれた空調費という、電気料っていうんですか、そこら辺はほぼ予定どおりであったということなんですけど、大分オーバーしたというような感じなんですか。

○分科会長（倉部光世君） 本間教育総務課施設係長。



○教育総務課施設係長（本間秀樹君） 教育総務課施設係長です。

電気料につきましては、予算で見込んだ金額には収まっております。

ただ、先ほど課長が答弁したように、昨年度はコロナの長期休暇で、例年でしたら学校の運営がない8月の一番暑い時期に、エアコンが夏休みが今回12日間ですか、それ以外は回っていたんで、量というか、電気代としても使用料としても、通年で見ると大きくはなっておりますが、予算の中には収まっております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。

○14番（山下 修君） 結構です、ありがとうございました。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

では、次、5番目は須藤委員。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。

10款2項1目小学校管理総務費について伺います。

タブレットは、また44から52ページということで範囲が広いんですけども、全学校で備品購入とありますけれども、この内容と成果についてお伺いをいたします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。

全学校で備品購入とあるが、内容と成果はについてですが、内容としましては、教育総務課で所管している備品費は公用備品となります。学校を運営する上で必要な時計、非接触型体温計や扇風機などの備品購入や故障した備品の買換え等を行っております。

成果としましては、計画的に購入等を行うことで、学校運営に支障がない環境となっていると思います。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。

これに関しては、各学校に予算の使い方の裁量があると、この予算内で何にどれだけ使うかは学校の裁量ということでよろしいのでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。

須藤委員のおっしゃるとおり、学校の裁量というところでお願いしているところでありま

す。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 教育総務課施設係長。

○教育総務課施設係長（本間秀樹君） 教育総務課施設係長です。

学校の公用備品につきましては、各年度の4月ないし5月から学校内でどういうものを買うかということを検討していただき、備品購入計画書というものを学校から教育総務課宛に出していただきます。その中で、購入することが適当なものかどうか等を判断した上で許可をして、許可後に学校のほうで購入をするという形になりますので、検討は学校のほうにありますけど、最終的に許可を出すのは教育総務課のほうで許可を出して、購入計画書を返却するという形を取っております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。よろしいですか。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。

一応事業成果の中に、卒業式等記念品代というものがありまして、これは、今おっしゃった公用備品には当たらないと思うんですけども、これについて伺いたいなど。

といいますのも、すいません、教育振興会の関係で、地元の振興会のほうに、こうした備品に対するご要望も頂くものですから、ちょっとこの卒業式記念品代というのはどういった支出なのか、お伺いできればと思います。

○分科会長（倉部光世君） 教育総務課施設係長。

○教育総務課施設係長（本間秀樹君） 施設係長です。

各学校の教育振興費の記念品代等につきましては、式典における卒業式や入学式、あと進級のときの記念品でありまして、単価的には何百円のものになります。

それにつきましては、各学校、人数掛ける単価ということで、一律の単価を配分させていただいております。

備品、先ほどご質問のあったほうの備品のほうですけども、そちら、学校の運営に関わるもので必要なものを買っているものですから、例えばですけども、先生方の職員室における机、椅子だとか、教室の先生方の机、椅子等になります。

振興会のほうにどういう備品というのは、ちょっと僕らのほうには話が入っていないんですけども、高額な備品なのか、そこら辺もちょっと聞いてはないんですけども、すいません、必要なものがあれば、学校さんのほうからこういう備品で特出ししてほしいよということで、

予算要望のヒアリングの中で、こちらもお話は聞きたいと思います。

以上です。

○2番（須藤有紀君） ありがとうございます。

○分科会長（倉部光世君） よろしいでしょうか。

では、次、6番目、また須藤委員と内田委員ですけれども、併せて、2番 須藤委員、お願いします。

○2番（須藤有紀君） 10款2項2目、ページ数は53から61ページです。

1番、予算執行の具体的内容と成果は、2番、報償費の支出がある学校とない学校があるが、どんな形で支出がされているのかお伺いいたします。

○分科会長（倉部光世君） 教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。

まず、最初に予算執行の具体的内容と成果はについてですが、内容としましては、授業で使用するチョークやラミネートフィルムなどの消耗品、入学・卒業式の記念品代、特別支援学級研究会への負担金が主なもので、教育環境の維持が図られております。

続きまして、報償費の支出がある学校とない学校があるが、どんな支出がされているかについてですが、報償費につきましては、各学校で計画する外部講師への謝礼になります。内容としましては、合唱指導や総合学習などの外部講師の謝礼として支出しております。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、学校の判断で外部講師による学習を取りやめた学校もあったため、支出がない学校があります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

事業成果のところ、皆同じ説明をされているんですね。それで、ない学校のところは、堀之内小学校と出ていないんですね、2万円。ここで聞きしたい、説明のところにある講師料っていうのは、これが何に出たんですか、支出は。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。

堀之内小学校の……。

○15番（内田 隆君） 堀之内小学校の報酬は3万円であって、市立は決算ゼロですね。

事業成果のところには、講師料という言葉が入っていますので、この講師料は、今、支出

されている総需用費とか、使用料とかっていう、要するに支出されている項目の中の何で出しているんですか。

○教育総務課長（八木 剛君） すいません、教育総務課長です。

こちらですけれども、講師料と入っていますが、堀之内小学校で講師を呼んでということはありませんので、すいません、間違って載っているという形になっております。本年度決算のとおり、報償費はゼロという形になります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 外部講師のときには報償費を使って、そうすると今、決算上で数字が出てるところ以外のところは外部講師が今回来なかったというふうに見えていいんですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。

決算額のところの報償費のところはゼロとなっているところに関しましては、外部講師を招いていないということになります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 15番。

○15番（内田 隆君） 間違いは間違いでいいんですけど、やっぱり我々が見るのは字で見れないもので、やはりそこで確かに同じことをずっと書けばいいんじゃないかと、やっぱり決算に基づいて変化があるところについては、やっぱりそれなりの説明をぜひやって、説明書にさせていただきたいなと思いますので、お願いします。答弁結構です。

○分科会長（倉部光世君） じゃあ、よろしく願いいたします。

次に行きます。7番目ですので、14番 山下委員、お願いします。

○14番（山下 修君） 10款2項2目小学校特別支援教育就学奨励費ということで、支給対象者の数が、令和2年度は68名で、前年より22名増えていたわけなんですけれども、今後さらに増えていくのか、どのように把握されているのか、人数の関係を、その辺についてお伺いいたします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を、教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。

今後の支給対象者の人数をどのように推定しているかについてですが、年々特別支援学級に入級する児童数が増加している現状があり、それに伴い支給対象者数も増加しております。

具体的には、令和元年度は、特別支援学級の児童数64人のうち71.88%の46人が支給対象でありましたが、令和2年度は、特別支援学級の児童数93人のうち74.19%の69人が支給対象で、令和3年度は、特別支援学級の児童数120人のうち76.67%の92人が支給対象者となり、特別支援学級の児童数及び支給対象者が毎年増加しております。

今後の特別支援教育就学奨励費の対象者数の推定方法につきましては、次年度、特別支援学級に入級予定の児童数に、過去3年間の入級児童数に対する支給対象者の割合を掛け、算出していきたいと思っております。

以上であります。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（倉部光世君） では、次、続きまして8番目も、14番 山下委員お願いします。

○14番（山下 修君） 10款3項2目就学援助費、中学校費ということで、これも支給対象者が29名、令和元年度より増えて増となっております。ここ、記載されておりますけれども、その要因についてどのように捉えているのか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。

支給対象者が29名増となったが、その要因をどのように捉えているかについてですが、支給対象者数が増加した要因につきましては、就学援助申請書の申請理由を見ますと、離婚による母子・父子家庭の増加、失業等による収入の減少、障害や病気等により働くことが困難など、様々な要因が複合的に影響しているものと考えております。

また、失業等による収入の減少の理由としましては、新型コロナウイルス感染症による影響もあるのではないかと考えられます。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（山下 修君） 14番。

新型コロナの影響もあるんじゃないかということなんですけども、まさに令和3年度に入ってもこういう状況ですので、今年度の状況というのは、やっぱりさらに増えているというような状況に推移しているんでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。決算とはちょっと関係ないかもしれませんが。

○分科会長（倉部光世君） 教育総務課長、答弁をお願いします。資料ありますか。教育総務

課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。

令和3年度に関しましては、小学校、中学校とも減っております。この要因が何かというのは、ちょっとすいません、何とも言えないところでございます。

○14番（山下 修君） また要因は探ってください。

○分科会長（倉部光世君） よろしいでしょうか。

○14番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（倉部光世君） 以上で、教育総務課に出されておりました事前質疑は終了となりますが、これの関連及びそのほかに質疑があればお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。東委員、よろしいですか。

では、教育総務課のほうは、以上で終了させていただきます。

続きまして、学校教育課の審議に入りたいと思います。

では、事前質疑を出されました、9番目ですね、また14番 山下委員、お願いいたします。

○14番（山下 修君） 14番 山下です。

10款1項2目の事務局総務費、学校教育課ということで、この内訳を見ますと、需用費が備品購入費の執行率が非常に低くなっている。需用費は60%くらいなんじゃないですかね。ですから、備品購入費も半分ぐらいになっている、こういう状況じゃないかと思うんですけども、この理由はどういったことなのかということと、また、学校の円滑な運営に問題はなかったかということで、よろしくをお願いします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。赤堀学校教育課長。

○学校教育課長（赤堀智生君） 学校教育課長です。よろしくお願いをします。

需用費、消耗品費と備品購入費予算につきましては、それぞれ令和3年度への繰越しを行っております。その分の金額が、令和2年の執行額には入らないため、執行率が低くなっております。

なお、総繰越額につきましては、需用費975万4,000円中309万6,000円、備品購入費は2,161万9,000円中970万4,000円、繰越合計額は1,280万円となっております。

菊川市におきまして、令和3年度の予算繰越しについて、3月議会でお認めいただきまして、学校要望を適切に把握した上で、当該事業費を執行することとしました。この繰越明許を行わなければ、当該補助金を活用して感染対応もなかなか思うとおりにできなかったとい

う現状があります。したがって、まさにコロナ禍における学校の円滑な運営のための対応であり、特に問題はなかったということで認識をしております。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（倉部光世君） ありがとうございます。

続きまして、また山下委員のほうからお願いします。14番。

○14番（山下 修君） すいません、続きまして10款1項2目小中一貫連携教育推進費ということで、この事業課題という部分に、今後の進め方だと思いますけれども、9年間を見据えた取組の系統化また一貫性のあるカリキュラムの作成というようなことが書かれておりますけれども、具体的な取組、これ、令和3年度からになるのか、本年度のことを言っているのかもしれませんが、令和2年度の岳洋中学校の実績を踏まえて、どういうふうな方向性で取り組んでおられるのかということをお願いしたいと思います。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（赤堀智生君） 学校教育課長です。

平成25年の6月に閣議決定をしました第2期教育振興基本計画において、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指し、義務教育9年間を通じて児童生徒の発達に合った学びを実現するための取組を推進するという文言が盛り込まれました。

これを受けまして、菊川市では、目的の1つ目として9年間を見据えた取組の系統化、これは、学舎としてどんな子どもを育てていくか、また、どんな学校を目指すか等、地域住民と教職員の間で共通理解を深めながら、9年間を一まとまりと捉えた教育目標を設定し、それに基づき9年間の系統性を整備した教育課程、カリキュラムを編成して行っております、行うことを目的としております。

目的の2つ目としまして、一貫性のあるカリキュラムの作成ということです。菊川型カリキュラムとして、学舎及び地域の特色を生かすとともに、小小の連携、小中学校間の連続性を意識をしながら、その指導であるとか支援方法の統一を図ることを目指しております。

こうした以上の目的として、例えば、今お話のありました岳洋中、学舎ですけれども、学舎校長会の統括の下、カリキュラムづくりの担当部会、編集部ですが、において素案を作成しつつ、実践・検討しながら充実したカリキュラムとなるよう取り組んでおります。

○分科会長（倉部光世君） いいですか。答弁が終わりました。再質疑、14番。

○14番（山下 修君） ありがとうございます。令和2年度と令和3年度の当初予算の説

明資料等を見ますと、ここに書いたような言葉が今まで出ていなくて、何か特出したようにここで強調されて書いておるものですから、何か今後の進め方とか新たなものがあったのかなとは思ったんですけども、ちょっと初めて、今回、決算でこういう記述がされたものですから、伺いました。ありがとうございます。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

では、次、11番を5番 坪井委員、お願いします。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。よろしくお願いします。

10款2項1目です。タブレットだと33ページでございますけど、ここの方向性のところに、虹の架け橋教室との連携をより強めながらということで記載をしてありますが、この辺りについて、どのような具体的、具体策があるかというのを伺います。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（赤堀智生君） 学校教育課長です。よろしくお願いします。

市が開催をします外国人児童生徒担当者研修会というものがあります。そこにおいて、毎年虹の架け橋の職員にも参加依頼を行いまして、講師となってもらったり、あと、学校の職員と話をしてもらったりということで、連携を深めております。

今後も、指導力を向上させながら、学校とつながりを深めるような研修内容を工夫し、検討していきながらということで、実りある研修を継続していきたいと考えております。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。

その中、研修会やっていく中で、虹の架け橋の皆様から要望とかそういうのも受け入れてということなんでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（赤堀智生君） 学校教育課長です。

虹の架け橋のほうも、やはりそうした中でいろいろ現状というものがあるものから、そうしたまた要望を受けながらということではありますが、すぐで解決していくものではないものから、その中でできることをまた検討しながらということで取り組んでおります。

○分科会長（倉部光世君） 5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井。

この前レクチャー頂きまして、虹の架け橋につきましては、ちょっと勉強したんですけども、本当にいい事業をやってみえるものから、ぜひともその連携を吸い上げながら進め



ていただくようよろしくお願いします。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） それでは、次、12番目、山下委員。14番、お願いします。

○14番（山下 修君） 10款2項1目通級指導教室運営費、学校管理費ということで、今後の課題というふうなところに、ポプラの小笠地域の追加設置を県に要望しているということが書かれておるわけですがけれども、言葉の教室との、小笠地区には小学校に言葉の教室というのがあるわけですがけれども、ポプラというのは、運営形態、指導内容等何か違いがあつてあくまでも小笠地区にもということで要望するんだと思いますけども、そこら辺の内容、違いを教えてくださいたいと思います。

○分科会長（倉部光世君） 学校教育課長。

○学校教育課長（赤堀智生君） 学校教育課長です。よろしくお願いいたします。

今、お話にもありましたように、言葉の教室につきましては、小笠北小、そして堀之内小学校に、そしてポプラについては六郷小学校ということで今設置をしております。言葉の教室につきましては、言語通級であり、通常学級での学習におおむね参加ができますが、言語機能の基礎的な事項に発達の遅れがある児童に言語改善の指導を行っております。ポプラにつきましては、発達通級であり、通常学級での学習におおむね参加ができますが、自閉症であるとか、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害により援助を必要とする児童に対して、発達の特性に応じた指導を行っているということになります。どちらも個別指導ということで実施をしております。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（山下 修君） 県のほうへ要望されているんですけども、この設置の可能性については、どのような。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。糸川学校教育課学校指導係指導主事。

○糸川学校教育課学校指導係指導主事（糸川君） 指導主事、糸川です。県のほうの要望については、育成枠ということで、今年度、六郷小学校のポプラについて、教職員を充てて研修をしている最中です。ですので、かなり開設については可能性が高いと考えております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。よろしいですか。

○14番（山下 修君） ありがとうございました。

○分科会長（倉部光世君） では、13番目の坪井委員、山下委員からの質疑ですが、どちらで

すか。

○5番（坪井仲治君）　まとめていいですか。

○分科会長（倉部光世君）　じゃあ、坪井委員、お願いします。

○5番（坪井仲治君）　じゃあ、5番　坪井です。10款3項1目です。1番、2番、類似しているところがありますんで、まとめてみます。

①のほうです。日本語指導講師を増員することはなかなか困難とあるが、予算的に困難という意味か。日本語指導講師の増員についての今後の対応は。外国人の存在は、菊川市の人口減少の歯止めに寄与するとともに、重要な労働力となっているため、外国人児童指導費と合わせてその待遇改善を図るべきであるかどうか。

②のほうです。各中学校の対象となる外国人生徒はどの程度いるか。講師の増員は難しい状況ということだが、今後の対応はということでもよろしくをお願いします。

○分科会長（倉部光世君）　学校教育課長。

○学校教育課長（赤堀智生君）　学校教育課長です。よろしくお願ひいたします。

国としましても、外国人の子どもの教育に一層の充実を図るとしておりました、外国人児童生徒が多い菊川市においてもその支援や指導性の重要性については十分理解をしているつもりであります。日本語指導講師につきましては、増員により支援や指導がより充実すると考えております。日本語指導講師にふさわしい日本語力や人柄、子どもに関わる条件に当てはまる人材を雇用することがなかなか難しい状況もあります。翻訳機等も活用しながら、日本語指導講師の翻訳、通訳業務等を減らし、児童生徒に関わる時間を充実させていきたいと考えております。

いろいろ研修会等を行う中で、日本語指導講師につきましても、その子どもの関わり方であるとか、指導、援助の仕方など、不安に感じている部分も声として聞こえてきます。今後、待遇改善とありますが、研修の機会等充実をさせながら、日本語指導講師の不安や悩みを少しでも改善をしていくと、そうした中で指導力の向上及び受入れ体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

そして、各中学校の対象となる外国人児童生徒ですが、5月1日における対象ということで人数の報告をさせていただきます。岳洋中学校につきましては57名、菊川西中学校では23名、そして菊川東中学校では24名となっております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君）　答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番　坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 坪井です。今、岳洋57人あらためまして、東中24名ということで、外国人の生徒さんお見えなんですけど、外国人の指導講師を必要とされる生徒さんというのはこのうち何名ぐらいですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。糸川指導主事。

○糸川学校教育課学校指導係指導主事（糸川君） 日本語の援助が要するという数ですが、57名、23名、24名となっておりますが、子どものことを育てていくには保護者が不可欠です。保護者の方は、お子さんが日本語が上手であっても、保護者の方が日本語がしゃべれないということがありますので、面談等で、やはりおうちの方に指導していただいたりお話をしたりということで、これ以上の数が必要となってくるということで思っていたらと思います。以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 指導される方の対象者は少ないということでしたが、それは、対象者、あと育てるべき施策をされているということですか、研修とか何かやって。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。

○5番（坪井仲治君） 養成という意味で、対象者。

○分科会長（倉部光世君） 指導者を養成しているかということでもいいですか。

○5番（坪井仲治君） はいそうです。

○分科会長（倉部光世君） 糸川指導主事。

○糸川学校教育課学校指導係指導主事（糸川君） 指導者の育成に関しては、もちろん技術面においても、指導面においても、育成していくべきことがあるので、研修を重ねているところです。人材を集めるに当たっては、令和2年度1人増員をしたことがあったんですけども、その中で面接に来てくださった5名の方がいらっしゃったんですけども、やっぱり、日本語がなかなか上手にという部分が、そこで、日本語の部分でちょっと十分に条件を満たしていないという方がいらっしゃって、その中でやっぱり生徒指導というとすごく難しい言葉であったり、大事な言葉というのがたくさん出てくるものですから、その中で、やっぱり採用させていただいた方は日本人の方を採用させていただいています。なので育成というところがすごく大事なんですけれども、人材確保という面ではすごく難しいなというふうに感じております。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番です。ぜひ、難しいなで終わらせずに、必要としていることです

ので、進めていただいて、この点の生徒さんたちの親御さんにもなるかもしれない、ぜひよろしくをお願いします。

○分科会長（倉部光世君） あと、山下さん、いいですか。

では、14番目を須藤委員からお願いします。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。10款3項2目心の教室についてお伺いします。タブレットでは198ページになります。相談件数は何件か、また前年と比べて増えているかお伺いをいたします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（赤堀智生君） 学校教育課長です。よろしくお願いいたします。

令和元年度の相談件数は37件、令和2年度の相談件数は36件となっており、相談件数だけを見るとほぼ横ばいであるという状況があります。ただ、相談だけで終わっているわけではないものですから、それ以外、心の教室相談のほか、適応指導教室「このゆびと～まれ」の運営がありますので、そちらを行ったりであるとか、あと、市内に小中学生を対象に、登校に不安を感じる子どもたちのスモールステップとして、また、そうした子どもが安心して過ごせる居場所づくりであったり、時には心のエネルギーが低下しているものですから、そうした心の子どものエネルギーを充実させる場として機能をしております。

現在、今年度につきましては、5人のお子さんがいます。菊西中3名、岳洋中2名ということで活用をしている現状があります。こうした中で、先ほどスモールステップというお話をさせていただきましたが、こうした通所を通じて、少しずつ学校と連携を取りながらということで、学校へ登校を始めたという生徒の実績もあるということが現状になります。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。ありがとうございます。今、菊西3名、岳洋2名の合計5名利用されているということだったんですけども、東中の利用者がいらっしやらない理由は何かありますでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 高塚指導主事、お願いします。

○学校教育課学校指導係指導主事（高塚君） 指導主事の高塚です。心の教室相談員は、市で行っている適応指導教室の相談員と各学校に、中学校に1名配属している相談員のほうがございます。各学校においては、市の適応指導教室「このゆびと～まれ」には来てはおりませんが、そちらの相談室で自分の居場所としてまた教室へ行くためのスモールステップとして活用している生徒は複数名おります。また、こちらの生徒についても、頻度のほうは様々で

はありますので、今回その総数については把握してはいないところですが、そういった学校の相談室についての活用はございます。そちらのほうも非常に需要が多いものですから、今後も続けていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。もう1点、事業課題のところ、生活環境の多様化やコロナ禍における行動制限等により、不安な気持ちを抱える生徒が増加しているというふうに書いていただいたんですけども、相談件数自体は減っているということで、この整合性はどういうふうに、件数は減っているけれども生徒は増加しているというのは、どういったことなんでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 高塚指導主事。

○学校教育課学校指導係指導主事（高塚君） 指導主事の高塚です。昨年度は、私、岳洋中学校の現場のほうで養護の補佐をさせていただいておりましたけれども、一斉休校期間については、保護者の方もそういった相談をためらう傾向があったように感じております。その後、例年の横ばいになったということは、むしろ学校を活動している中での不安というのは非常に大きかったのではないかなと、これは推測ですが、そういうふうに感じております。私自身も岳洋中学校に勤務していた際には、休校明けに教育相談というのを各学校で行っているんですが、そういった相談員さんも含めた全校どの先生にも相談できる機会というのを行ったところ、例年行っている教育相談よりも多くの生徒さんが活用してくれた実績もありますし、保護者の方もそこに携わってくれた経緯もありますので、実数として申し上げることはできませんが、そういった実態は各学校においてあったのではないかなと思っております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

以上で、事前の質疑のほうを終了したいと思います。いままでのものの関連質疑及びそのほかの質疑がございましたらお願いします。12番 鈴木委員。

○12番（鈴木直博君） 12番 鈴木です。今のお話の中で、生徒さんのほうから先生に対して、悩みを相談するという、そういうシステムですよね。それは直接、先生って来るんですか。

○分科会長（倉部光世君） 高塚指導主事。

○学校教育課学校指導係指導主事（高君） 指導主事の高塚です。私が申し上げるのは岳洋中学校のシステムになりますが、年間3回、ペーパー式で教育相談について、日頃の生活について悩んでいることと、学校生活のみならず、子どもたち、家庭のことも含めて、様々な不安を抱えて生活している部分がございますので、希望式の教育相談という形で行っておりまして、そちらのほうを昨年度岳洋中学校では3回行うところを、3回のうちの1回をちょっと増やす形を取りまして、より手厚く子どもたちの声を拾っていこうということで実施しております。恐らく菊川西中学校や岳洋中学校やそれぞれの小学校でも、各学期ごとのアンケートであったりとか、いじめの調査等も行っているながら、そういった声を吸い上げていく活動はしているものと思われまます。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。12番 鈴木委員。

○12番（鈴木直博君） それ年3回、（「岳洋中学校」と呼ぶ者あり）岳洋中学校は3回、もうちょっと増やすというそういう予定はないですか。

○分科会長（倉部光世君） 高塚指導主事。

○学校教育課学校指導係指導主事（高塚君） 指導主事の高塚です。各学校によっては、年間5回のアンケートを取っている学校等もありまして、そういった機会を通して子どもたちの声を吸い上げることもしている実態があるかと思えます。ただ、私たち学校教員のほうでは、日常から子どもたちの例えば予定帳の声を深く見守ったりだとか、あと学期ごとの成績等を渡すときに、保護者の方と一緒にそういった面談の方法として、不安に思っていること等を吸い上げる等々取組をしておりますので、実数として子どもたちの声を耳を傾ける回数というのは3回以上取れているのではないかなというふうに思っています。またこちらのほうで不安になった児童生徒には、積極的に声をかけるようにしておりますし、各学校の生徒指導体制で、担任だけが抱え込まないように取組のほうも進めているところです。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。よろしいですか。そのほかございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番、横山ですが、事務局総務費、学校教育課のところですが、7ページ、校務支援システムというのがございますが、これをもう少し具体的にちょっと聞きたいと思いますが、目的はよくわかるんですが、これは、全国的に校務支援システムの導入率というのは、60%まで行かないということを聞いています。静岡県とか愛知県とか、非

常に高い導入率は聞いていますが、そこでちょっと具体的な説明をしていただきたいと思いますのですが、説明の中で、事業成果のところですが、公務の迅速化と負担軽減ができた。それと、もう一つは次期学習指導要領の対応を実現することができたということですが、このシステムを導入することによって、もう少し具体的にこの成果についてちょっとお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 下嶋学校政策係長。

○学校教育課学校政策係長（下嶋君） 学校政策係長です。委員今おっしゃいましたとおり、昨年度校務支援システムを菊川市内の小中学校に導入することができました。ありがとうございます。それ以前なんです、昨年度、これを入れるよって大きく変わりましたのが、委員もご承知かと思いますが、石山哲也前学校教育課長が独自で作成しましたエクセルなどを駆使した様々なソフトウェアを菊川市においては使用しておりまして、それまでの間、ほかの市では何千万というお金をかけて入れていたものが毎年浮いていたという、逆に言うとその形になります。私が直接ご本人から聞いた話なんです、いつまでも自分現役じゃないから、どこかのタイミングで手を引かないと、これはさすがにまずいという話をされておりまして、それが4年、5年ぐらい前から思っていたそうなんです、昨年度やっと議員の皆様のご理解のもと、本来のきちんとした他市と同様のクオリティーの校務支援システムを入れることができました。書いてある教員の多忙の解消ですとか、子どもたちに資するものですか、それはもう本来校務支援システムが導入されてあるべき姿ですので、やっぱり石山哲也ご本人が言っていたのであえて言いますが、しょせん素人がつくったものよりきちんとした会社でつくったもののほうがいいに決まっているということで、現場においても、今までよりもクオリティーが高いものを先生方が使って、それが子どもたちにフィードバックされているというふうに考えています。

○16番（横山隆一君） それはいいんですが、その効果、これを入れることによって具体的な効果がどういうふうになったか、どういうことをされてそういう効果につながったかということですか。

○分科会長（倉部光世君） 高塚指導主事。

○学校教育課学校指導係指導主事（君） 指導主事の高塚です。こちらの校務支援システムについては、スズキ校務という浜松の会社のソフトのほうを使っております。スズキ校務のほうでは児童生徒の基本情報を入力することで、名簿の作成、指導要録の作成、成績表の作成、個別の生徒指導情報の管理等が行えるようになりました。また、小学校から中学校への進学

の際に引継ぎが行えるようになり、校務のほうはかなり軽減されたと考えております。

また、次期学習指導要領の対応につきましては、本年度より中学校が本格実施となり、これまでの4観点における評定から、3観点における評定に変更がございました。そういったところにつきましても、本システムを使うことで観点別に適切に処理することができるようになりました。そういったところから、教職員の業務改善につながったと考えております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、ちょっと気になったのは、この校務支援システム、内田洋行とか他メーカーあるわけですが、この導入率が低いというのが全国的に見ると。ちょっとその要因というのがよくわからなかったんで、あえてお聞かせをいただいたんですけど、各学校においてこの使い勝手というんですか、については問題がないんですか。それぞれ若干の格差というんですか、ある意味感じるんですが、その辺はいかがですか。

○分科会長（倉部光世君） 高塚指導主事。

○学校教育課学校指導係指導主事（高塚君） 指導主事の高塚です。今現在においても使う中で出てきた学校の要望であったり、必要な改善については行っているところであります。浜松に本部があるスズキ校務さんを使わせてもらっておりますので、素早い対応をいただいて、それぞれの学校のニーズに合った名簿等の作成にもつながっていると考えております。

○分科会長（倉部光世君） よろしいでしょうか。そのほかございますか。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。今のところでちょっと関連をしてお伺いをしたいんですけども、今年度予算審議のときに、ストレスチェックが教員の方は平均より高いというふうにお聞きしまして、その原因が文書が大部分を占めるというふうにお伺いしたんですけども、この校務支援システムの導入により、今非常に先生の負担が軽減されていると伺いましたが、そうした文書への負担軽減にも効果があるということ、それについてはいかがでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 高塚指導主事。

○学校教育課学校指導係指導主事（高塚君） 指導主事の高塚です。こちらの校務支援ソフトは、全ての先生方に関わる部分と例えば教務主任であったり、生徒指導主事に主に関わる部分がございますので、全ての先生方に等しくこちらの働き方改革であったりだとか、校務の多忙化の軽減というところに結びついているというわけではございませんが、成績等の事務につきましては、これまで、先ほど下嶋係長のほうからも説明がありましたように、前任の



課長がつくってくださったエクセルソフトを使ったところからもう少し連動性のあるというか、もの変わったところで、そういったものについては、それぞれの教科担任であったりとか担任はかなり校務のほうは削減できているんじゃないかなと思います。ただ、そういったソフトとソフトをつなぐということに関しても、昨年度までは、幾つかのソフトを経由して1つの成績表を作っていましたが、今回のスズキ校務については、1つの大きなソフトの中にそれぞれ成績も出席も入っておりますので、そういったところをつなげる作業というのは確実に削減されて、校務の多忙化は少し軽減されたと考えられるんじゃないかなと思います。

○分科会長（倉部光世君） そのほかございますでしょうか。16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 16番 横山ですが、ちょっと単刀直入に聞かせてもらいますが、何回もこの質問はされていると思うんですが、魅力ある学校づくり調査研究事業と小中一貫の関係ですけど、端的に聞きますが、縦の接続の中でなだらかな接続ということを言われていますが、不登校児童もすぐには学舎が始まって、あるいは学びの庭構想が充実していく過程だろうと思うんで、なかなかその効果というのは見えにくいと思うんですが、不登校児童の実態というんですか、令和2年度における状況をちょっと教えてください。

それと、なぜ申し上げるかと言うと、魅力ある学校づくり調査研究事業というのは、子どもたちに児童に学校が楽しいであるとか、そうした魅力をいかに感じてもらうかというところから、学舎連携の横のつながりの中で、非常に重要な部分だと思うんですよ。そういう中では、岳洋学舎が最初やられたんで、その中で、こうした魅力ある学校づくり調査研究事業の結果とか経緯をやはりきちんと生かしていく必要があると思うんです。学舎連携の中で、この前発表会があったときに、ある地区の委員の方からそうした岳洋学舎についての課題が、要するに目的がちょっとはっきりしていないんじゃないかというような、そのような意見が多分寄せられたと思います。私のところに相談があったんですけども、その辺のことで、要するに不登校児童をできるだけ少なくする、なくす、そのためにはそういった連携が必要だと思うわけですが、この魅力ある研究事業と岳洋学舎への生かし方とか、連携とか、この辺のことでちょっと相互の理論になりますが、考え方をちょっとお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。それと今言った不登校児童の実態をちょっとお聞きしたいと思いますが。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。高塚指導主事。

○学校教育課学校指導係指導主事（高塚君） 指導主事の高塚です。不登校数については、平

平成30年度から令和2年度からの資料がございますので、口頭で説明させていただきます。平成30年度菊川市内の小中学校のこちらのほうについては、魅力ある学校づくりに関する部分になりますので、小学校6年生から中学校3年生までのデータとしてこちらのほうで伝えさせていただきます。

不登校生徒数65名、そのうち、前年度から継続して不登校になっている児童、生徒が45、新規に不登校になったと考えられる児童、生徒が20です。

続いて、令和元年度、総数が63、継続数41、新規数22となります。令和元年度から魅力ある学校づくり事業のほうスタートしております。令和2年度については、総数53、継続数34、新規数19となっております。令和2年度については、県の調査のほうでも話題になった中に、一斉休校が行われておりましたので、6月以降の出席に関する不登校数のカウントになりますので、例年に比べるとそういった事業日数がそもそも少なかったというところで、実数として少なく計上されたというような指摘もございます。しかしながら、学校の実態としては、まだまだ菊川市の課題として考えられる数の不登校のお子さんやそれに準ずるお子さんもあるという把握はしておるところでございます。

魅力ある学校づくりに関しましては、昨年度まで私のほうが市の担当者、現場と担当者として、岳洋中学校の生徒指導主事として行ってきた経緯がございますので、その経緯から説明のほうさせていただきます。

魅力ある学校づくり調査研究事業は、国県のほうから委託を受けまして、菊川市のほうから令和元年度、岳洋中学校区をモデル地区にして進められている事業でございます。

端的に申し上げますと、魅力ある学校づくりは新規不登校数の削減を目指したプログラムです。どのような形で新規不登校数削減を目指すかと申し上げますと、これまで私どもが行ってきた、学校現場が行ってきた教育課程、子どもたちにとってよいというふうに考えて行う行事であったりとか、授業の取組であったりとか、そういったものを、これまでは教師の判断基準とか、価値基準の中でよいと思って進めてきたものを子どもたちが学校は楽しい、授業はよくわかる、みんなで何かをするのは楽しい、授業に主体的に取り組んでいるといった4つの項目から、子どもたちの声をもとにチェックのほうをしていきたいと思います。

本当に子どもたちがこの学校の先生が考えた運動会の例えば方式であったり、合唱の方式であったりということがよいと感じているならば、今学校に来ている子どもたちは学校に継続する、学校が楽しいと思いつけてくれるであろうということを仮定しまして、その子どもたちのそれぞれの4つのアンケート項目の声をもとにそれが下がったときに、なぜ下がった

のかというものを子どもたちの声から私たちの教育活動を振り返っていくと、そういうことを繰り返して、子どもたちの声でP D C Aサイクルを回していくことで、学校はよりよい学校になっていくであろう。そうすれば、それが子どもたちにとって魅力のある学校、私たちの声をしっかりと先生たちはわかってくれて、学校を運営してくれているというのが1つの大きな流れになっております。

そういったことを2年間続けていく中で、私たちがよいと思って積上げ型で行ってきたプロジェクトの中には、費用対効果が薄いものであったりだとか、継続するか悩んでいたけれども、なかなか切れずにいたようなものを、私たち教員も思い切って子どもたちの声に寄り添って、ここに力を集中してやっていくことで、もっと子どもたちにとって魅力のある学校になるという仮説を立てて、それがいわゆる働き方改革だと思うんですけども、そういうふうに行えたものもございますし、やはりこれは、よいと思ってきたけど、それほど費用対効果が高くないから、少しここについてはこっちに力を入れるから、これは取りやめていこうということにも取りかかれたのも事実だと思います。それが、すぐに新規の不登校数を削減することによって、不登校数を削減するというにはなかなかすぐにはつながらないことだと思うんですが、私が今度市の担当者として今研修会等でも、そのシステムについて各学校の生徒指導担当や魅力担当のほうに伝えておりますけれども、これが日常的に行われることで、もしかすると数年かけてより菊川市の子どもたちにとって、菊川市の学校というのは、私たちのほうがしっかりと感じて運営してくれているということにつながっていけば、今来ている子たちは来続ける学校になるというふうに考えております。

長くなって申しわけございませんでした。

○分科会長（倉部光世君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、小中一貫の教育の中で、一番の課題というのは、菊川市においては、施設が分離しているということです。一貫校であれば、その接続とかについては、やはり非常に能率的で効果的にできると思うんですが、別ということになるとどうしても難しいところがあるのかなというような感じ方以前からしていたんですけど、地域との横のつながりとか、あるいは縦のつながりも含めて、こうした実務的にやっているこの事業、これをうまく連携させるというんですか、これが私重要だと思うんですが、今言ったように立体型でない場合においては、縦の接続というのは非常に難しい。端的に私、難しいと思っているんですけど。そうした中では、この事業の連携ということが非常に重要だと思うので、これからの岳洋学舎、あるいはほかの西、東についても、この辺のデータをきちんと連携さ

せるということが非常に重要だと思いますので、ぜひその辺でお願いをしたいと。これ、実は、この前、地域の協議会へ参加している方とちょっと話をしたときに、そういった意見が出ましたので、申し伝えておきたいと思います。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。そのほかございますか。

私から1点お願いします。説明資料のタブレットで75と96とかのG I G Aスクール構想で、昨年1人1台の端末のほうに配備されておまして、今、いろいろ足りない部分をやっていただいているんですけども、菊川市はほかに比べるとI C T進んでいると言われていたんですけども、現状やはり緊急事態宣言で学校休んでいるお子さんとか、今お話にあった不登校のお子さんに対して、リモート授業というか、そちらも進めていっていただきたいと考えておりますけれども、現状、菊川市として、そのリモート事業とかの取り入れの進捗というのはどのようになっているのでしょうか。

高塚指導主事。

○学校教育課学校指導係指導主事（高塚君） 指導主事の高塚です。菊川市学校教育課のほうでは、8月の中旬ごろから、菊川市の感染拡大を受けて、教育総務課と相談をしまして、緊急事態宣言が、蔓延防止等が発令された際の一斉休校を1つ考えた上でのオンライン授業についての話し合いを進めてまいりました。そこで、ある程度の方向性をまとめたものを8月の第3週に各学校のほうに連絡をしているところです。そちらについては、一斉休校を想定しておりますので、午前中4時間、1コマを15分というふうに切った形で、学校の回線負担と各家庭の通信機についての負担を考えた形の提案させてもらっておりまして、そちらのほうをもとに、各小中学校ででき得る形の準備を進めていただいているところです。そういった成果もありまして、緊急事態宣言発令後の9月の第2週ごろからですけども、市内の小学校のほうでオンラインミーティングの試行というのを午前中授業、給食なしの下校の期間がございましたので、その午後の時間を通してそういった形で試行的に行ってくれているところが複数校ございます。また中学校においても家庭には帰らずに、学校の中でオンラインミーティングのやり方についての練習を行ったり、レクチャーを行ったりということで、市内ほぼ全てとは言いませんけども、かなり多くの学校でそういった準備が進められているところです。

また、登校不安を抱える児童、生徒さんにおいても、こちらも各学校での実態は様々ではありますけれども、授業をG o o g l eのM e e t機能を使って、流しっぱなしというよう

な形での参加に協力してもらったり、また録画機能を使って、G o o g l e C l a s s r o o mクラスルーム等に貼りつけて、見れるタイミングで見てもらったりというところで、一斉に同じような方式を取ることも大変よいことだと思うんですが、各家庭の実態も様々で、例えば小学校低学年のお子さんなんかは、接続する技能というところでまだまだ課題がございますし、保護者の方々にその支援もしていただけるかというところ、先ほどコロナの失業の話がございましたけれども、昨年の一斉休校したことによって、かなりの方々のそういった失業が起こって、今回もまた一斉休校をぱんとやったことによって、オンライン授業やりますということで行ったときに、そういった失業の不安も菊川市も大変ございますので、そういったところについては、やっぱり各学校がその保護者の方や児童生徒の実態に合わせてオンライン授業の配信をかなり工夫して行ってくれています。

新聞報道で出るように、菊川市やっていますというのを報道することも1つだとは思いますが、そういった私たちがきめ細やかに誰一人取り残さないということをもとにやっております。また、家庭の回線状況調査についても、先週の金曜日まででもう一度第2回目のほう取らせてもらって、大体これぐらいのギガ数の通信負担をしていただいた上で、私たちはオンライン授業をやることも検討していますが、協力いただけますかという調査も丁寧に取りらせてもらいまして、その実数も把握いたしました。それをもとに、教育総務課の皆さんのほうでW i - F i ルーターの接続であったりとか、あとオンライン授業についても、やっぱりカメラが必要であったりとか、タブレットを固定するものが必要であったりとか、あとヘッドセットが必要であったりとか、そういったものが全くない中で先生方は頑張ってくださいているものですから、そういったものの準備も進めております。

なかなか表には見えづらくて、菊川市はどうしているのかなという不安の声もいただくのは実際ではございますけれども、各学校も市教委のほうと連携して、本当に真摯に向き合っ取り組んでくださっていることは、この場を借りてご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

**○分科会長（倉部光世君）** ありがとうございます。着々とというか、学校に合った進め方をされているということで、タブレット1人1台入れた成果が出てきているのかなと思います。先ほどの学舎の件も、離れていても、タブレットの中で一緒に活動したりとか、先ほどのミーティングみたいなことをしたりということもできていくと思いますので、ますます活用していただけたらと思います。

ほかに皆さんからなければ、ここで入替えをしたいと思っておりますけれども、質問はよろしい

ですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） では、ここで学校教育課の決算審査を終了いたします。ありがとうございました。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時24分

○分科会長（倉部光世君） それでは、続きまして、社会教育課の決算審査に移ります。

質疑を行います。始めに事前通知を提出された委員の質疑から行います。質疑の事前通知を提出された委員は挙手の上、事前通知に従って質疑を行ってください。

担当課の方は午前に引き続き、またお願いいたします。

15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） それでは、社会教育関連の一番上ですけど、家庭教育推進費の関係で、委託料が予算どおりに支出していますけれども、コロナ禍におきます環境変化に対してどう対応されたかをお伺いしたいと思います。

○分科会長（倉部光世君） 社会教育課長。

○社会教育課長（木村良一君） 社会教育課長でございます。家庭教育学級委託料の支出に当たり、コロナ禍における環境変化への対応ですが、例年は、保護者が家庭教育についてお互いに学び合うことを目的として、年6回以上、講師を招いた講座や親子体験活動などの取組を計画していただき、保護者同士の交流や親子の触れ合いを図っていただいております。市は、活動に係る費用や情報提供等の支援をしております。

環境の変化への対応ですが、令和2年4月に各学級の役員の担当教諭を対象とした説明会を開催しまして、コロナ禍における密閉、密集、密接の3密を回避するための対応を協議し、給食の試食のような飲食を伴う活動は行わない。通常より距離を取り、広い会場、または屋外で開催する、クラスごとに開催時間をずらして人数を減らすといった対策を行っていただきました。

また、市から国、県等が作成した在宅での取組事例のリーフレットを提供し、各家庭で行

える親子読書や早寝早起き朝ごはん運動、家庭で植物を栽培し、成長日記をつけるといった活動が行われました。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。自粛という過程で家庭でやったりいろんな年6回と延べ1,336という人数は、当初に比べてこのとおりの実施ができたのか、それともある程度、この分について縮小はしたけど、委託料だけは変更がなかったのか、その辺はどうですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。鈴木社会教育係長。

○社会教育係長（鈴木 君） 社会教育係長です。例年でしたら、年間6回以上という活動を3回以上ということに緩和をさせていただきました。おおむね1回につき1万円の委託料を目安にして、各学級が計画する活動に必要なと思われる金額を計上をしてくださいと、1学級5万円の予算の範囲内で計上をしてくださいというふうなお願いをして説明を差し上げました。

その結果、5万円より減らして委託金を提出してきた学級もありますし、予算の上限の5万円で委託をした学級もあります。

内訳がありますので申し上げますと、委託額5万円で事業を行なった学級が9学級、4万円が7学級、3万円が6学級、2万円が2学級、計24学級となっております。

回数につきましては、そこで講座をやったり中身に依じて金額が変わっていますので、委託金が少なかったからといって回数が少ないといったようなことはありません。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。予算額95万円はどこかで減額、今言われたような形の中で減額が起きて95万円を計上したのですか。

○分科会長（倉部光世君） 社会教育課長。

○社会教育課長（木村良一君） 社会教育課長でございます。当初予算では125万円、当初予算計上させていただきまして、第9号補正、2月の補正にて14万6,000円を減額させていただいております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。では、次、もう一度、15番 内田委員、お願いします。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。タブレットの111にあります子ども教室の関係ですけれども、一応、見ると、開校講座っていうんですか、これを中止してありますけど、中止をして全てがそれに絡むか分からないんですけど、支出は出ていますので、これを中止して、あと残った支出は、それでも出た支出はいったいどういうものがあるかを説明願いたいと思います。

○分科会長（倉部光世君） 社会教育課長。

○社会教育課長（木村良一君） 社会教育課長でございます。放課後子ども教室の開催を中止した中で、支出の内容ですが、令和2年度当初は、新型コロナウイルスの影響を考慮し、小学校の夏休み明けの2月から開校を目指して、各教室でコーディネーターを中心に準備が進められておりました。

結果的に感染症の収束が見込めず、8月中旬にコーディネーターやサポーター等々と関係者との協議の結果によりまして、令和2年度の教室の開校を中止いたしました。

歳出の内容につきましては、開校に向けた教室の準備に係る消耗品費や印刷製本費など経費、あと次年度の開催に向けて協議を進めるため、会議を開催したことによる謝礼となります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

今ちょっと2月とおっしゃったけど9月ですよ。

〔発言する者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 8月に準備して2学期からということですよ。すみません。

では、次、山下委員、内田委員、お願いします。どちらか。14番、お願いします。

○14番（山下 修君） 10款5項4目芸術文化事業振興費ということで、文苑きくがわの関係ですが、先日、教育審議会でご説明いただいた部分もあろうかと思うんですけども、ちょっとラップしてしまうかもしれませんけれども、簡単にご説明をお願いしたいなど……

〔「大きな声でお願いしたいです」と呼ぶ者あり〕

○14番（山下 修君） 文苑きくがわが休刊となったが、作品の投稿数、投稿者の年齢、それぞれの推移はどうであったか。投稿者の年齢については、令和2年度の部分が投稿された方の年齢帯がどうなっているのか。

それから、もう一点、文苑きくがわ休館に伴う予算変化が……

〔発言する者あり〕



○14番（山下 修君）は、どこにあらわれているのかということで、すみませんが、重複するかもしれません。よろしくお願いします。

○分科会長（倉部光世君） ちょっと前回、伺いたものと重なるかもしれませんが、お願いします。社会教育課長。

○社会教育課長（木村良一君） 社会教育課長でございます。作品の投稿数、投稿者の年齢、それぞれの推移がどうであったのかですが、個人の作品投稿数は、平成18年度の創刊号は56件でした。最も投稿が多かったのは、平成22年度の第5号で83件、平成28年度の11号以降は40件を下回り、令和2年度の第15号では37件となりました。

また、投稿者の年齢につきましては、応募条件に年齢を含めていなかったため把握できていませんでしたが、令和2年度に刊行した15号について調べた結果としては、投稿者数29名のうち市外の4名を除くと25名となり、年代別の人数が10代が2名、30代が1名、60代が2名、70代が7名、80代が9名、90代が4名で、20代、40代、50代はゼロ名、投稿者の平均年齢は73歳でございました。

文苑きくがわは、休館に伴う予算の変化がどこにあらわれているのかですが、令和2年度は第15号の編集を行い、令和3年3月に刊行いたしました。

芸術文化振興推進費のうち、文苑きくがわに関する予算は7節報償費の編集議員謝礼、11節需用費の印刷製品費が該当します。令和3年度に当初予算編成におきましては、これらの課目を計上していなかったため減額となった部分が予算の変化となります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。印刷製本を3月に21万6,000円減額をして、最終的に11万9,000円残した理由って何か。決算が11万9,000円。

○分科会長（倉部光世君） 社会教育課長。

○社会教育課長（木村良一君） 社会教育課長でございます。当初予算、令和2年度の当初予算におきましては、印刷製品費が36万9,000円を計上させていただいておまして、第9号の補正予算、2月の補正予算にて27万6,000円を減額いたしております。そして、支出済額、支出命令額のほうが11万9,350円という形になっております。

以上です。

○15番（内田 隆君） 分かりました。すみません。

○分科会長（倉部光世君） よろしいでしょうか。14番。

○14番(山下 修君) 先ほどの年代別のクラスでちょっと、もう一度お願いしたいんですけども、10代を、30代、60代。

○分科会長(倉部光世君) 社会教育課長。

○社会教育課長(木村良一君) 社会教育課長でございます。投稿者数の実数なのですが、投稿者数29名のうち、市外の人を除くと25人、年齢別の人数は10代が2人、30代が1人、60代が2名、70代が7人、80代が9人、90代が4人となっております。

以上です。

○分科会長(倉部光世君) 以上で、事前に出された質疑のほうは終了となりますけれども、今出たもの、そのほか質疑がございましたらお願いします。よろしいですか。社会教育課の件。14番。

○14番(山下 修君) 今の文苑きくがわの件ですけれども、休館ということなんですけど、市民の方々がこういう発表の場というのは継続的にほしいということが言われておまして、教育委員会でも今後廃止じゃなくて、何か持続可能な形のことを検討していきたいということをおっしゃっているわけですけれども、それを持続可能な形なものを追求するために、どういったこう検討といいますか、投稿者との話し合いというのが必要か、どのようにその辺はお考えになるんですか。

○分科会長(倉部光世君) ご答弁お願いできますか。社会教育課長。

○社会教育課長(木村良一君) 社会教育課長でございます。様々な課題があるという説明をこの前分科会のほうでもお話をさせてもらったように、それとちょっと同じことになってしまっているんですが、現在、社会教育課としては、他の市町の文芸誌の募集や編集、発行方向など、文芸振興事業の情報収集を行っております。再発刊の可能性を含め、様々な文芸振興の発表の在り方について調査研究を今後していきたいと考えております。

今後、文芸について、行政、投稿者、読者、編集委員、文化協会が一堂に会して今後10年、20年と続けていけるよう、持続可能な方法について検討していくということで、文芸の在り方について、今後意見をいただく機会を設けていけるように検討していきたいと考えております。

以上です。

○14番(山下 修君) ありがとうございます。重複したかもしれませんが、すみませんでした。ありがとうございます。

○分科会長(倉部光世君) そのほか、社会教育課に質疑のある方はいらっしゃいますか。

[発言する者なし]

○分科会長（倉部光世君） いらっしゃらないようでしたら、以上で社会教育課の決算審査を終了いたします。

続いて、図書館の決算審査に移ります。

事前質疑を出された委員から質疑をお願いします。山下委員、14番、お願いします。

○14番（山下 修君） 14番。10款5項6の図書館サービス事業費、新たなサービスとしてデジタルコレクション事業を計画していくとのことですが、いつのころから開始される予定なのか、またこの事業の効果はどのように考えておられるのか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。堀川図書館長。

○図書館長（堀川訓子君） 図書館長でございます。新たなサービスデジタルコレクション事業、こちらですが、国立国会図書館のデジタルコレクション事業ということになります。こちらは国立国会図書館で収集保存しているデジタル資料の一部を公共図書館のパソコンから閲覧できるサービスとなります。全国の公共図書館、それから大学図書館等のうち、国立国会図書館に利用申請を行い、承認を受けた図書館で利用ができます。

菊川市立図書館は、今年7月に国立国会図書館に利用申請を行いましたので、承認された後、9月から10月に両館でサービスを開始する予定です。

閲覧できる内容は、絶版なので入手することができない図書、明治期以降の貴重書や雑誌、神代後期以降の漢籍、博士論文、昭和55年以前の放送脚本の一部となります。

このサービスの導入によって、市民の必要な情報へのアクセス手段や共用知識を高める機会が増えることとなります。

また、身近な場所で国立国会図書館所蔵の貴重な資料が閲覧可能となるため、地理的な障害が緩和されて、利用者の利便性が向上するとともに、このような時期ですので、感染予防対策を講じることができます。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（山下 修君） 14番 山下です。

実際に市民の方からこういうサービスというか、あるから、ぜひ入れてもらいたいとか、そういった要望みたいなのはこれまでにあったんですか。

○分科会長（倉部光世君） 堀川図書館長。

○図書館長（堀川訓子君） 図書館長でございます。特にこのコレクションに、国立国会のデ

デジタルコレクションに関して導入してくださいと、直にということはないんですが、古い資料ですとか、もっと図書館にないようなより多い資料ということをお求めになる方がいらっしゃいますので、その辺については蔵書数が限られている図書館のサポートとなると思っております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。

○14番（山下 修君） 結構です。ありがとうございました。

○分科会長（倉部光世君） 以上で、事前質疑を終了いたします。

関連及びそのほかの質疑がございましたらお願いいたします。12番。

○12番（鈴木直博君） 12番 鈴木です。

国会図書館の今のお話ですけど、雑誌なんかは、古い雑誌というのもデジタル化されて見ることができるようになっていっているのでしょうか。それともだめなのか。期限が、期間があるのか。

○分科会長（倉部光世君） 堀川図書館長。

○図書館長（堀川訓子君） 図書館長でございます。図書館の中で、国立国会図書館だけは特別に資料の滅失や汚損を避けるということで、図書館資料のデジタル化で推して保存することが認められておりますので、その中で、まだ著作権が未了のものというものも入っておりますので、通常の図書館では見れないような雑誌等のデジタル化も国立国会図書館中のデジタルコレクションの中には入っております。

○分科会長（倉部光世君） 12番。

○12番（鈴木直博君） それは、図書館でこうやってこう見れるんですか。それとも自宅で見れるんですか。

○分科会長（倉部光世君） 堀川図書館長。

○図書館長（堀川訓子君） 図書館長でございます。著作権が満了のものは国立国会図書館のデジタルコレクションの中で、各ご家庭のパソコン等で見ることはできるんですが、今のうちに、著作権がまだ引っかかってしまったりとか、あと著作権者の利用のほうの確認が取れないものにつきましては、国立国会だけがデジタル化しておりますので、そちらを公共図書館が見たいということで申請をして公共図書館の館内で見ることができるようになります。

○12番（鈴木直博君） 分かりました。ありがとうございました。

○分科会長（倉部光世君） ほかにございますか。1番 東委員。

○1番(東 和子君) 1番です。今、先ほども、国立国会図書館って全ての蔵書って、発行しているのが全部国立国会図書館にあるというふうに認識しているんですが、今9月から12月、新たに申請するというと、具体的に申請が許可が下りて、我々が図書館なり自宅に見るなりで見れるっていうのはいつごろになるのでしょうか。

○分科会長(倉部光世君) 堀川図書館長。

○図書館長(堀川訓子君) 図書館長でございます。利用申請のほうは7月に行わせていただいたので、今審査をされている段階になります。そちらが承認される予定が、早くて9月、10月ぐらいまでにはできんではないかということで、こちらは館内のみの申請の分ですので、9月から10月にかけて図書館の中で見るようになります。

○分科会長(倉部光世君) よろしいでしょうか。そのほか。16番 横山委員。

○16番(横山隆一君) すみません、16番ですが、図書の入替えというんですか、購入に当たってはすけれども、小笠と菊川において選定するその特色っていうんですか、そういったものがあるかどうかという点と、それと事業の実施内容のところ、経年劣化した資料の一部はリサイクル市を通して市民に無償提供したとありますが、この図書の入替え、その処分をしたりというものはどの程度の冊数ですか、あるのかということです。

それと、リサイクル市を通してというもの以外に、再利用、再利用と言っていいのかわか、そういったものはどういうふうになっているのか、お聞きしたいと思います。

○分科会長(倉部光世君) 堀川図書館長。

○図書館長(堀川訓子君) 図書館長でございます。まず、選定の基準と申しますか、各館でどのように購入をしているかということですが、お互いの図書館で重複しないようにということは、まず予算面のことから考えております。

それから、多くの方が利用したいものというものを両館どちらも選んで、特定分野にかたよらないように。それから、予算の計画が、計画的な執行ができる、あと広い分野で信頼できる著者のものとか出版社のもの、そういう基準に則って両館のほうで行っております。

あとは法改正とか医療技術が日々進化しておりますので、そちらの時代に沿わないようなものは排除していくということで選定のほうを行っております。

○16番(横山隆一君) 新規で1万冊というんですか、1万冊ぐらいですか、購入されているということですね。それ廃棄をしたりリサイクル市で出したりとか処分をしたりというものはどのぐらいあるか。

○図書館長(堀川訓子君) リサイクル市というのを毎年度、各館で2回、年度2回やっ

るんですが、そちらのほうで、リサイクル市につきましては、古い図書と、あと各ご家庭のほうからもリサイクルに回してくださいというものが入っておりますので、純粋な図書館の本のみではないんですが、令和2年度のリサイクルに対象としたものが8,072冊、実際、リサイクルで活用したものが4,746、率でいいますと58.8%ぐらいリサイクルで活用できたということになります。

あとリサイクル以外にも汚破損等でちょっともう利用ができないようなものは処分をさせていただいていたり、あとはそのまま、貸し出したまま戻らない不明本等も廃棄というか、処分のほうをさせていただいております。

○分科会長（倉部光世君） 16番。

○16番（横山隆一君） そうした蔵書の中で、なかよし号へ載せるものっていうのは、特別何かこう特出すべきものというか、何かある、設定についてですが、あるかという点ですね。

それともう一点、併せていますけど、すみませんね。市民の方から、私のところにも先日、昔の何か記録した図書っていうんですかね、そういったものが利用できないかっていうんですかね、というような話があったんですが、そういったものの受入れとかというのはされているんですか。

○分科会長（倉部光世君） 堀川図書館長。

○図書館長（堀川訓子君） 図書館長でございます。まず、なかよし号に掲載している資料ですが、貸出しのほうで低学年がなかなか多いので、低学年向けのものを重点的に今載せているような状態です。

それから、各ご家庭等で寄贈というんですかね、そういうお願い、そういう依頼がありましたときは、中身を見させていただいて、全てということではなく、頻度の高いようなものですか、あとは共同資料として価値があるというか、そういうものにつきましては、こちらで引き受けさせていただいております。

○分科会長（倉部光世君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） ないようでしたら、以上で、図書館の決算審査を終了いたします。

ここで執行部は退席となります。どうもありがとうございました。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時56分

○分科会長（倉部光世君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は挙手のうえ、発言をお願いいたします。

教育文化部全般で、今日いろいろな観点からご意見出ておりましたけれども、皆さん、いかがでしょうか。

昨年、コロナ禍で学校も休校とかいろいろなことがあって、夏休みが短くなったりですとか、いつもと体制が少し、かなり違ってきたかとは思いますが、横山隆一議員おっしゃっていたような、学びの庭の件ですとか、あとはギガスクールの件ですとか、皆さんが気になっている施設とか備品ですとかの件ですとかいろいろあるかとは思いますが、何か決算を見てのご意見、ございましたらお願いします。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。決算の今日の答弁を聞いていてちょっと思ったんですけれども、心の教室のところ、東中の「このゆびと～まれ」ですかね、適応指導教室の利用者がゼロだったってところで、お声として、東のほうまで行くと、東中のほうまで行くと、通うのに遠くて大変なのでもう一個増やしてほしいという声をいただいてまして、これ決算ではなくて予算のほうになるかもしれないんですけども、利用者数の絶対はちょっと決算で見た上で、予算のほうに教室を1つ増やすような反映の仕方をしていただけないかなというのをちょっと感じた次第です。

○分科会長（倉部光世君） 心の教室、適応指導教室。実際にあれもちょっとやめさせていただいて、やっとならなくなったのを立ち上げ直していただいて、早くも何年ですかね、何年か経っているんですけど、確かにあそこに小笠の中央公民館ですので、自力で行けるかというとなかなか行けないというのは実態であります。本当は2つあるといいなとは思いますが、予算もかかります。

実際、不登校もすごく減少はしておらず、ただ、これからは無理に学校に行かなくてもいいんじゃないかっていうほうに国も大分シフトチェンジをしているので、その辺、別の面、ちょっとフリースクールじゃないですけど、居場所とかもできてくればいいんですが、地方だと、田舎だとなかなか難しいのかなというところはございます。

先ほども学校に来れるような試みもいろいろ先生方は手を尽くしてくださっていますが、それをなくすための学びの庭でもあったりですとか、小中のね、連携のところで、今どこも多いのでというところもありますが、皆さん、何かご意見ありますか。

東さん、どうですか、ご担当されていていかがですか。

○1番(東 和子君) そうですね、適応指導教室、今年6年目で5年間担当させていただきました。私自身が担当したのでは、やっぱり1年目は、まず教育相談室が適応指導教室という、「このゆびと〜まれ」っていうふうになったけども、知名度もないし、どんなところかというのでも分からなくて、現場の先生方が学校で不登校の子がいるんだけども、そこに紹介するというところまでいかなかったというのが最初でした。それが、だんだん浸透してきて、私たちも学校でいろいろ行って、お話も聞いて、不登校の話も聞いて、そういうのが浸透していて2年目から徐々に紹介してくれたりとか、そういうのを聞いてきたというのが。

今、倉部委員長がお話しているのは、本菊川市の教育委員会のホームページも余り「このゆびと〜まれ」っていうのが浸透していないもんだから、そういうことが、大体今のお母さんっていうのは、ネットでホームページを見て、まずどこに探すというのがあるんだけど、それに載っていなかったもんだから、それもちろんと教育相談ということでこういうところありますよっていうことで、ホームページも浸透してきて、それを見て直接来るお母さんもいるし、学校から、さっき言った、最初は浸透していなかったんだけど学校から来るようになったっていうのがあります。

ただ、不登校なので、10人入れたら10人ケースが違うし、だから人数が多いから、人数が多いからいいわけでも、少ないから悪いわけでもなくて、やっぱり一人一人に関わるということと。

それから、もう一つ私たちがやっていたのは、やっぱりおうちの人を支えていました。やっぱり本人はもちろん支えるのもそうなんだけど、その家族も全部支えながら関わっていくという形でずっとやってきたということ。

今、東中の話が出たんですが、今中央公民館でやって一番いいのは、教育委員会と、あそこにあるもんだから、何かあったときに直結で行くから、そこで何かもめたというか、問題点があったらそこで形になってまた動くもんだから、話が早いんです。だから、そして、また学校に行くという、フィードバックできるというところがあって、そういう面ではあの場所にあるっていうのは、利便性というか、子どもにとってもそうだし、私たちも、実際に関わった人間もそうなんだけど、動きやすいというところはありません。



さっきも5人、西中の子とか岳中の子が来ているというのは、大体もう段々おうちの人、先生方も安心して送り込んできたというのが、いいのかな、いいというか、段々そういう形になってきたのかなと。

ただ、言えることは、必ずもそれ学校に戻る子もいれば戻らなくて卒業をする子もいるんだけど、今は卒業しても受皿もあるもんだから、昔みたいに学校に行けない子がイコール行くところがないとか学校がないとかいうことではなくて、いろんな学校の選択肢もあるもんだから、高校のね。だから、全てそこに、学校に戻らないから、成績がつかないから高校には行けないとかどこかの専門学校とかっていうふうになるんじゃないかと、高校も行けるし、もちろん専門学校に行って、今私たちの時代と違って、いろいろな選択肢があるっていうのが今の学校へ行かないということを選ぶ、もちろん学校に戻る子もいるんだけど、戻らしてあげたいけども全てを戻る子ではないし、ただそういう選択肢が昔みたいなことはなくて、広がっているというのが今の状態だと思います。

○分科会長（倉部光世君） 3人ですかね、支援員さん関わっていると思います。東さんは、新規が3人。

○1番（東 和子君） 今だって3人とか5人とか言っていたよね。

○分科会長（倉部光世君） 違う違う、支援員さん。

○1番（東 和子君） 私たち。常勤が1人、あと2人が週に、3人体制なんだけど、曜日が変わって、あとの2人は曜日をずらして3日と2日かな、でやっているという感じです。

○分科会長（倉部光世君） 場所を増やすとそれだけの人の経費がかかるということで、場所が今、中央公民館の1室を使って、当初は移動させられていたのがやっと部屋を1個固定させてもらったという、亀のような進み方なんですけれども、何とか今やらせてもらっているというのが現状なので、本来、学びの庭の学舎ごとであれば、本当は一番いいかなとは思いますが、学校に行けない子は学校に行きたくないで違う場所がないといけないし、なかなか深い問題かなとは思いますが。前向きに何か運動ができればいいですね。

○ 5番（坪井仲治君） ホットラインか何かあればいいがね。相談員さん面と向かってじゃなくて、これ代表電話番号ですよ、案内だけね。だから、ホットラインでもつくって。

○分科会長（倉部光世君） なら、LINEとかで相談できるとか、今はほかのところは結構やっつけやっていますけれども、ちょっとまた違う、今のタブレットで違う学校の連絡ツールがありますので、ICTと学習と色々なものをまぜながら、そういう対応ができていったらいいですね。

ほかに、学校のこととかいろいろ出ていましたけど、審査する中で気づいた点、何か提案しておきたい点等ありましたらお願いします。12番。

○12番（鈴木直博君） 不登校の人が53名って言うていましたけど、多いなって、そういう印象を受けまして、こういうタブレットが渡っていないのかあるのか、出来れば渡してあげて、先生とその……渡っています。

そういう家庭で勉強するという機会をつくってあげたらいいかなと思うんです。

○分科会長（倉部光世君） それをさっき、私が質問をして回答してくださったんです。

○12番（鈴木直博君） そのためには先生の教育とかそういうのも必要になってくるんじゃないかなと思って。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） ありがとうございます。教育文化部、何かご意見、これでいいのかなとか何か、いかがでしょうか。16番。

○16番（横山隆一君） 内田の中で、前々から、私が議員になったことから、その命題を背負って私は来ているんですけど、城館遺跡というのがあって、さっきも予算書でも決算書でも出ているんですが、横地城と高田の大屋敷遺跡、これ両方が一つとして城館遺跡群という一つの事業になっているんですけど、横地のほうについても、この前代表の方ともいろいろ話をしているんですが、まだなかなか地権者の関係であるとか、課題はいくつかあるんですが、大きな問題はやっぱり高田の大屋敷遺跡、かれこれ10何年になりますかね、いまだにあの広い2.何ヘクタールですか、毎年、年に2回、草刈り保全を加わっているんですが、一向に話が進まない状況です。

西方高橋線の高橋地区における地権者との折衝とかこういった問題点、西中のすぐその所とか問題あるんですけど、こうした事業の進め方、同意者が、なかなか同意の取れないことによって、毎年大きなお金を拠出しなければならないという事態も発生するわけですが、大きな道路なんかで市道が静岡空港のときもそうなんですけど、収用法という法律があって、どうしても必要なものであればその審議会等で図って強制的に土地収用ができたりするんですけど、なかなかこれも難しいんで、私もなかなか個人的な見解もあるもんですから対応できないこともあるんですけども、特に高田大屋敷遺跡に関しては、かなり大きな問題を抱えているということで、いつめどが立つか分からないような状態なんですけど、ひとつ報告をさせていただきますが、こういった事例というのは、志瑞の焼却場のことも含めて、そういったところがたくさんあるんですね。どうしてもお金をいや応なくして出していかなくてはい

けないっていう、そういったものの取扱い、取組というのは、大きな課題だなというふうには感じています。

そこだけじゃなくて、それぞれの地区でもいろいろあると思いますけど、私が知る限りではたくさんそういったことはあります。

○分科会長（倉部光世君） 城館遺跡群とか横地城跡その他いろいろ言われましたけれども、古文書とか何か古いものに最近手をつけだしていますので、こちらのほうにももう少し政策に目を向けて、何とかできるようにしていただけると、ずっとそういえば、何か出てはきますが、進展している気配はないので、1回どこかで声をしっかりしていただきたいかと思えますね。

何かほかにありますか。歴史とか文化とかもう少しせつかくいいものがありますので、活用できるように、もう少し社会教育課にも頑張っていたきたいと思っていますけど、今度アエル、ちょっと今日全然アエルの話していませんでしたが、指定管理者募集をかけて、別の業者が来ているとちょっと聞きましたが、今のSBSプロモーションになるか、それは分かりませんが、コロナ等で休館続いたりですとか、なかなか経営に苦戦されていますけれども、やはり菊川市の顔で、中心として活用していけるようにしていただけるといいなと思います。

どうですか。何かアエルの件とかで皆さん、改修かなりいろいろお金が今かかっているところですけども、何かありますか。ないですか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。アエルもそうですけど、小菊荘もね、指定管理者制度というものは、問題というのはね、あながち経費の部分が先行したような取組になっていて、アエルもそうなんですけど運営協議会があってね、その中で市民のニーズであるとか、いろいろ聞く中でいい形の運営をしていこうということで進めているわけですが、小菊荘も同じなんですけど、行政が関わるといわゆる裁量とか非常に狭まっちゃうんですね。

それで、今のプロモーションもそうですし、今のビル保全というところが小菊荘やっているんですが、こちらの支配人ともよく話をするんですが、いいアイデアがいっぱいあるんですよ。アエルもそうなんですけどね。

ところが、なかなかやっぱりこの施設の運用にしても、利用の方法にしても、ちょっと行政が関わると「ちょっとそれは」という話がどうしても出てきてしまって、もう少し裁量権を指定管理者に与えるということをしないと、なかなか市民ニーズに合った活用というのは進まないなということをや非常に強く私感じていまして、特にアエル、小菊荘なんかもそんな

んですが、アイデアを出すということですね。

「それはちょっともう少し慎重にやってください」みたいな話にどうしてもなってしまう。この辺をちょっともう少し整理して、指定管理者の能力を生かせるようなものにしていかんやいかんということは、非常に強く感じていますね。

○分科会長（倉部光世君） はい、そうですね。ぜひ計画となる市長にも腕を振るっていただいてね、少しいろんな空気の入れ換えもしていただかなきゃいけないのかなと思います。

せつかくあるものをね、ちゃんと使っていないといけないですね。14番。

○14番（山下 修君） 1点よかったなというわけじゃないんですけども、その小菊荘の関係、ビル保全という形でいろいろ消毒関係をやっている部分があるわけじゃないですか。コロナの関係で、ある程度そちらの需要といいますか、仕事があって何とか今は引き継いで、真っ赤っかだと思うよ、うちらは。

そういった意味では、そこらは発注してといいますか、受けていただいて助かったなというのが実際のところじゃないのかなと。これがもしやっぱり飲食関係とか、そういったことがメインの耐震関係だけの業種が受けていたらですね、手を上げていたかもしれない。そんなことをちらっと考えることがありますね。

〔発言する者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 小菊荘はうちの所管ではないんですけど。（笑声）

○14番（山下 修君） そうか、全く違うのか。商工会。

〔「商工会、そうそう、そっちから出てる」と呼ぶ者あり〕

○14番（山下 修君） そこはアエルに関連できるんですかね。

○分科会長（倉部光世君） 指定管理の観点として、やはりお力のあるところに管理していただければ、ちょっと苦しくても何とか継続できるという関連で出させていただきました。

○14番（山下 修君） 以上です。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。はい。

じゃあ、以上で議案第38号のうち、教育文化部の決算に係る審査を終了します。

ただいま出されましたご意見等を基に分科会長報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会長報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

それでは、病院の方に入っていきますので、本来50分からを早めに来ていただきました。トイレとかまた行きたい方がいれば、少し5分ぐらい休憩してください。

〔「先にやりましょう、お待ちください」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 大丈夫でしたらそのままお待ちください。

閉会 午後 3時16分

開会 午前 8時58分

○（伊村 君） では、定刻より少し早いですが、互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立をお願いします。相互に礼。

〔起立・礼〕

○（伊村 君） ご着席ください。

分科会長よりご挨拶をお願いします。

○分科会長（倉部光世君） 皆様、おはようございます。

昨日に引き続き、令和2年度の決算関連に関する審議を、本日はまた1日になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○（伊村 君） ありがとうございます。

それでは、ここから先の進行は分科会長お願ひします。

○分科会長（倉部光世君） ただいまから、一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会を開会いたします。

本日は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計決算及び請願の審査を行います。

これより議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第38号 令和2年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、生活環境部に係る事項を議題とします。

会議時間短縮のため、事前質疑を一通り行い、事前質疑における関連は、課ごと最後に行います。

また、事前通知については、あらかじめ提出された内容の範囲内で行っていただき、事前通知以外の質疑は関連程度にとどめるようお願いいたします。

初めに、鈴木生活環境部長、所管する課名等をお願いします。鈴木生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木 勝君） 生活環境部でございます。

本日、審査をお願いする所管課につきましては、市民課、環境推進課、小笠市民課となります。よろしくお願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。課ごと順番に質疑をお受けいたします。質疑、答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いします。

質疑の事前通知を提出している委員についても、質疑時間の中で改めて質疑し、まとめた質問については、代表の委員がまとめて行うようお願いします。

また、発言する際には、必ず冒頭で番号、役職等を述べ、はっきりと大きな声で発言するようお願いします。

限られた時間を有効に活用するため、議員個人の意見については、後に予定しております自由討議で述べていただき、ここでは簡潔明瞭な質疑、答弁にご協力をお願いします。

初めに、市民課の決算審査を行います。

質疑を行います。事前通知を提出された委員の質疑から行っていきます。質疑を出された委員は挙手の上、質疑を行ってください。じゃ、5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。おはようございます。

内田さん、これまとめて言っちゃっていいですか。

〔「ほとんど同じですから、やってください」と呼ぶ者あり〕

○5番（坪井仲治君） じゃ、まとめて言います。

2款3項1目、決算資料はタブレットの11ページになります。

①マイナンバー普及率が28.5%になり、年間14.3ポイント上昇したが、この増加割合をどう評価するか。そして、今後の目標設定と具体的な向上策はあるか。マイナンバーカード導入により、業務の効率化は確実に図られているか。

②交付率28.5%（プラス14.3）は、目標等はどうであるのか。また、業務量の増大とはどんなことか。

以上、よろしくお願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。落合市民課長。

○市民課長（落合和之君） 市民課長です。マイナンバーカードの交付の件でございますけども、交付率が大きく伸びたのは、まず、マイナポイントの制度のおかげであったということが言えると思います。それまで交付率は、5年かかって14.2%だったものが、僅か1年で14.3ポイントの増加の28.5%になったことは、高く評価できると考えています。

職員は、カード交付に係る交付前設定、交付案内通知の作成、交付予約の受付、交付時説明、それから暗証番号設定案内等の大変な作業を行っております。

なお、国は近い将来、ほぼ全ての国民がマイナンバーカードを持つようにするとしており、この点において、まだ目標数値には少し遠い数字であるということは否めないかと思っております。

市民課は、交付率を年間5ポイント上昇させるということを掲げておりまして、交付率を上げるための取組としましては、これから展開されるマイナンバーカードの活用をPRしたり、それから交付申請の補助や交付の際に粗品を進呈するなどして、交付の促進に努めております。

マイナンバーカードの導入による業務の効率化について、現時点において直接的に業務の効率化として見えてきているところは、なかなか見いだすことができませんが、市役所窓口が開いていないときでも、コンビニにおいて証明書の取得ができるようになり、市民にとっては利便性が向上した面もあるのではないかというふうに考えております。

それから、今後、国としては、この先、マイナンバーカードを利用した行政手続等を進めることとして着々と施策を講じつつありますが、カードの交付を主に業務として行っている市民課としましては、それらの施策にしっかりと乗れるように、マイナンバーカードの普及に努めるところでございます。

それから、目標等につきましては、先ほど申し上げたとおり、市民課としては、まず年間5ポイントの上昇ということを掲げておりますけれども、それを上回るペースで今来ているところで、国が掲げる近い将来、ほぼ全ての国民がマイナンバーカードを取得できるようということに向かって、なるべく努力をしていくというところで今考えております。

それから、マイナンバーカードに係る業務につきましては、先ほどお話ししましたように、いろんな交付前設定から案内通知等の作成、それから実際にお見えになっていただいたときの暗証番号設定等の案内等をやっておるわけでございますが、おおむね全てに係る1件当たりの要する時間は、30分程度かかるというところを考えております。マイナンバーカードの交付の件数が増えれば、それだけ交付の業務が増えることになるというところでございます。

なお、業務の増大に関しましては、市民係全員で協力体制を取り、会計年度任用職員の資質の向上を図るなどして、窓口業務委託従業員の協力によっても対応しているところでございます。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 今、1名の方がパソコン置いて、導入について対応されているんですが、あの方は大体どの辺までといったらおかしいんですけど、交付率がどの辺りまでというところは。先ほど最終的には100%ということをおっしゃっておられましたけど、常設であそこに見えるというのは、どの辺りまででしょう。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。落合市民課長。

○市民課長（落合和之君） 市民課長です。あそこの1階のロビーのところにおられる方は、実は、マイナポイントの予約の受付を業務としてやっていただいている方でございます。その方のことでよろしいですね。

〔「はい、そうです」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（落合和之君） ちょっと所管が企画政策課でございまして、ちょっとマイナンバーカードの交付自体は市民課でやっているんですけども、その上の乗っている制度で、マイナポイント制度が今あるわけで、そこはデジタル化のいろんなことの推進として企画政策が担当しておるんですけども、今の段階では聞いていることとしましては、マイナポイントの取組については、実際マイナンバーカードを今年の4月までに交付された方に対して、マイナポイントの付与をしている。

それが期間としては、使える期間が12月まで延長されたということですので、今のところ企画政策課のほうで、あそこに行っていた方については、12月までは行っていたくということで、お話を伺っております。

○分科会長（倉部光世君） 答弁終わりました。ほかよろしいですか。関連ございません。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。忙しいというのは、今のマイナンバーカードの手続的に忙しいという。今28%と言いますから、30%とみなしても、あと70%あるわけですよ。70%、5ポイントずつ上げていくという計算すりゃ、多分十二、三年かかると思うんですけど、その間はこの言葉がずっと出てくる形になるというふうに理解してよろしいですか。

○分科会長（倉部光世君） 市民課長。

○市民課長（落合和之君） 市民課長です。まず、市民課としては、年間5ポイントの上昇を目指しているというところでございますけども、実際の上昇率は、先ほど2年度を見ていただいたように、14.3ポイントの上昇ということでございまして、その後、今年の最新でございますけども、8月末現在ですと、39.2%程度の交付率というふうになっておりまして、かな



りのペースで今上がっているという状況でございます。

おっしゃっていただいたように、年間5ポイントの上昇ということを目指しているということだけ捉えると、やはり何年かかるというのは明白でございますけども、そうではなくて、実際の上昇率として、これだけ今上がっているということに対応して業務を行っているというところでございます。

これからは、もう少し強力な何か体制を取って行って、交付の伸びを考えていく施策も展開していかなければならないかなというふうには考えております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。市民課の目標の5ポイントに対して、14.2という約3倍の業務量になって交付率が上がった関係上、今の体制でいくと、大変忙しいというふうに理解してよろしいですか。

○分科会長（倉部光世君） 市民課長。

○市民課長（落合和之君） 単純な比較ではございませんけども、言っているように、交付率がかなり伸びているということで、それに対応する職員も、今、一生懸命仕事をさせていただいておりますけども、その業務量は今増えているということでございます。

以上です。

〔「分かりました。結構です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。14番。

○14番（山下 修君） 14番。すみません。令和2年度末までに職員の方はというような形で、できるだけマイナンバーを取得してもらいたいという形で進めたと思うんですけども、職員の方、今、取得率というんですか、交付率というのは、どの程度になっているか。

○分科会長（倉部光世君） 市民課長。

○市民課長（落合和之君） 市民課長です。大変申し訳ございません。職員のちょっと管理については、ここでちょっと把握していないもんですから、実際どのくらいの今職員が持っているかというこの把握ができておりませんが、総務課のほうで年度初め、それから年度経過の時点において、何か月かに1回ということになりますけども、マイナンバーカードの取得については調べをしております。

それで見ると、以前ちょっと聞いたところによりますと、職員のマイナンバーカードの所持率はかなり上がってきているというところで、これはちょっと正確な数字じゃないですけど

も、感覚的には8割以上、9割近い数字があるんじゃないかというふうには思っております。  
以上です。

○分科会長（倉部光世君） 直接関係ないものは最後をお願いします、質疑、今の。

〔「うん、交付率の関係だけでね」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 後で伺いたいと思います。

〔「結構ですよ。はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） では2番目……。

〔「ちょっともう一点です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） もう一点。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。先ほどマイナポイントで上がったというより、僕らもそれからやったんですけど、通知を一斉に出していたのが、僕は自分自身効いたかと思ったもんで。

ですから、そういう個別のやっていない人に対する攻撃といったら申し訳ないんですけど、施策というのは今後も考えられるんですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁求めます。落合市民課長。

○市民課長（落合和之君） 市民課長です。今お話がありましたマイナンバーカード未取得者に対して、実はマイナンバーカードの作成を担っているJ-LISと言われる機関があるんですけども、そこから直接、マイナンバーカードを作成をしたらどうですかという案内通知が出たのが、昨年11月ぐらいからです。

ちょっと市民課を経由していないものですから、実態のところは把握しづらいんですけども、何回かに分けていろんな方々にお送りをしていたというところで、それもある程度、マイナンバーカードの交付が伸びた一ツかなというふうには思っております。

ただ、やはりおっしゃっていただいたように、一番の皆さんの関心を引いたのはマイナポイント制度、マイナンバーカードをつくって、キャッシュレス決済のものにひもづけたものによって、最大5,000円相当のポイントが付与されるという制度が、かなり市民の皆さんにも大きく響いて、この交付率に伸びたというところを感じております。

以上です。

〔「いいです。分かりました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

では、次に行きます。2番目をお願いします。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。2款3項1目の戸籍住民基本台帳の総務費ということで、説明資料は13ページになります。

マイナンバーカードによる窓口交付システム利用とコンビニ交付の証明書交付の件数が1,900件余り報告されているが、これ以外の従来の窓口業務による証明書の発行は何件あったかと。よろしくをお願いします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁求めます。落合市民課長。

○市民課長（落合和之君） 市民課長です。コンビニエンスストアにおけるマイナンバーカードを利用した証明書の交付について、まず説明をさせていただきますと、コンビニで取れる今証明書は、住民票の写し、それから印鑑証明、所得課税証明でございます。

それに対しまして、令和2年度において、住民票の交付を含めた住民基本台帳関係の証明書の窓口交付の件数は1万2,868件、それから印鑑証明の交付が1万2,320件、所得課税証明の交付は6,427件となっております。その他コンビニ交付では行っておりませんが、窓口では戸籍関係の証明書が年間1万2,000件余りございます。

証明書交付以外の業務でも、戸籍の移動の受付処理、それから住民異動に係る手続等を窓口は行っております。ほか、仮ナンバーの貸出しやパスポートの申請受付など、窓口で行っている業務がございます。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。次、ございますか。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） そうしますと、この辺り、マイナンバーコンビニ交付等やって、業務軽減可能で、現状ですと、トータルの3%ぐらいになるんですかね。1,900ぐらいの発行ですと。

○分科会長（倉部光世君） 落合市民課長。

○市民課長（落合和之君） ちょっと計算の数字を出さないとあれですけども、大体おっしゃっていただいたように、3%程度、全体の証明書発行の3%から4%程度がコンビニ交付で出ているというような状況かと思えます。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。5番。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井。そうしますと、最終的にこの辺りで軽減、要するに、業務軽減ということにつながると思うんですけど、住民票、印鑑証明、所得証明ですか、その辺りが完全にコンビニでやられると、1万数千件の部分がなくなるということですか、窓口

に。

○分科会長（倉部光世君） 落合市民課長。

○市民課長（落合和之君） 市民課長です。おっしゃっていただいたところで、本当にマイナンバーカードを実際に全ての皆さんが取得をさせていただいて、必要なとき、住民票が欲しいとか、あとは印鑑証明が欲しいだとかというときに取れるということは、コンビニで取れるということになりますので、そこは本当に窓口の部分は減るというところでございます。

1点、このマイナンバーカードのコンビニ交付のときに少し話が出た、議会の皆様にもいろいろお話を頂いたんですけども、業務改善等もどういふふうに進めていくんだということを言われました。

その点については、例えば日曜開庁を今やっておりますけども、そこがマイナンバーカードによる証明書交付に代えられないかとか、そういったところで日曜開庁を少し、変な話やめるとか、そういうこともちょっと検討していく。そういうことも、これから考えていく一つで、業務の効率化というか、そういうところを考えていきたいというふうには考えております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁終わりました。5番。

○5番（坪井仲治君） じゃあ、そういうことで、マイナンバーカードをまず進める。それから、こちらの交付使っていただくと。

あと、マイナンバー交付のところ、予算のときに申しあげましたe-Taxとか、その辺に有効使えますんで、その辺りも含めてPRをとということで、前の質問ちょっとかぶっちゃいますけど、ということでもよろしく願います。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 以上で終了いたします。

3番目、14番 山下委員願います。14番。

○14番（山下 修君） 山下。3款1項8目国民健康保険特別会計費ということで、繰出金の内訳を見ますと、出産育児一時金というのが、令和元年度27件だったんですけども、令和2年度は36件と、9件ほど増加しているということが。

こちら辺の要因というんですか、国保というのはだんだん減っていくのかなとは思いますが、なぜここが大きく、大きくといますか、3割ぐらい増えているんですけども、何か要因があるんでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。落合市民課長。

○市民課長（落合和之君） 市民課長です。この点について、ちょっといろいろ考えてみたんですけども、実際結果として、令和元年度に比べて9件増えたということの結果で、何が起因しているかというのは、ちょっと調べたんですが、はっきりとした原因、原因というか、要因は分かっておりません。

ちょっと考えもちょっと及ばないとこなんですけども、おっしゃっていただいたように、被保険者数は年々減っております。この中で、たまたま出産をする方で国保の方が、前の年に比べて多かったということではないかなということでございます。

ちなみに、平成30年度は実は35件ございまして、令和元年度が27件で、令和2年度が36件と。ちょっと件数が上がったたり下がったりしているという状況でございまして、ちょっと特に大きな何か特別な要因があったというわけではないかなというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑。14番。

○14番（山下 修君） 14番 山下。この出生一時金を受け取るには、その年でなくて、2年ぐらいの猶予があったんです。

○分科会長（倉部光世君） 落合市民課長。

○市民課長（落合和之君） 市民課長です。まずは、この支給に関して、ちょっと二通りというか、簡単に言うと二通り、簡単なやり方としては二通り、簡単なというか、大ざっぱに言うと二通りあるんですけども、まず医療機関からの請求の段階で、ご本人さんに支払っていただかなくて、医療機関に直接個々の保険者として我々が払うというような方法がございませぬ。

それと、もう一つは、ご本人が一旦は窓口で支払ったものに対して、こういった費用額についての請求を窓口等でしていただいておりますという方法でございまして、確かに出産後について、すぐに直ちにとすることは、なかなか難しいので、ある程度の猶予期間は持っておりますけども、ちょっと記憶がちょっと確かでないもので、ちょっと正式なお答えになっていませぬが、ある程度の猶予期間はあったということですけども、ちょっと2年までということではなかったような、ちょっと規約がありますけども、ちょっと後で調べさせていただきます。

失礼しました。

〔「もう一点確認」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 14番。あまり制度の説明にはならないようにお願いします。

○14番（山下 修君） 制度の説明になるかな。1人当たり、これ単純にいくと、28万になっているんですけども、令和元年度も令和2年度も。全てその人に対する金額って同じなんですか。

○分科会長（倉部光世君） 落合市民課長。

○市民課長（落合和之君） 市民課長です。実は、一般会計から繰り出す金額については、出産育児一時金の支給の3分の2の金額というふうになっておりまして、もともと国保の特別会計のほうで、この出産育児一時金の支出をしております、その上限額が実は42万円という金額でございまして、その3分の2ということで28万という金額になっています。

かかった費用がこれ以下である場合については、個々の特会での支出になりますけども、42万以下であれば、その金額ということになりますけども、大体はこの42万円という金額が支出になって、一般会計からの繰入れが、その3分の2、28万という金額になります。

以上です。

〔「すみません、基本的な質問で申し訳ございませんでした。ありがとうございます。結構です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 次、4番目を5番 坪井委員お願いします。

○5番（坪井仲治君） 度々申し訳ありません。3款1項9目です。後期高齢者医療事務費ということで、人間ドック補助が152件（R元年は157件）であるが、この人数は妥当かということと、また受診者数を増やす施策を考えているかということ。以上、よろしくをお願いします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。落合市民課長。

○市民課長（落合和之君） 市民課長です。まずは、令和2年度末における後期高齢者医療の対象者でございますけども、これが6,372人ございまして、そのうち施設とかに入所されている方を除きました、健診を受ける対象者としては6,307人という数字を我々はちょっと把握をしております。

人間ドックの受診者が152人ございまして、それ以外の一般的な健康診査を受けている方が1,862人と、受診率でいえば確かに低調であるというような状況かと思えます。

ただ、後期高齢者医療の対象者の方は、かなり高齢の方も多くて、慢性的な疾患をお持ちの方が多くもありまして、定期的に医療機関を受診をしているということでありまして、改めて健康診断、それから人間ドックということを受診される方が少し少ないのかなというふうには、ちょっと感じておるともございます。

それから、現在、受診率の向上につきましては、現在やっていることとしまして、対象者全てに対して健康診断の受診勧奨を行っておりまして、健診を勧めております。また、人間ドックの費用の補助についても、広報等でPRをしているというところでございます。

まずは、後期高齢者の保健予防の観点からも、もっと多くの方に人間ドック、それから健康診断を受診していただくべきだと考えておりまして、もう少し何かポイントを絞った受診勧奨のやり方、それから補助のやり方なども、今後考えていきたいというふうには感じております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

では、次の5番目をお願いします。

市民課、以上でした。すみません。

市民課全体に対して、先ほど出た点に追加で、質疑のある方はお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが。先ほどの窓口業務の軽減というんですか、についてですが、先ほどの、何ですか、受付業務の中では、トータルでいくと、数字がはっきりしないんですが、4万件程度あるんでしょうかね、全部で。そのうちのコンビニ交付であるとか、そういったものを除いたときに、私も先日、書類ですか申請をしたんですけど、窓口が非常に混雑しているんですね。

その混雑している状況に対して、市民からの、いけば改善要望とか、そういったようなものがあるかないか。

それに1点加えますが、先日ちょっと、先日というか、ちょっと前になりますが、吉田町へ行ったときに、役所の入り口のところに自動交付機があるんですね。ちょっとその窓口の人と話をしたときに、これが非常に有効だと。土日も祝祭日も、その機械が使えるということで、非常に有効だって話聞いたんですが、窓口業務が非常に煩雑って、煩雑っていうか混雑している。その改善については、どうしようにお考えでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。落合市民課長。

○市民課長（落合和之君） 市民課長です。おっしゃっていただいたように、窓口のほうの件数、交付の証明書の件数も、やはり4万件を超えている状況でございまして、いろんな業務を見ていく中で、日々観察していくと、窓口が混雑している時間というのも結構あります。

やはり、例えば週明けの月曜日の午前中だとか、それから水曜開庁の5時以降、水曜日の5時以降、それから金曜日の午後辺りなどは、やはり窓口にお客さんが多くいらっしやると

いうのが、傾向としてあります。

それから、時期的にいろんな証明書が必要な時期とかもございまして、そういったときにお客さんが来るというところでございまして、確かに、まずいろいろ考えていかなければいけないというところがございまして、まずはスペースの問題がございまして、今ちょっとコロナ禍もありまして、ちょっと椅子を少し少なくしているということもあって、混雑のところが余計少し目立ってしまっているのかなとか、それから、もともとちょっと庁舎の造りで、あそこの待合のところも少し狭いのかなというふうには感じております。ここはちょっと根本的な何か解決が必要かなというふうには考えています。

苦情等に関しましては、やはり混雑しているとか、それによって対応する職員が、何というか、丁寧さに欠けるというふうは無愛想だとか、そういったことをおっしゃる方とかがいたりとか、中には、一生懸命こちら迅速にやっているところでも、大きな声で「早くしろ」だとか言って怒られる場合もございまして、それから、手続上で何か段取りとしてお伺いしても、「何でそんなことを聞くんだ」みたいなことをおっしゃられる方もいて、なかなか来ていただく方々に対応するのも、非常に難しい状況であります。

とにかく混雑を解消するということは、我々も考えていかなければいけないということで、これ後、何か抜本的なことも少し考えていかなければいけないなどは思っておりますが、今ちょっと直接的にすぐ何かというところではないということでもあります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが。そうした状況は大体把握はしているんですが、そうした意味では、先ほど言ったように、近隣ですと吉田町辺りが自動交付機を入れることによって、非常にその辺が改善できたという話をさせていただいたんで、そういった話があれば、前向きに考えていったほうがいいかなということです。

○分科会長（倉部光世君） あれ、大きい、下にありませんでした。落合市民課長。

〔「あるんかね」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（落合和之君） 現在、昨年の実は12月に、コンビニ交付で取れるのと同じ方法でやれる、証明書の交付機を導入しました。

ただ、あれも手数料をもらう関係のときには、かなりやはり同じ手順をしなきゃいけないとか、そもそもマイナンバーカードでできる仕組みでございまして、ちょっと吉田町さんが持っている自動交付機とは、ちょっと物が違うんですが、先ほど申し上げたように、マ



イナンバーカードの交付がこれから進めば、コンビニで取っていただく機会も増えていって、業務量も少し窓口での業務も少し減るかなというふうには考えています。

以上です。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。そのほか市民課に対しての質疑のある方は。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） ないようでしたら、以上で市民課の決算審査を終了いたします。

○分科会長（倉部光世君） いいですか。

〔「いいにしましょう」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） いいですか。終了でよろしいですか。

続いて、生活環境課の決算審査に移ります。

それでは、初めに事前通知を出された委員の質疑から行います。

質疑を提出された委員は挙手の上、事前通知に従って質疑をなさってください。14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 4款1項9目エコアクション21推進費ということで、効果の検証で、数値的な比較による効果の確認状況はどうかということで、CO<sub>2</sub>の削減量とか、最終的にはそうなるんでしょうけど、それを構成する廃棄物の排出量、電気使用量、ガソリン等の使用量、この数値が多分令和元年度は何か報告されていると思う。令和2年度の数字はまだですんで、ちょっとお願いしたいなど。

それと、2番目として、これ内田議員からですけど、成果として、全職員が省エネルギーの環境に配慮した取組を実施してきたとあるが、具体的な取組内容はということで伺います。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。杉田環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。

まず、山下議員からのご質問にお答えをいたします。

エコアクション21への取組について、数値比較による効果の確認状況はとのことですが、令和元年度と令和2年度、数値的な比較をお示しをさせていただきます。

菊川市役所というのは、事業所全体の合計でご説明させていただきます。二酸化炭素の排出量が、令和元年度が6,591トン、6591トンに対しまして、令和2年度は6,353トン、6,353トンとなっております、238トンの削減となっております。

廃棄物の排出量は、令和元年度が20万4,118キロ、204118キログラムに対しまして、令和2年度は13万6,267、136267キログラムとなり、6万7,851キログラムの削減となっております。

こちらにつきましては、コロナ対策のためのイベントや会議の縮小や中止、あとペーパーレス化が進んだ結果によるものだと考えております。

電気使用量につきましては、令和元年度が956万5,428キロワット、9565428キロワットアワーに対しまして、令和2年度は966万1,567キロワット、9661567キロワットアワーとなりまして、9万6,139キロワットアワー増加となっております。

新型コロナウイルス感染症対策としまして、空調を使用しながら喚起をしたこと、こういったものによるものだと考えております。

ガソリン使用量につきましては、令和元年度が5万2,247リットル、52247リットルに対しまして、令和2年度は4万2,234リットル、42234リットルとなり、1万14リットルの削減となりました。

ガソリン以外のその他化石燃料の使用状況としまして、灯油、プロパンガス、軽油は、前年度より使用量は減なっていますが、重油が令和元年度38万5,181リットル、385181リットルに対して、令和2年度が40万9,977リットル、409977リットルとなりまして、2万4,796リットル増加しております。

重油につきましては、主に菊川病院のボイラーの燃料として使用してございまして、空調や温水をつくるために使用してございます。こちらにつきましても、電気と同様に、コロナ対策に関連するものであると考えております。

以上でございます。

すみません、続きまして、内田議員のほう、成果として、全職員が省エネルギーなどの環境負荷に配慮した取組を実施してきたとあるが、具体的にはというご質問にお答えいたします。

エコアクション21の取組の中で、全ての課の単位、小中学校の単位、こういった単位で環境推進委員を設置してございまして、その役割と環境推進の考え方、どのようにしたら環境に優しい取組ができるかなどといったことに理解を深めていただくため、年2回の研修会を開催しております。

環境推進委員は、選出された所属ごとに、環境に配慮した取組を実施する現場のリーダーとしての役割を担うこととしてございまして、具体的な活動としましては、小まめな照明類の

消灯、空調の使用期間や適切な温度設定の徹底、ごみの分別の指導などの実施をお願いしております。

山下議員からのご質問の中で、エコアクション21への取組に係る実績を、具体的な数値により説明させていただいた中では、コロナ禍における感染対策を行う中での空調の利用による電気使用量の増など、目に見える成果というものは得られなかったものですが、令和2年度におきましても、研修会を実施した上で、各所属において活動を実施していただきましたので、全職員が省エネルギーなどの環境負荷に配慮した取組を実施してきたと評価をさせていただきます。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（山下 修君） エコアクション21の目標は、令和5年度だったですか、4年度か何かに数値的な目標があるんですね。5%削減とか何か。その辺の達成に向けての教育というのはどうなのかな。

○分科会長（倉部光世君） 答弁求めます。杉田環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。そうですね、市としまして、CO<sub>2</sub>の削減目標を掲げまして取組を進めております。

取組達成のために、職員の努力によります省エネというものも、なかなか限界を迎えている、そういった手応えもございますので、再生可能エネルギーの導入、今年度につきましては、棚草の最終処分場の水処理施設のほうにRE100、要は西方の水力発電所で使われた電気を購入しまして、CO<sub>2</sub>の排出係数がゼロの電気、そういったものを使用しまして、市としてCO<sub>2</sub>の排出量削減、そういった形のことも進めております。

今、ほかにも今後、そういった再生可能エネルギー、特に地元でつくられた電気の地産地消を進める中で、目標の達成に向けて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 内田委員、15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。環境推進課から見た今の取組、皆さんに研修を2回やって、環境推進課自体は、当然そのことを実施するというのが模範になるみたいなどころだけど、職員全体を見たときに、やることはやった、この評価が必ず伝わっているというふうに

理解していますか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。職員の皆様には、日頃から環境活動に熱心に取り組んでいただいていると考えております。

あとこちら、ほかに年数回になりますが、エコアクション21の抜き打ちチェックというものを行っております。環境推進課の職員と過去に異動してよその課に配属になりました、元エコアクションを担当していた職員と、年に数回なんですけれども、突然職場のほうにお邪魔しまして取組状況を確認させていただいております。

そういった中で、しっかりと取組できていると確認しておりますので、書かせていただいた評価で問題ないと考えております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑。

○15番（内田 隆君） 結構です。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

○15番（内田 隆君） はい。

○分科会長（倉部光世君） では次、もう一度山下委員のほうからお願いします。14番。

○14番（山下 修君） 4款1項9目分別収集等奨励費ということで、1問目は、生ごみの減量の計画は具体的に今後どのようなことを考えているのかということと、2番目に、事業課題として、集団回収が減り、市のリサイクル率が低下していると記載されていますが、目標はこれでよいのかということでご回答をお願いします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長です。まず、生ごみの減量につきましては、現在、生ごみ処理機の購入者に対しまして、生ごみ処理機購入費補助金の交付をしております。補助金額は、購入費の2分の1、あるいは補助金の上限額のどちらか低いほうを交付することで、購入促進を図っております。

補助金の交付実績としましては、平成30年度は24件、令和元年度は30件、そして令和2年度は54件となっております。昨年度は、ごみ処理の非常事態宣言、環境資源ギャラリーでありましたが、こういったものと相まって、市民のごみ減量意識が高まっていると考えております。

その他では、NPO法人の里山再生クラブのご協力をいただいております。竹の粉を使

った堆肥づくりを推奨しており、希望者の方には無料で竹の粉の配布をしております。

また、食品ロス削減啓発を市ホームページでの呼びかけ、出前行政講座での生ごみを減らすための3つの切る、使い切る、食べ切る、水を切るの啓発、さらに6月には、市と環境衛生自治推進協議会の連名によりまして、市内のスーパー、コンビニ等に食品ロス削減の掲示を行っております。

また、かねてから実施したいとお伝えしておりました廃食用油のリサイクル、こちらにつきましては今年度内に開始する予定で準備を進めているところでございます。

また、近いうちに収集開始のお知らせができると考えておりますので、またご協力のほうよろしく願いいたします。

続きまして、内田委員からの集団回収が減り市のリサイクル率が低下している、それでいいのかのご質問にお答えいたします。

リサイクル率につきましては、市が収集した全ての廃棄物と資源物のうち、どれだけの量をリサイクル資源としたかという割合で求めております。

リサイクル率低下の要因を検証しますと、令和2年度には新型コロナウイルス感染症対策としまして、集団回収を中止したところ、回数を減らしたところは、例年やっている団体が今年はやらない、そういったところが多くありまして、リサイクル古紙の収集量は、令和元年度が525トン、令和2年度が434トンと、91トンも減っております。

また、近年大型スーパーなどで行われている古紙やプラスチックトレー、ペットボトル等の店頭回収が拡大しており、買物のついでに出せるという搬出のしやすさから、店頭回収の量が増えていると考えております。

このような理由によりまして、市が把握できていない部分で行われているリサイクル収集の推進が要因としまして、市のリサイクル率が下がってきているところですが、店頭回収分を含めれば、リサイクル率は上がってくるのではないかと考えております。

そのため、現時点では、ちょっと残念ながら、店頭回収の数量の把握はできておりませんが、リサイクルを実施しています店舗へ数量を教えていただくよう協力をお願いし、市全体としてのリサイクル率の把握をするよう、今後努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（山下 修君） すみません。ちょうど生ごみ処理機が単年度で数値が示されたんですけども、今までにどのくらい累計で出ているかという、そういう数字はないか、あるんで

しょうか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。申し訳ございません。先ほど申し上げました数字までしか、ちょっと遡って調べておりませんので、また戻りまして、調べて、また改めてお示しさせていただきたいと思えます。申し訳ございません。

○分科会長（倉部光世君） いいですか。

○14番（山下 修君） はい、お願いします。

○分科会長（倉部光世君） 15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。聞き方が悪かったもので、変なところで労力を入れなければいけなくなったみたいですけど、リサイクルをやることによって、トータルのごみの量が減るという考え方の中で、たまたまこの市が考えているリサイクルのほうが上がればいいのかということじゃないと思うので、ですから、ここでもし、今言われたように、各事業所におけるリサイクルを把握する力があつたら、ぜひ全体、要するにギャラリーへ持ち込まれている量を減らすというところへやっとな、僕は、店頭回収であろうと何であろうと、市全体のごみの量が減ればいいのかと思えますので、ちょっとその目標の捉え方が、たまたまこの部分だけで言うと、市の部分のリサイクル率が下がることについて指摘が起きるような感じかもしれないんですけど、やっぱりもうちょっと大きな目を見たときに、この目標に向かってやっていったら、掛川みたいにリサイクルから外れちゃったところもあるけど、それは別として、とにかくちょっとここで表現するときに、市のリサイクル率がほかのところでもリサイクルを見ているものだから、減っているよという表現は、あまり何かちょっとうまくないんじゃないかということを書かせてもらったもので、ぜひ目標とするなら、ギャラリーへ持ち込まれる量の減量をぜひ目標にさせていただきたい。

その辺り市でやっているリサイクルもあるし、店頭リサイクルもある、それぞれのトータルの計、つながっているんだよというような、ぜひそういう説明の仕方にしていただくとありがたいと思えますので。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。ご意見ありがとうございました。やはり1人当たりのごみ搬出量、そういったものを抑えていくというのも一つの目標として数字を出して、また今後報告をさせていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○分科会長（倉部光世君） 以上でよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） では、次をお願いしたいと思います。15番 内田委員。7番目。

○15番（内田 隆君） 15番です。動物愛護の関係で、畜犬登録をしてあるのに注射に来ないというふうに取り上げたもので、ちょっとその差というのはどのぐらいあるか、ちょっと教えていただけますか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。内田委員からのご質問、畜犬登録と予防注射実施数の差はどのぐらいあるかについてでございます。

令和2年度中の登録、令和3年度3月末現在、畜犬の登録件数は2,969件となっております、そのうち狂犬病予防注射は2,223件となっておりますので、その差は746件となっております。

登録件数と予防注射件数に差が出ることについての理由について、考えられることとしましては単純に打たないといった飼い主が多くいることが考えられます。特に、座敷犬は家の中だけで飼っているような小型犬については、こういった傾向があるのではないかなと考えられます。

狂犬病につきましては、現在は国内での発生事例はありませんが、国外での発生事例はまだあり、油断することはできないと考えております。狂犬病予防法に基づき、犬の登録と狂犬病予防注射が適正に実施されるよう、引き続き周知を図ってまいります。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。法律上は、飼っていれば、1年に一度打たなきゃいけないということになっているんじゃないかなと思うんですけど、今言ったように、結構たくさん犬が打たないでいるということに対しては何か対処をされているんですか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。本年度については、犬の集合注射はコロナ対策ということで中止をさせていただきましたが、例年集合注射ということで、市のほうに登録があります犬の飼い主の方には集合注射もしくはかかりつけの獣医さんに注射を打ってくださいのご案内しております。

今年度は注射がなかったんですけども、注射は狂犬病予防法に基づいてやらなければなら

ないので、かかりつけの獣医さんで必ず注射をしてくださいということで、獣医さんのリスト等を添付しまして、ご案内のほうはさせていただいております。そういったことで注射、必ずそれを見て、そういった周知、啓発させているということでご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑、15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。この700件ぐらいの数字というのは、コロナみたいな形でふえてきているのか、それとも高齢にだんだんこう、打つのがうるさくなったのか、よく分からないんですけど、今言われたように、お座敷犬みたいのは打たないんじゃないかといって、お座敷犬が物すごい増えてきたのかどうかというのは、これも分からないんですけど、この傾向というのは増えてきているんですか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。昨年からコロナ禍になりまして、登録件数が増えてきている。その中で、登録の犬が亡くなっても、登録抹消の手続をしない飼い主さんが多くいらっしゃるということで、環境推進課のほうでも、大体今、生後20年ぐらい、登録から大体20年ぐらいたったあたりで、まだ登録が残っていると、まだワンちゃんお元気ですかというお電話をさせていただいたりして、もしそこで死亡が確認できれば、死亡届を出すようお願いをしているんですけども、どうしても皆さんなかなか死亡届を出していただけていないという状況もある中での、この746件という数字になったのかなというのも考えております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。今言われたように、要因があるなら、それを強制的に消せる方法があるのかちょっと分からないんですけど、やらなきゃいけないことをそのままにしとくというのは、やはり行政側としてうまくないですので、ぜひ実態の中で、全体の法律に沿っていただくことが大事かと思っておりますので、ぜひそんなことで対応を願いたいと思えます。いいです。

○分科会長（倉部光世君） 以上で、7番目のほうを終了して、8番目、山下委員お願いします。14番。

○14番（山下 修君） 14番。4款1項10目地球温暖化対策費、太陽光発電システム設置補



助における蓄電池の設置補助はどの程度あるのかということと、もう一点、すみませんけれども、この太陽光発電システムの設置の部署と設置に対してというので42件と83件と、こう両方数字に出てきているんですけども、そこの違いをちょっと教えてください。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。まず、先にご質問の太陽光発電システム設置補助金における蓄電池の設置補助の程度はについて回答させていただきます。

昨年度の全補助件数で、83件のうち蓄電池の設置件数は33件となっております。補助金額につきましては、補助金の総額353万4,000円に對しまして192万1,000円の執行となっております。

自然エネルギー利用促進補助金につきましては、平成21年度から実施しておりまして、平成30年度から蓄電池を補助対象に加えております。

補助金交付の初年度、平成30年度の交付は28件、令和元年度は31件、そして先ほど申し上げましたが、昨年度は33件と、毎年少しずつですが、増加の傾向となっております。

増加の傾向にある理由としましては、推察される、あくまでも想像になるんですけども、FITの買取り単価が下がってきているであるとか、自己消費を選択した方、昨今の台風や線状降水帯がもたらす災害の激甚化の備えを進める方が増えたのかな、そういったことを考えているところでございます。

先ほどの42件と83件のその差はということですが、まず42件ですが、太陽光発電システムそのものが42件ありましたよということで、83件は太陽光発電システム以外のもの、例えば太陽光の温水器、ご存じでしょうかね。屋の上に載せる、お湯をためるやつですけども、そういったものが対象になりますので、全ての補助対象を含めたものが83件で、うち太陽光発電システムが42件、こういったことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（山下 修君） 結構です。ありがとうございました。

○分科会長（倉部光世君） では、9番目、坪井委員、内田委員ですが、じゃ5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。内容は同じですので、私、まとめて読ませさせていただきます。

公害対策推進費ということで、①が臭気モニター制度の見直しについての検討結果は、②が臭気モニターの在り方についての検討とはどのようなことを考えているのかということで、

以上よろしく申し上げます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。内田委員と坪井委員のご質問にお答えいたします。

まず、臭気モニター制度について、ちょっとおさらいになってしまいますが、臭気モニターとは、小沢地内にあります肥料工場から発生する臭気を監視するため、地元自治会であります神尾、牛淵、それぞれ上下自治会と、牧之原上下自治会、そちらから選出いただきました19名の住民の皆様に肥料工業から排出されます臭気を感じた際に臭気の強度であるとか時間だとか、そういったものの記録を取っていただいております、毎月結果を報告するようお願いしているものであります。報告いただいた調査結果は取りまとめまして、肥料工場、そしてあと地元へ報告をしております。

ご質問の見直しについてになりますが、本制度は、肥料工場がまだ何も臭気対策を実施していなかったときから始まっております。要は、その材料を運び込んで、発酵させて出荷する、そういった単純な作業をするだけの工場だったんですけども、そこから始まっておりまして、現在に至るまでほぼ同一の人数19名、始まった当初も同じぐらいの人数でやっております。

報告の仕方も臭気規模と感じた時間、全く同じやり方でやっております。昨今は施設の脱臭装置も稼働している中で、時々突発的にひどい臭いがする、そういった報告はございます。

ただ、過去ほど、年間を通して、多くの報告が上がってくることはないといった状況でございます。

ひどい臭いがすれば、当然こちらに連絡が来まして、そういった場合は、行政のほうから事業者、肥料工場なんですけども、原因の確認と緊急的な対策を講じるよう逐一指導を行っております。

行政としましても、肥料工場の監視は重要であると考えてはおりますが、ご協力いただいております自治会の皆様にもご負担をおかけしているといったことも事実でございますので、実は今年度、地元の環境問題対策委員会、市の管理自治会の皆さんの団体になるんですけども、今のやり方が適切であるのか、見直しの必要があるのか、そういったことをちょっと相談しようと考えていたんですけども、8月30日に予定しておりました地元環境問題対策委員会と行政、事業者により開催を予定しておりました臭気対策協議会が緊急事態宣言のため、開催が中止となってしまいましたので、また日を改めて協議を行いまして、その見直しであ

るとか、そういったものにつきまして検討をすることを予定しております。検討事項ということでしたが、ちょっと今、途中でなっているということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（坪井仲治君） 5番です。連絡が少ない中でも、臭気があった事実があつて、連絡が来たということですけど、そのときの原因というのはつかまれておったのか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。そうですね。この頃で一番報告があったのが去年の8月、ひどく暑かったことを覚えていらっしゃるでしょうか。そのときに肥料に、堆肥のほうに水をかけるということで、肥料の発酵するところの扉を開けた。

そのときに臭気が漏れまして、かなり強い臭気が出た。それがモニターの方から報告がありまして、事業者のほうに原因の確認と対策を講じるよう指導を行った、そういったことがございました。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（坪井仲治君） 5番です。ということで、原因ははっきりしているということなんですね。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。そうですね。強い臭気を感じたときに事業者のほうに確認をしますと、おおむね何かしらの動作があつて、それがトリガーとなって臭気が漏れたということが確認できますので、そういったときはしっかりと注意するようにということで、こちらからも指導はしております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。5番。

○5番（坪井仲治君） 5番です。例えば、そういうタイミングで、周りの方に周知をすることか、そういうことはされていないんですか、臭気の出る可能性のある作業をやる場合なしですか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。そうですね。事業者のほうから自治会のほうとか、モニターの方への報告などは行っていないものになります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。5番。

○5番（坪井仲治君） できればの話ですけど、そういうところを周知していただければ、そういう作業で臭気が出ているということが明らかに分かりますので、住民の方も安心されるかと思しますので、よろしくをお願いします。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ほかございますか。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。本当に10年ぐらいからだと思しますので、20年以上たつて、昔と大分違うことは事実ですけど、ただ、だんだん漫然とやるような話になってきているもので、見直しとったらいいんですけど、何か行政側の方針としてこうしたいという、まだ今から協議の対象になると思うんですけど、こんな形にしたいというものは何かお持ちになって今考えられていますか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。あくまでも地元の方の負担を減らしたいと考えておりますので、例えばモニターの方の人数を半分程度に減らすであるとか、現在、報告の様式が24時間表記になっていまして、2時間単位で、例えば午前零時とか、明け方の5時とか、そういった報告方法になっていますので、とにかく人数を減らして、報告のほうも、今は気がついたときだけでいいよという話をしていますので、そういった書き方ができるような様式に変えるであるとか、ちょっとそうしますと、今までの統計の見方と変わってきてしまいますので、その統計の取り方もちょっと考えながら人数を減らす、24時間緊張しなくてもいい、そんな形でのちょっと見直しを行いたいと考えております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。

○15番（内田 隆君） 分かりました。結構です。

○分科会長（倉部光世君） はい。では次、10番目を山下委員お願いします。14番。

○14番（山下 修君） 山下。4款2項1目塵芥収集費ということで、これ横地のところだったと思うんですけども、不適切に排出されたごみが混じって、ごみの収集車の火災が起きたというようなことがあったと思うんですけども、そういった場合、その責任の所在というのはどこにあるのかということで、その費用がかかったと思うんですけども、その辺の対応はどのようにされたのか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。経緯などについてから説明をさせていただきます。

山下委員のほうからご質問がありました火災につきましては、昨年の12月の10日、不燃物の収集の際、収集した不燃ごみから出荷し、収集運搬の受託業者所有の車両が被害を受けたものでございます。

火災の原因ですが、鎮火後の消防の確認では、特定まではできませんでしたが、不燃物の中に使い捨てライターやスプレー缶、たくさん入っておりました。あと電池が入ったままの小型家電なども入っておりました。

そういったことから、あくまでも想像になりますが、積込みを行った際の圧力で使い捨てライター、もしくはスプレー缶、そういったところから漏れた可燃性のガスに小型家電から出た火花、あるいは圧縮、詰め込みの際に金属類が擦れて、そのときに火花が出て、そういったものが可燃性のガスに着火したのではないかと考えております。

発生直後の対応ですが、横地の地区センター付近で車両から煙が出ていることに気がつきまして、消防へ通報しまして、そこから横地地区センターで収集車の内容物を駐車場に広げて、そこで消防車が来まして、消火作業を行いました。

鎮火後は消防の現場検証の後、環境推進課で焼け残ったごみの処理と横地地区センターの駐車場の清掃を行いました。

ご質問の責任の所在ですが、業務委託契約の中で、作業中のごみ収集車の事故とか、火災等による破損については、受託者が修理し、業務に支障を来さない。要は、受託者が自分で直せばいいけども、収集には迷惑をかけないといえますか、しっかり契約どおりやってください、そういった契約になっておりますので、今回の火災につきましても、受託者であります遠州運輸さんが保険などを利用して、自社で修理をしていただいております。その後も火災の発生日を含めまして、契約どおり、問題なく収集業務は行っているところでございます。

ただ、市としましても、不適切な分別が原因で発生した火災でありますので、受託業者のほうにはおわびをさせていただきました。

あと、環境衛生自治推進協議会に対しまして火災発生の報告をしまして、スプレー缶やライター等の出し方についての注意喚起を行っております。

あと、全自治会に対しまして回覧文書を配布しまして、各家庭における注意喚起を促しております。

また、火災発生後に開催がありました出前行政講座におきましても、火災の発生について報告をし、改めてしっかり分別をしていただくことの意義を含めまして注意喚起を行っているところでございます。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑、14番。

○14番（山下 修君） 14番 山下。そうしますと、運搬処理業者がどういう保険に入っていたか分かりませんが、車両保険みたいなものに入っておいて、その車両保険で全て対応できたというふうに捉えてよろしいんですか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。火災後に遠州運輸の社長様とお話した中では、遠州運輸さんの入っている車両の保険のほうで対応していただけるということ聞いております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

○14番（山下 修君） はい、分かりました。結構です。

○分科会長（倉部光世君） 以上で、事前質疑を終了いたします。

事前質疑に関連した質疑及びその他の質疑がございましたらお願いいたします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、悪いですね。終わったと思っているところへ、申し訳ないです。ちょっと確認の意味で質問させていただきますが、エコアクションですが、今現在、要望施設のうち27施設済んで、今後随時いっぱい追加していくということですね。

このシステムというのは、審査員が確認で審査をするということですが、1日当たり5万円で見られていて、これはカウントされる単位となっているのが従業員数となっているんですね。

そうしたときに、現在、菊川市の全部、工業施設というか、これを進めていくに当たって、その従業員数の出入りというんですか、ちょっと聞きたいと思ったんですが、現在、菊川市本庁における市長部局について600人程度、病院が300人ぐらいでしたっけ、それとあと教育委員会が70人とかぐらいだったと思うんです。おおむね1,000人ぐらいですよ。

こういったものがエコアクションに登録をしていくということについて、この費用が今年度44万7,000円で、決算で出ているわけですね。これが増えることによって、今後ずっと継続的にこの費用はかかっていくものかどうか、その対象施設を減らすことによって、この審査

費用は増えていくのかというのが質問ですが、いかがでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。エコアクション21の要は職員の人数に勘案するところにつきましては、一応菊川市は今1,000人以下の従業員数のほうでやっております。ただ、従業員数が1,000人以上になりますと、ちょっと増加することとなっているということです。ちょっと今のところは1,000人以下で変わらないと考えておりますので、取りあえず今年度、来年度以降、まだ費用増はないということをご理解をいただきたいと思っております。

あと審査人の費用弁償などありますけれども、審査人に見ていただく期間は、施設が増えなくても変えませんので、審査人のほうに払う費用も一応固定費ということをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○16番（横山隆一君） はい、分かりました。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

○16番（横山隆一君） もう一点いいですか。

○分科会長（倉部光世君） 16番。

○16番（横山隆一君） 今のは結構です。

それで、昨日も補正のところちょっと質問させてもらっておりますが、自然エネルギーの補助の関係ですけど、これは菊川市独自の補助額という説明だったんですね。これちょっと調べていくと、この要綱ができたのは平成21年なんですね。

それで、ちょっと全て調べたわけじゃないんですが、いろいろな太陽光発電システムにおいても、ソーラーシステムにおいても、温水器においても、蓄電池においても、要するに技術革新というんですか、かなり進んでいて、この辺の補助額という部分の見直しというのは、私は必要というふうに感じたんですが、今回副議長の質問が出ていましたけども、そういったことは検討されているんですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） 環境推進課長でございます。横山委員のおっしゃるように、日々技術が進歩して、いいものがより安くという、そういった状況であります。

ただ、補助単価自体が今かなり、言ってしまうと、低いのかなというところもありますので、まず製品が安くなったからといってちょっと下げるということは考えづらいかな。ただ、

今まで補助金を交付してきた中で、その公平性を考えれば、上げることということもちょっと検討できないかなというところで、取りあえず環境推進課としましては現状維持ということとで今考えているところでございます。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

○16番（横山隆一君） はい、いいです。

○分科会長（倉部光世君） そのほか環境推進課に関する質疑がございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） ないようでしたら、以上で環境推進課の決算審査を終了いたします。

続いて、小笠市民課の決算審査に移ります。

質疑を行います、事前通知ございませんでしたので、決算について、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。ありますか。あるならお願いします。ありますか。ないですか。

2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） ごめんなさい。2番 須藤です。すみません。すごく単純な質問になるんですけども、2款1項5目、タブレットで言うと、9ページ、小笠支所庁舎管理費に関して、事業成果として適切な管理に努めたことにより維持管理費を37万円抑制できたと書いていただいておりますけれども、この維持管理費37万円抑制の内訳、もしお分かりでしたら教えていただければと思います。何で抑制されたのか。

○分科会長（倉部光世君） 説明資料の9ページですね。

○2番（須藤有紀君） はい、説明資料9ページです。

○分科会長（倉部光世君） 赤堀小笠市民課長。

○小笠市民課長（赤堀広行君） 小笠市民課長でございます。こういう書き方をしたわけですが、実際のところで言うと、清掃業務のほうの入札を行った結果として、その入札金額が安価で落札できたということとでございます。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。2番。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。では、清掃業者を変えられた結果、安くなったということでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 市民課長。



○小笠市民課長（赤堀広行君） 小笠市民課長でございます。入札業務を、入札を行っておりますので、その結果、落札金額が設計金額等、より安価に落札をしていただいたということです。

○分科会長（倉部光世君） よろしいでしょうか。

○2番（須藤有紀君） よろしいです。

○分科会長（倉部光世君） そのほか小笠市民課に対する質疑がございますか。14番。

○14番（山下 修君） 予算と関係ないかもしれませんが、旧の小笠の市役所、道路側に駐車場か何かみたいな形で、元は屋根があったけど屋根を取ったままで骨組みだけになっているみたいなところがある。あの辺はあのままでいくのですか。

○分科会長（倉部光世君） 小笠市民課長。

○小笠市民課長（赤堀広行君） 小笠市民課長でございます。

あそこの旧小笠支所ですけれども、小笠市民課で管理という部分もあるんですけども、今、東館を水道課が管理しております。その駐車場も水道課が管理しておりますので、すみませんがそちらでお聞きいただけますでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

○14番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（倉部光世君） そのほか小笠市民課に対する質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） ないようでしたら、以上で小笠市民課決算審査を終了いたします。  
環境推進課長。

○環境推進課長（杉田憲彦君） すみません、環境推進課長でございます。

先ほど、生ごみ処理機の件数ということでお答えできていなかったんですが、今、数字が手元に届きましたのでご報告させてもらってもよろしいでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） はい、お願いいたします。

○環境推進課長（杉田憲彦君） あと併せて、昨日の補正のところで一斉清掃の参加自治会数、あとは野積みのステーションが幾つあるかということで、ちょっと数字を求められていまして、そちらも併せてご報告させていただいてよろしいでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） はい、お願いいたします。

○環境推進課長（杉田憲彦君） ありがとうございます。

まず、本日ご質問いただきました生ごみ処理機の今までの延べの補助件数でございます。

こちらの補助金が合併前、平成4年から実施しているものになりまして、合併までの両町と菊川市になりましてからの累計が4,192台、当時はコンポストとかありましたけども、いろんな商品を一切合財でこの数字ということでご理解いただきたいと思います。

続いて、昨日ご質問いただいて報告できませんでした一斉清掃への参加自治会数ということで、令和2年度、昨年度は9自治会の方々が一斉清掃を実施していただいたことで保全センターのほうに廃棄物とか残土などを持ち込んできております。併せて今年度になりますけども、今年度も中止もしたんですが11自治会の方が実施をしております。

ただ、これで一斉清掃をやらなかったことによる不法投棄の影響はということでご質問があったんですけども、ちょっとどの程度の影響があったかというところは計り知れないということで、またご理解いただきたいと思います。

あと、最後になりますが、ごみステーションの設置数の中で野積みのステーションがどれぐらいあるかということでご質問をいただきました。現在、自治会のほうで管理していただいておりますごみステーションの可燃、不燃の合計数が約330カ所ありまして、その約330カ所のうち37カ所が、今、野積みということで把握しているところでございます。すみません、ただ、台帳上で確認したのでちょっと現場を見るともしかしたら野積みのところにステーションが建っているかもしれないですけど、当然、こちらで把握している数字としては以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） ありがとうございます。

今の件に関して質疑があればお受けしますがよろしいでしょうか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） では、以上で生活環境部の審査を終了いたしますので、どうもありがとうございます。

ここで執行部のほうは退席となります。

この後、自由討議がありますので議員の方はお待ちください。

〔執行部退席〕

○分科会長（倉部光世君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は、挙手の上、発言を願います。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、それこそ議員活動が長い中で、ちょっと皆さんに周知

していただきたいと思ったのが、坪井君が言ったやつです。臭気モニターですけど、これはさっきも言ったように、もともとみやがわ工業というところが進出してきて非常にひどい臭いをあげて、それで、それを対策するためにやったやつなんですけど、それで現状、今、普通にひどい臭いも出ていないということで、平穏なというか、そういう状況なんですけど、それに関連して、それが現在、名称が変わって、愛知県の業者なんですけど、グリーンシステムというところが経営しているんですけど、そのグリーンシステムというところが実は業務拡張で奥横地に第2工場を稼働させようとしているという事実があって、横地地区の皆さんが反対運動を起こしたという、そういったことがあるんですけど、そうしたいわゆる迷惑業者が進出することによって、いろんな影響が出てくるわけなんですけど、そういったところを何らかに阻止するというんですか、なかなか難しい状況なんです。というのはこういった環境における条例というのは菊川市独自では実は持っていないんですよ。その熱海の業者さんでもそうなんですけど、許認可義務というのは県が持っているんです。ですから、そういったものの情報が入るのが非常に遅いという事実、そしてなかなか阻止、県が許可を出してしまうと阻止できる仕組みができていないというのがあって、この辺をやっぱり情報の収集であるとか、その辺の対応をしっかりとっておかないと大変なことになるなということを私どもはちょっと経験しているものですから、そういったことについてちょっと対応の仕方というんですか、協議をしていく必要があるかなということを私は感じているんですけど、内田さんなんかは行政職長くて、その辺の経過は知っていると思うんですけど、内田さんに聞きまして、そういったものをしっかりした対応できるようなものをつくっていくことが必要だなと私は思っていますが、皆さんどうでしょうかね。

○分科会長（倉部光世君） 横山委員からありました。環境に関する条例等に関してご意見ある方、お願いします。内田委員、何か。

○15番（内田 隆君） 今のはエコアクションの見直しをしようとしている、臭気モニターの見直しをしようという、要は決算に対して議論をするという話なので、そこにつなげていって話をするということにならないと。今の質問から入ってくるとね。

○分科会長（倉部光世君） 臭気モニターからの。

○15番（内田 隆君） 決算のところで決算が正しいかどうかということ、基本的にはそのところの議論をやり取りして、正しくないと言う人もいる、正しいという人もいるということだから、今、言われたのをそこから引っ張ってちょっと見直すなら条例化をすべきだっただことだよ、つなげようとしているのかどうか、そのところにどんどん入っていったい

いかどうかということを最初に確認しといてもらわないと。

○分科会長（倉部光世君） 16番、いかがですか。

○16番（横山隆一君） 決算における問題点は、今、言ったように出てくるわけですね。そのときの対応としては安全協定を締結したんですが、現在ある臭気モニター制度がどういう成り立ちであって、それをでは再度もっと強化するものにしていくというような討論というのは、私は必要だと思ったものですから申し上げたんですが違いますか。

○分科会長（倉部光世君） 15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。今、言ったようにこの中で見直しをするという言い方があるのでそこをポイントにしながらか見直すならこういうこともやらないといけないよと関連づけていくなら、それは話の中に入ると思うんですけどね。ただ環境条例を作らないといけないというと、決算の中からでは出てこないで、そこをつなげて話をするならそのところでつなげたような議論の持っていく方があると思うんですよ。

今、言われたように平成7年かな、最初に地主さんがもう契約してしまったので、にっちもさっちもいなくなったというのは事実で、臭気条例そのものが県条例なのでそれもなかなか変えられなかったという、そういうことから考えると、ちょっと今は確かに、今のグリーンシステムというのはどういうことが結ばれていて、それがある程度、安定化されてきているので、臭気モニターをある程度、減少してもいいのではないかとということの中で覚えているのかもよく分からないので、やっぱり横山さんが言われたみたいに、盛土もそうでしたし、あれは要するに開発志向が強かったときにはもう何かあそこのみやがわ工業もクサヤのような臭いが出るという臭気、臭気剤をまくって、ハエが出るって言えば殺虫剤をまくって言う話でどんどん進んでいって、結局はもう抑えるものはなかったということですので、今回、いい関係になっていて動いているなら臭気モニターはもう縮小していてもいいと思うんですが、そうでなかったらそのところはちゃんと押さえだけはしといてもらわないと、20年も30年も経つとだんだんその頃のことを忘れてる人もたくさん出てくることも事実だと思いますので、その辺はやっぱりもう体系的に菊川市の中でも考えていく必要があるということには僕も感じています。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） そのほか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 何カ所かそういう場所もあるでしょうし、ここはごみ処理とかい

ろいろなものに関して、民間でいろんな事業が出てくる可能性は確かにありますので、迷惑と言ってお断りしていてもないと困る事業者もあるわけですので、その辺の進出する際のちゃんと約束事ができるようにはしておかないといけないのかなとは思いますが、ご意見のある方いらっしゃいますか。14番。

○14番（山下 修君） やっぱり菊川市は一つ農業地帯というところがあって、最近、畜産とか酪農というのはないんですけども、やっぱり南のほうに行きますと掛川市の関係か牧草地帯があったり、そういったところで有機の堆肥を持ってきて、牧草を大きくするためにとか、そういう形で完全に臭いのない加工済みで物が持ってこれればいいですけども、やっぱり半分ぐらいというんでしょうかね、そういう形でくるとどうしても臭いがあるというのがありますよね。そういったのが市内でもある程度、所々、持ち込んで点在しているとかそういうことはあって、それは一時的なことかもしれませんが、みやがわ工業さんみたいに年中そういう物を作っているからという話とはまた別で、ですから、私は田舎で育ちましたから田舎の香水だと、これは致し方ないというような形で育ってきたものですから、これはしょうがないな、農業地帯だからという部分があるんですよ。都会で育った方はどう思われているかちょっと。

〔「都会です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 5番。

○5番（坪井仲治君） 5番です。今の件はもみ殻を燃やしたり、あれが一番臭いんですよ、うちの（イナオ）団地の周りの方でも、でもあれもいい肥やしになるものですから致し方ないで我慢、臭いに関しましてはこの菊川市においてはなかなか言えないところがあるみたいですけどね。そういうところまで詰めてしまうと1次産業をやっている方が困る場合もありますので。

○分科会長（倉部光世君） 企業として入ってくる場合はやらないといけないですけど、全部の臭気をとというのはなかなか、臭気も人によって好みがあるので、いいなと思うものが嫌な人もいたりして、なかなか難しいと思いますけどね。12番。

○12番（鈴木直博君） 12番 鈴木です。企業の場合なんですけど、建物を建てたり進出をしてくるときに、住宅だったら確認申請というのがあるわけですが、そういうところでチェックができるかというとなかなか難しいと思うんですね。この企業が臭いを出す企業かどうかというのは。建ててしまってからそういうものが出た場合に改善命令という何かそういうものができるように契約か何かを交わしておいて、そういう契約によって改善をさせていくと

いう、そういう制度もありなんじゃないかなというふうに思います。それが本当に合法的にできるのかどうか分かりませんが、最初からその会社が臭いを出す会社かというのは、振動とか騒音とかというのもあると思いますが、そういったものに対して環境を守っていくために、当初は分かりませんが後になってそういうものが出てきた場合に改善をしろという命令ができるように市として新しい企業との間の契約をするということもできるのではないかと思いますけどね、その辺もちょっと検討する必要があるんじゃないかなと思いました。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。みやがわ工業もそうだったけど、あそこに入ってきたときの名前と問題が出てくると、要するに大本は愛知県にあるんですけど、名前を変えちゃうんですよね、実際ね、この会社はもう表向きの会社は閉じちゃう、だから出資している人はみんな同じなんでね、なかなか契約書だけでは、要するに本社が来るようなことになれば絶対に問題ないですけど、ここに独立した会社、100%出資会社みたいなものを作られちゃうと契約書の有効期限ってどこまであるのかってなかなか難しいものがあるみたいで、向こうもいろんなことを考えて、実態はこちらのほうでやったプロシキの中に常に入っていてくれるかどうかというのは何やっても難しいとは思うんですけどね。

それと、やっぱり臭いって僕らのところでもホクトもね、やっぱり臭いというのはしたけど菌種の残渣のやつをタダでくれると言ったので、みんなもらいにいったら、もらったはいけど、これが腐るときに物すごい臭いがある、やっぱりそれをもらいにいったのは農家の人たちなので、やっぱりそこは通られないというぐらい臭うので、どこにも一定の、特に生ものを扱っているところについては必ず廃棄物が出る関係上、そこら辺までいろんなことを考えて、そうかといってそういうものを阻止しようとするのとこの会社も来てくれないようになる、その辺がなかなか難しいところかなと思いますけどね。

○分科会長（倉部光世君） 16番。

○16番（横山隆一君） ちょっとあまり長くならないように言います。要はみやがわ工業については私ども臭いが出て大変な状況だったんですが、実はお隣の金谷町の菊川というところがあるんですけど、そここのところにもオカノですかね、何かすごい臭いがあって、両方ですね、向こうの議員と折衝しながらね。

〔「オカムラ」と呼ぶ者あり〕

○16番（横山隆一君） そうオカムラ、あその議員と連携を取って対応したんですが、最

終的には、今、仲治さん言ったんですけど、県の許可申請で通っていると、当然、必ずその設置許可が出るときに地元同意を得ることという要綱があるんですよ、それがやっぱり十分な説明がなかったということがあったと思うんですけど、いずれにしてもそういった臭いが出た後の処置としては菊川市では副市長を頭にして私と田島さんが当時出たんですが、臭い協定、安全協定を締結したいということで向こうと、もう係員も何人かでやったんですよ。現地を確認しながらやったんですが、なかなか向こうは弁護士を上げてきて、安全協定を組もうともしないんですよ。それを何とか押し切る形で締結ができて、今は臭いが出なくなったというのは施設改良とか全部させたんですよ。そうしたことがあったというのが今の状況かと思うんです。

それから、もう1個、今言ったホクトの件ですが、これは当時の小笠町長、黒田町長が私は町長の命運をかけると、命をかけて誘致するんだとやった企業なんですね。要するに最近なんですね。それで悪いことにその企業とやっぱり連携を取るというか、そういう企業は農家の方も出てきて、この前も問題になったのはうちの地区でホクトの床に使う材料があるんですけど、それを堆肥化するということでうちの地区でもある方が受けているんですが、それが発酵過程で熱を出して火災になったんですね、それでそうした搬送途中にキノコそういったような問題も結構あると、私もうちの地区の議員という立場の中で、その辺の対応をちょっとさせてもらったりもしたんですが、企業を誘致することはいいんですが、こういった状況になるかということをやっぱりあらかじめ收拾できるような仕組みというのはつくる必要があるなというふうに思って、先ほど言った設置許可、県だけではなくて菊川市も、立地する自治体も含めてやっぱりやっていく、指針を作る必要があるなということで申し上げたんですけど。

私からは以上です。

○分科会長（倉部光世君） ホクトの菌はちゃんと手入れをしないと使えるようにはならないので、ただまいちやうと駄目になっちゃうということもあるそうですので、何かその辺もちゃんと仕組みづくりをしてやっていただかないと、やたら持っていてあちこち置かれても困るので、そこまで行政がチェックできるかどうかというとなかなか難しいんですけども、何らか放置されないような県と連携を取るとか、そういうことがしっかりできていかないといけないのではないかなと思いますけど、今の件はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） ほかに何か、もし討論することがあればお願いします。なければ

これで終了したいと思いますけれども。5番。

○5番（坪井仲治君） すみません、先ほど横山委員が住民サービスのところで窓口で待たされるという話をされていたんですけど、ここはすごいスムーズですよ、例えば浜松ですと1時間以上、半日仕事なんですよ、だから、それに比べたら全然空いているんです、そこら辺は、もしくは窓口を減らして、職員を減らして、もうちょっと座ってごらんみたいなものね、決してすぐじゃないということじゃないと思いますので、私の意見です。

〔「浜松市と比べて」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 大都市に行けば、もう1時間待ちは当たり前ですので、何かいつも空いているので10人並ぶと混んでいるとなっちゃうところはややあります。

〔「二、三人しか座っていない」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 待たしているものにもよるので。なかなか、今、下に機械があるのに意外と気づいていない方も、私も素通りして出しちゃってから、あったなと思ったりするぐらい、もうちょっとあります感を出したほうがいいなかとは思いますが。窓口効率化、もっとできるんならしていただけるといいかなと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。エコアクションですけど、要するに環境推進課が、今、庁舎のこととか役所の中だけのことをやっているような感じがするんですよ、ですけど環境推進課っていうのは菊川市全体の中で環境問題どうするかと、エコアクションに取り組み、環境問題を取り組まないと、それをやっている部署が何となくないような感じがするんですけど、皆さん方そういうふう感じられませんか。要するに庁舎の中でやるなら分かる、総務課がやればいい話であって、トータルで菊川市全体のエコアクションに似合うような環境問題は環境推進課が音頭を取らないと、行政の中でその部署がないような感じが自分ではしているんですけど。

〔「どうですかね」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 多少、いまいちというところはあるかも。14番。

○14番（山下 修君） 昨日の審査の中でもあったんですけども、学校の電気料の多分改定をちょっと使い方を見直さなくてはというような話が出てきたのは、逆に私は何か環境推進課のほうの関係でエコアクションをにらみながらの形でああいう内部的な反省みたいなのが出てきたのかなと思ったんですけども、そこら辺では環境部と続いているのかなと、ふと



推測はしたんですけれどもどうなんでしょうかね。

○分科会長（倉部光世君） 市の中を取組ってやはり外に発信というか、外にそれを推進していく事業と同じではちょっとないものですから、外に対してのアクションがちょっと今一つ見えてこないという内田委員の話だと思えますけど。何か袋井とか掛川と協力して事業所への促進をしていますというのはちょっとホームページに載っているんですけど、あまりやっている感じが実際にはないと言われればないのかもしれない。反省のところでもどうしても市内の話がたくさん出てきてしまうので。たくさん職員がいらっしゃるわけでもないのではなかなかあれなのかもしれない。企業は今、各企業でかなり環境についてはいろんな事業をされていると言えはされているのではないかなとは思いますがけれども。

〔発言する者あり〕

○分科会長（倉部光世君） エコアクション21自体がどれぐらいいろんなことに効果が出ているのかというのはちょっとそこまで検証はできていないかもしれません。12番。

○12番（鈴木直博君） 12番です。今、1,000人以上の事業所が対象で、今後、東館とか地区センターを含めていくという、そういう方針だということなんです。全市的な運動として高めていくという必要もあると思いますので、そういった1,000人以上でなくてもほとんどの事業所に対してそういうPRをしながら全市でエコアクションを行っていくというのは非常に大事なことじゃないかなと思いますので、そういう方向に進んだほうがいいと思います。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。地球温暖化という言葉へ多分つながっていく話だと思うんですけどね、そうすると菊川市の市役所は一つの事業所だけであって、事業所の管理そのものは本来なら管理部門があって、要するに菊川市全体のことを見るのはやっぱり環境推進課ならその部門がもう少し何かあってもいいんじゃないかなというふうに私は思うんですけど、今、鈴木さんが言われたみたいにね、ですから今は事業所のことをやるのがあの人たちの仕事みたいに、事業所というのは菊川市役所に関連する事業所だけをやるのが仕事みたいですけど、地球温暖化というところまでつながってくるものであれば、外に向かって菊川市全体のことを考える部署として、もう少し何か活動方針があるんじゃないかなと私は思うんですけどね。

○分科会長（倉部光世君） ぜひ、うちだけではなく外にも向けて行っていただけるといいのかなというようなまとめでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） では、ちょっと後の方もお待ちですので、以上で、議案第38号のうち生活環境部の決算に係る審査を終わります。

ただいま出されましたご意見を基に分科会長報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会長報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

では、ここで11時まで休憩とします。

閉会 午前10時49分

開会 午後0時59分

○（事務局） それでは、互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立お願いします。相互に礼。ご着席ください。

ここからの進行は、分科会長、お願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） それでは、休息を閉じて、会議を再開します。

これより、一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会に切り替えます。

それでは、議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第38号 令和2年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、こども未来部に係る事項を議題とします。

初めに、竹田こども未来部長、所管する課名等をお願いします。竹田こども未来部長。

○こども未来部長（竹田安寛君） こども未来部長です。一般会計の審査ということで、よろしくをお願いします。

こども未来部で審査をお願いする課は、こども政策課、それから、子育て応援課の2課となります。

よろしくをお願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） それでは、これより質疑を行います。課ごと順番に質疑をお受けいたします。質疑、答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いします。質疑の事前通知を提出している委員についても、質疑時間の中で改めて

質疑し、改めた質問については、代表の委員がまとめて行うようお願いいたします。また、発言する際には、必ず冒頭で番号、役職名等を述べ、はっきりと大きな声で発言をお願いいたします。個人の意見については、後の自由討議で述べていただくようお願い申し上げます。

それでは、こども政策課の決算審査を行います。

事前通知を出された委員の質疑から行いますのでお願いします。

1番 内田委員からお願いしたいと思います。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。款項目で3、2、1の保育事業費なんですけど、これ、補正予算でも同じこと聞いた、あれなんですけど、一応ね、それぞれの補助事業があるんですけど、やっぱり、当初予算で、こういう形の中で、1年間進むということを考えたときに、あまり大きく決算と変わるのについては、その部分が変更したという形になりますので、当初、どういう形で計画つくられているのかを、ちょっと説明願いたいと思います。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。内田議員から保育サービスの当初予算時の計画等変更について、どのように捉えているのかについてですが、議員からもおっしゃられましたが、昨日の補正予算の審議のときと説明ちょっとかぶってしまいますけども、保育サービスにおける各種補助事業の当初予算の積算においては、来年度の園児の数と、また、園の体制等が定まっていないため、過去の交付実績や、在籍する園児や職員数などを参考に補助金の申請する利用園を予測して計上しております。

また、国の要綱改正があった場合には、当初予算計上時に間に合えば、保育所等に周知し、また確認し、予算の算定の参考にしております。実際の補助申請においては、例年6月に各保育所を対象に各種補助金の所要額調査を実施する中で、当初予算時の計画を超える補助金の申請見込みがある場合は、事業の目的や実施の効果を考えて、全ての保育所に対して補助金を交付するため、増額の補正予算を計上をお願いしております。

また、計画を下回る場合には、特に、前年度申請を行っているが、当年度に該当がない、申請がない保育所に対しては、申請を行わない理由等を確認しております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑、15番、お願いします。

○15番（内田 隆君） 15番です。保育所からの、当初予算、多分、1月には固まっちゃうんだと思うんですけど、保育所からの大体の見通しというのについては、どの時期に取られているんですか。全く前年のやつ、大体の、大体って、概要の中で予算を組まれているの

か、一応、事業主体のところ、事業主体というか、各保育所ですね、そのところとの連絡は、ある程度、取り合いながら進むんですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。落合こども、ごめんなさい。こども政策課幼保こども園係長。

○幼保こども園係長（落合 君） 幼保こども園係長です。各園のほうの状況ですけれども、例年、国のほうから、この時期になると思うんですけども、国庫補助金等の概算要求というような資料が送られてきます。こういったものを園のほうに、今、この時期、配送してもらって、新たにメニュー、次は、こういったものをやりたいよというようなご意見をお聞きしたりですね、行っております。

この後、国のほうは、12月下旬をめどに、ある程度、予算のほうは固まってくるので、そういったものに合わせながら、国から来たものについて通知をし、併せて、次年度に向けて、どういった人数であったりとか、どういった要求があるのかというものは、確認はしております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。今、ここ8つぐらい事業ありますけど、この中で、単費で動いているのは、どれだか分かりますか。

○分科会長（倉部光世君） 落合幼保こども園係長。

○幼保こども園係長（落合 君） 幼保こども園係長です。この中で、単費で動いているものにつきましては、障害児保育事業補助金になります。ほかの事業は、県単であったり、国庫補助金が入っているものになります。すみません、もう1つありました。特定教育・保育施設副食費補助金になります。この2点でなります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。15番。

○15番（内田 隆君） ぜひ、単費で扱っているものについては、国の、国動向を左右されるわけじゃないもので、やはり、事業主体のほうから、できるだけ、早めにもらって、正確な数字を載せていただくことが大事かと思いますが、いかがですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。落合幼保こども園係長。

○幼保こども園係長（落合 君） 幼保こども園係長です。単費事業につきましては、この後、また、次年度、令和4年度の予算策定に向けて作業が進んでいきます。進みますので、園の

ほうとも綿密に情報提供を図りながら、予算のほうの積算のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。

○15番（内田 隆君） 結構です。

○分科会長（倉部光世君） では、続きまして、内田委員、お願いします。

○15番（内田 隆君） 続いて、次のページ、リフレッシュ事業なんですけど、一応、なかなか園のほうでも体制が整わないとか言われている中で、思ったより動かないのかもしれないんですけど、昨年2年度の中で、希望と実施できたとの差は何人ぐらいになりますか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。リフレッシュ・一時保育事業の希望した人数と受入れができた人数の差はどのくらいあるのかについてですが、令和2年度のリフレッシュ・一時保育事業の利用希望数は1,280回の希望があり、そのうち、利用決定を行い、受入数、中には体調不良等で、当日キャンセル等がありますけども、その数を含めると、958回であり、利用希望数の約74.8%に対して、利用決定を行いました。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 15番。

○15番（内田 隆君） 22%ぐらいが外れたということなんですけど、この主な理由というのは何かありますか。

○分科会長（倉部光世君） 西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。2年度の4月、5月、コロナがちょうどはやったときでございまして、例えば、5月ですと36人の利用希望者がおりましたけども、ちょっと園の関係も、コロナの関係もありまして、受入数がゼロになったりもしております。あとは、10月とかも、月の年数、ほかの月と比べて、低い原因としましては、園の行事、運動会とか、そういう行事がありまして、園のほうの受入体制が万全ではないというか、受入れができないという状態になります。それと、2月、3月の希望者が増加しております。この要因につきましては、1月下旬に次年度の入所決定の通知がされることにより、特に4月1日から入所するゼロから2歳児の慣らし保育を目的に利用を希望する方が増えております。園も利用者の就業等を鑑み、利用承諾していただいておりますが、全ての希望を受け入れることは難しいため、そのところ、パーセンテージとか、受入体制が少

なくなっているのが要因でございます。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。

○15番（内田 隆君） 分かりました。結構です。

○分科会長（倉部光世君） それでは、2、3番、須藤、2番 須藤委員、お願いします。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。3款2項1目子育てアプリ事業費についてお伺いいたします。

ページ数は、タブレットで主要説明書の25ページです。

子育てアプリを終了したことによる利用者からの意見や問い合わせはどんなものがあったか、継続希望の意見はなかったかについて、お伺いいたします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。須藤議員からの終了したことによる利用者からの意見や問い合わせはどんなものであったか。継続希望、意見はなかったかについてですが、子育て応援アプリ「きくすく」は、平成29年から配信を開始し、本年6月末をもちまして、配信を終了いたしました。配信終了の周知につきましては、アプリでプッシュ通知に加え、市のホームページ、市広報紙により、配信終了と市の公式アカウントへの移行をお知らせしてまいりました。

配信終了を周知し、始めてから、問い合わせや継続の希望などはなく、配信が終了した6月末以降に1件ですね、「アプリが起動しないのはなぜか」という問い合わせがありました。配信終了とおわびを申し上げて対応をさせていただいたところでございます。

また、継続希望の意見がほとんどなかった要因の一つとして、アプリ登録者の多くの方が菊川市公式LINEアカウントにスムーズに移行していただき、アプリと同等の子育て情報を入手することができたためではないかと考えております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） よろしいでしょうか。はい。

以上で、事前質疑を終了いたします。

事前質疑に関連したこと、また、そのほかの質疑がございましたら、お願いします。何か、ございますか。よろしいでしょうか。幼保の事業について、ある方。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） では、ないようでしたら、こども政策課の決算審査を終了いたし

ます。

続いて、子育て応援課の決算審査に移ります。

初めに、事前通知を提出された委員の質疑から、お願いしたいと思います。

4番なんですけれども、4番、5番が内容がほぼ同じということですので、まとめて、まとめてと言うと変ですけど、まとめて答弁ができるようですので、まとめて質疑のほうをお願いしたいと思いますが、14番 山下委員、お願いできますか。

○14番（山下 修君） ちょっと待ってください。すみませんね。

○分科会長（倉部光世君） 児童館の件で。14番。

○14番（山下 修君） 山下です。3款2項1目児童館運営費ということで、2つほど質問させていただきます。

利用者数が大幅な減少となったが、事業費の影響はなかったのか。委託料と利用者数、休館との関係はどうなっているのか。また、約90万円の支出をできなかった備品は何かということで、その下も一緒やった。

○分科会長（倉部光世君） その下も一緒をお願いします。

○14番（山下 修君） すみません。さらに、5番目の委託料と利用者数、休館との関係はどうなっているかということで、お尋ね申し上げます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。田中子育て応援課長。

○子育て応援課長（田中義喜君） 子育て応援課長です。児童館運営費と子育て支援センター運営費のご質問にお答えします。

初めに、休館及び利用者数の大幅な減少に伴う事業費、委託料への影響についてですが、昨年度、児童館・子育て支援センターは、4月から5月末までの休館等により、利用者数が大幅に減少しましたが、休館中も職員は電話による子育て相談や、いつ開館しても対応できるよう、イベントの準備を進めるなど、通常どおり勤務をしておりました。また、6月の開館後は、徹底した感染予防対策を講じるため、大量の手指消毒薬等の購入に経費がかかり、中止したイベントに係る経費を流用し対応するなどしましたが、事業費、委託料の変更に至るような影響はありませんでした。

次に、90万円の執行できなかった備品は何かについてですが、昨年度、新型コロナウイルス感染症対策として、地方創生臨時交付金を活用し、菊川、小笠両児童館の老朽化した遊具の更新を行いました。298万1,000円の予算に対し、遊具3台の購入に係る事業費が209万円で確定したことに伴い、約90万円の執行残となったものです。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。ちょっと、児童館のほうの職員の配置がよく分かんないんですけど、現場を持つという方と、あと、運営をされる、運営といたらおかしいけれど、要するに、子どもの相手する方と、それと、それを運営していくような立場の人がいると思うんですけど、子どもさんが来なかったときも同じように人がいたということについては、何か特殊な事情があるんですか。休館とっても、全然子ども来ないんでしょう。

○分科会長（倉部光世君） 子育て応援課長。

○子育て応援課長（田中義喜君） 子育て応援課長です。休館ですので、もちろん、お子さんは見えませんが、その間、先ほども答弁しましたとおり、子育て、電話による子育て相談であるとか、開館後のイベントの準備などを進めるなどしていただきましたので、ただ、休館期間中全員がそろって出勤していたのではなくて、有給休暇というような形で、交代で休んだりとかというようなことも、臨機応変にやっていたというところなんです。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑、15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。そうすると、この今職員の体制というのは、正職員と、あと何て言うのかな。

〔「嘱託」と呼ぶ者あり〕

○15番（内田 隆君） 嘱託職員とか、ずっと1年間契約継続する人と、その二通りしかないんですか。

〔発言する者あり〕

○15番（内田 隆君） 昔、嘱託だったが、今は分かん、何だっけ。嘱、何だっけ。

〔「会計任用」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 田中子育て応援課長。

○子育て応援課長（田中義喜君） 子育て応援課長です。職員の配置ですけども、菊川、小笠ともに、児童館の職員として、正職員が1人、非常勤の職員が1人、子育て支援センターの職員として、正職員が1人と非常勤職員が1人。菊川については、児童館・子育て支援センターで、全員で、正職員2名と非常勤職員2名の4名体制になっています。

小笠のほうにつきましても、基本的には同じ体制ではありますが、小笠のほうでは、子育て



て支援センターの非常勤職員が半日ずつの勤務で、2人で1人分、1日を勤めようというような体制を取っております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○15番（内田 隆君） いいです。分かりました。

○分科会長（倉部光世君） では、4号、終わったので、6番目なんですが、須藤委員ですが、9番目と内容的に、事業は別ですが、同じような内容ですので、一緒に質問を出していただきたいんですけど。

○2番（須藤有紀君） はい。

○分科会長（倉部光世君） 6と9ですね。

○2番（須藤有紀君） 6と9、何の、何のですか。

○分科会長（倉部光世君） 6と9を一緒に出していただけますか。

○2番（須藤有紀君） 分かりました。3款2項1目のひとり親家庭等臨時特別給付金と、ひとり親家庭支援臨時特別給付金についてお伺いいたします。

ひとり親世帯と児童に給付とありますが、対象者全体の世帯数及び児童数についてお伺いします。

また、事業成果は対象者の何%か、お伺いをいたします。

○分科会長（倉部光世君） 子育て応援課長。

○子育て応援課長（田中義喜君） 子育て応援課長です。それでは、事業成果書の44分の11ページのひとり親家庭等臨時特別給付金と44分の15ページのひとり親家庭等支援臨時特別給付金のご質問にお答えをさせていただきます。

本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親家庭の生活を支援するため、市独自の事業として実施したものです。給付金の支給対象者は、それぞれひとり親家庭等臨時特別給付金が令和2年6月分、ひとり親家庭等支援臨時特別給付金の対象者が令和3年2月分の児童扶養手当を受給する全世帯及び児童となります。

受給拒否の申出もなく、対象者全員に支給をしましたので、事業成果としましては、100%と考えております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑はございますか。

○2番（須藤有紀君） 以上です。

○分科会長（倉部光世君） じゃあ、続けて、7番、お願いします。

○2番（須藤有紀君） 3款2項1目ひとり親世帯臨時特別給付金についてお伺いします。タブレットページ12ページになります。

ひとり親世帯272世帯、児童436人に寄附とありますが、対象者全体の世帯数及び児童数について、また、事業成果対象者の何%かをお伺いいたします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。子育て応援課長。

○子育て応援課長（田中義喜君） 子育て応援課長です。ひとり親世帯臨時特別給付金のご質問にお答えします。

本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため、国の施策として実施した事業となります。支給対象者は3点に区分され、1点目の支給対象者は、令和2年6月分の児童扶養手当を受給する全世帯及び児童となります。受給拒否の申出もなく、対象者全員226世帯、児童356人に支給しましたので、事業成果は100%と考えています。

2点目の支給対象者は、収入は児童扶養手当の受給水準にありますが、公的年金等を受給しているため、令和2年6月分の児童扶養手当を受給できない方となります。給付金の支給に当たっては申請が必要となり、支給実績は24世帯、児童40人となります。

3点目の支給対象者は、収入要件等により令和2年6月分の児童扶養手当は受給できませんが、コロナの影響を受けて、家計が急変し、急変後1年間の収入見込額が児童扶養手当の受給水準に下がった方となります。こちらの方も、給付金の支給に当たっては申請が必要となり、支給実績は22世帯、児童38人となります。

支給対象者のうち、2点目の公的年金等受給者と3点目の家計急変者につきましては、申請がありませんと対象者の把握ができませんので、事業成果を支給割合で示すことは困難です。しかしながら、支給漏れが生じないように、広報菊川2回、子育て応援アプリ「きくすく」での募集通知1回、市ホームページへの特集ページの継続的な掲載など、給付金の周知に努めた結果、全体で272世帯、児童436人へ支給しましたので、支給要件を満たす方には給付金が漏れなく支給されたものと考えております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質ございますか。よろしいですか。

では、8番目、須藤委員と内田委員からの分、お願いします。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。3款2項1目子育て支援事業費について伺います。

タブレットの14ページです。

1番、ファミサポの提供会員数と依頼会員数は、また、利用者の声は。ファミリーサポートセンターの会員増のためにどのような改善が必要と考えているか。また、子育て団体への支援を1団体だけに行ってきた経緯、今後の支援についてをお伺いします。

2番、ファミリーサポートセンター事業費負担金の算式についてお伺いいたします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。子育て応援課長。

○子育て応援課長（田中義喜君） 子育て応援課長です。子育て支援事業費のご質問にお答えします。

初めに、ファミリーサポートセンターの会員数ですが、令和3年3月末現在、依頼会員58名、提供会員18名、両方会員6名の合計82名となっています。

利用者の声ですが、「子どもの習い事の送迎に利用でき、復職に当たって、習い事をやめずに済んだ」など、喜びの声がある一方で、「制度を知らない人が多い」、「手続が大変」などの意見があるようです。

ファミサポについては、お子さんの命を預かるという観点から、必要とする手続もありますので、手続が大変と感じる方もいると思いますが、利用に当たって、制度を理解していただけるよう丁寧に説明していく必要があると考えております。

次に、会員増のための改善についてですが、多くの方に制度を知ってもらえるように、また会員増につながるよう、広報菊川や、くらしの便利帳、市公式LINEでのプッシュ通知などを活用し、定期的に周知啓発するなど、まずは積極的な制度周知を行う必要があると考えております。

次に、事業費負担金の算式についてですが、事業費の市負担分を菊川市と掛川市で、人口割80%、均等割20%で負担しており、人口割については、毎年4月1日現在の人口を基に算出しております。

最後に、母親クラブ育成事業補助金についてですが、本補助金は平成17年の合併以前から、旧小笠町において実施していたものになります。従来は、母親クラブとして複数活動されていたものが、時代の流れによって、現在は1団体が活動をされています。地域行事や学校行事、児童館での活動に取り組みされており、一定の効果があることから、補助を継続しているものです。今後の支援につきましては、補助金の在り方も含めて、団体活動の支援方法について、補助団体と協議をするよう、現在検討しているところです。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

いいですか。2番。

○2番（須藤有紀君） すみません、2番 須藤です。今、依頼会員、ファミリーサポートの会員数で、依頼会員の18名、提供会員18名、両方会員6名というふうに数字をお答えいただいたんですけども、課題のところ、提供会員と依頼会員の差が激しいというところを書いていただいています、この差を埋めるための努力として、広報活動をもう一段進めるというご回答でよろしかったでしょうか。ここの……。

○分科会長（倉部光世君） いいですか。

○2番（須藤有紀君） はい。

○分科会長（倉部光世君） 田中子育て応援課長。

○子育て応援課長（田中義喜君） 子育て応援課長です。提供会員と依頼会員、そうですね、両方のどちらということではなく、両方の会員数を増やすために広報活動をさらに充実させていくということです。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） ちょっと、私からよろしいでしょうか。

ちょっと、一般質問でも言わせていただきましたが、提供会員になるためには、数多くの研修を受けなきゃいけないんですが、その研修をもっと受けやすくするべきじゃないかということをおっしゃっていただきましたけれども、掛川市とその協議等をされたでしょうか。

子育て応援課長。

○子育て応援課長（田中義喜君） 子育て応援課長です。一般質問でもご質問いただきましたけども、それこそ、講習会については、国の実施要項に基づいて実施しておりますので、内容等の見直しは、なかなか難しいというところですが、ズームの活用など、実施方法の見直しについては、掛川市さんのほうにも、議員さんからも、こういった意見が出て、いろいろ見直しの必要があるよねという話はさせていただいております。ただ、事務局である掛川市さんの一つの考え方として、救命救急講習など実習が必要な講座もあるということ、あと、命を預かるという観点から、講習を開いて、顔が見える、人が見えるというか、人となりが見えるというような状態での講習が望ましいというような考え方もありまして、これまでも講習会開いているときに、ちょっと様子を見ている中で、様子だけで人を判断するということではありませんけども、様子の中で、この人が提供会員としてふさわしいかというようなことも、講習会をやりながら見ていくんだということをお話もありまして、ズームでの開

催というのは、慎重に検討したいというような意向もありました。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 例年続いていて予算を使っているわけですから、会員が増えるような努力が必要じゃないかと思いますが。内田委員、追加の質疑はありますか。よろしいですか。

では、次にいきたいと思います。10番目で山下委員、お願いします。

○14番（山下 修君） 4款1項3目予防接種費におきまして、令和2年度の接種率は102.4%。これ同じく令和3年度の104.8%。100%行われている状況なんですけど、これは成長者全員が接種しているということによろしいのかどうなのか。

○分科会長（倉部光世君） 子育て応援課長。

○子育て応援課長（田中義喜君） 子育て応援課長です。予防接種の接種率の質問にお答えします。

令和2年度接種率の102.4%は現在国の指示により接種完了をしていない子宮頸がんワクチンを除いた10種類の定期予防接種全体の接種率であり、お子さん1人1人の接種率を示しているものではありません。接種対象年齢の期間内に接種を完了しているお子さんもいますが、未接種のお子さんもいますので、健診時に接種状況の確認及び接種勧奨を行っています。また、はがきによる接種勧奨も行っています。

今後もお子さん1人1人の接種率100%を目指して接種勧奨のほうを実施してまいります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（山下 修君） ちょっと説明がよくわからないんですけど、102.4という数字は誰かが2回のような形でないとかいうふうになっていかない。

○分科会長（倉部光世君） 子育て応援課長。

○子育て応援課長（田中義喜君） 子育て応援課長です。ちょっと答弁するに当たって、考え方がちょっと、接種率、複雑というかちょっと難しいので資料配らせてもらってよろしいでしょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○子育て応援課長（田中義喜君） それじゃあ、すみません、これ本当に簡単な算定イメージって書いてありますけど、本当に簡単に接種率の考え方を本当に簡単な図で説明したのになります。例えば3回接種のワクチンがあったとして、令和2年の緑のところを見ていただ

きたいんですが、まず分子と1番左に書いてありますけど、接種者数ですね。これについては、Aさんは3回接種の予防接種を令和2年度に2回目、3回目を打っておりまして、Aさんの2回目、3回目を令和2年度の接種者数としてカウントをしています。Bさんは3回接種のワクチンを令和2年度に1回目を打って、2回目、3回目を令和3年度に接種しています。こうしたときに、この令和2年度のこのワクチンですね、3回接種のワクチンの令和2年度の合計接種者数というのは延べ3人としてカウントをしています。

一方で分母になりますけれども、接種対象者数の考え方ですけれども、Bさんは令和2年度に新規対象になったということで分母に含んでいるんですが、Aさんは令和元年度の新規の接種対象者、分母にカウントしているため、令和2年度の接種対象者数、分母にカウントをしておりません。ですので、これちょっと極端な例になりますけれども、令和2年度の接種率は接種者数が3人、これ割る接種対象者数が1人ということで、本ワクチンについては300%の接種率ということになります。

こういったワクチンごと、先ほど10種類ワクチンがあると言いましたけど、10種類こういったワクチンごとに接種率を積み上げたものが102.4%というふうになっています。

国のほうでも厚生労働省のほうでホームページに定期予防接種実施者数ということで率を載せていますが、厚生労働省のほうでも注書きのほうで、これは厚生労働省の文書そのまま読みますが、対象人口は各年度に新規に新規接種対象者に該当者人口であることに対し、実施人口は、要は接種人口は各年度における接種対象者全体の中の予防接種を受けた人員であるため、接種率は100%を超える場合があるというふうに思っています。

ですので、厚生労働省と同じような考え方で接種率のほう出していますので、100超えるというのは何となくどういうことだというふうに思われるのは確かなんですが、こうした計算のもとに接種率を出していますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。14番。

○14番（山下 修君） ということは、今ここに示された100近くの数字によってほぼ満足されているという、子どもさん、傍から見ればしっかり接種されているというような形に捉えていいのか。だいぶ打っていない人がまだいるよと捉えていいのか、非常に難しい。

○分科会長（倉部光世君） 子育て応援課長。

○子育て応援課長（田中義喜君） 子育て応援課長です。

もうどのワクチンも9割以上摂取されています。先ほども答弁の中で申し上げましたよう

に、健診時に接種状況の確認も行っておりますし、個人ごとの接種状況はシステムなんかでも管理しているものですから、その中で接種していない方にははがきによる接種勧奨もしていますし、健診なんかのときにも呼びかけをしております。100%を目指して今後もやっていくということです。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。

○14番（山下 修君） 分かりました。ありがとうございました。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

では、次11番。須藤委員、お願いします。

○2番（須藤有紀君） 2番須藤です。4款1項5目母子保健事業費についてお伺いします。説明資料タブレット32ページになります。

新型コロナ禍で妊産婦産前産後事業の実施が難しく、不安になる方も多かったと聞いていますが、菊川市の状況はどのようでしょうか。新生児訪問について、一度行った後のフォローはどうなっているかお伺いいたします。

○分科会長（倉部光世君） 子育て応援課長。

○子育て応援課長（田中義喜君） 子育て応援課長です。初めに、コロナ禍における妊産婦の状況についてですが、菊川市では妊娠中から産後にかけて心配な妊産婦については保健師が妊娠中から電話による様子確認を行い、一定期間の中止はありましたが状況により家庭訪問するなど、支援が必要な妊産婦には個別支援を行いました。市の状況ですが、コロナ禍によって特別に相談件数が増えるといったことはありませんでしたが、里帰り出産への不安であるとか、親が感染多発地域に住んでいるため支援が受けられないなどの相談があり、妊娠出産時家庭ホームヘルプサービスの紹介であったり、産後の電話連絡を早めに行い、状況を確認するなどの支援を行ってまいりました。

次に、新生児訪問後のフォローについてですが、新生児訪問は赤ちゃんや産婦の様子の確認、乳幼児健診や予防接種の説明に加え、今後の支援の相談などを含め、実施しております。訪問後は定期的な支援が必要な場合は対象者により1週間から1か月程度の間隔で訪問や電話連絡による状況確認など継続的に行っています。特に、産後2週間と1か月2回医療機関で受診する産婦健康診査において産後うつだとか乳児虐待のリスクが高く、フォローが必要と判断された産婦については医療機関から情報が提供されますので、継続的な支援を実施しております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。

それでは、次お願いしたいと思います。山下委員。14番。

○14番（山下 修君） 4款1項5目母子保健医療費、令和2年度分の未熟児養育医療費扶助ですけれども、男女平均で1人当たり医療費が前年度に比べて非常に高くなっているということになっていますが、その内訳というんですが。

○分科会長（倉部光世君） 子育て応援課長。

○子育て応援課長（田中義喜君） 子育て応援課長です。母子保健医療費の未熟児養育医療費に関するご質問にお答えします。

未熟児養育医療費は身体の発育が未熟なまま生まれ、医師が入院を必要と判断した乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を市が負担する制度です。給付額の範囲は医学的処置、治療等の健康保険が適用される入院医療費となりますので、手術など高額な治療を行えば、人数が少なくても1人当たりの平均給付額は大きくなります。

医療費の内訳ですが、給付額は国保連合会であるとか社保のほうから市に請求がありまして、納付書で収めておりますが、レセプトみたいに実施した治療内容が特に付いているわけでもありませんので、治療内容の内訳については把握することはできません。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。質疑ございますか。14番。

○14番（山下 修君） 令和元年度が1人30万円ぐらいで、令和2年度が1人50万円以上になっている。倍とは言わないが、そういう内訳になっていますので、その治療の方法っていうのはどうなのかなと思って聞いたんですけど、なかなかレセプトだけじゃあ難しいと、確認は難しいということですか。分かりました。結構です。

○分科会長（倉部光世君） では、次がもう一度、ごめんなさい、山下委員ですね。

○14番（山下 修君） 4款1項5目発達支援事業費というところで、簡易発達検査KIDSを実践する効果、目的は。またいつから実践するような予定になっているんでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。子育て応援課長。

○子育て応援課長（田中義喜君） 子育て応援課長です。発達支援事業費に関するご質問にお答えします。

初めに、KIDSを実践する効果、目的についてですが、KIDSは簡易発達検査でありますので、専門職でなくても研修を受ければ誰でも実施できる検査になります。またその検



査結果も子どもの育ちの様子を標準化された物差しで見ることができ、お子さんに年齢に対する達成水準やあと運動、言語、社会性などの領域ごとに発達の強さと弱さのバランスが分かるなど、検査時点での諸機能、能力の発達状況を客観的に把握することができます。簡易に検査を実施でき、発達状況の把握も容易であるため、園での実践を進めているところです。K I D S の実践についてですが、令和3年度は今年度中に1園につき最低でも1人のお子さんについてK I D S を実践し、市に検査結果を報告していただきます。来年度以降は各園において、集団生活に適応しにくいお子さんを対象にK I D S を実施することで、そのお子さんの特性を把握し、支援方法の検討などに生かしていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（山下 修君） じゃあ、今年度から始まっておるといことですか、令和3年度。

○分科会長（倉部光世君） 子育て応援課長。

○子育て応援課長（田中義喜君） 子育て応援課長です。

実際の試行としてK I D S を1件ずつ始めたのは、K I D S の使い方については発達支援研修会というのが平成29年から年3回研修会を園の保育教諭等を対象に行っているわけですが、29年からそういったK I D S の実践に向けた研修を行っています。今年度は先ほど申し上げましたように、最低でも1園に1人を対象に実施していただく。来年以降はそれをさらに集団生活になじめないお子さんの支援に活用していくというような形で進めるようにしております。平成29年度から研修会のほうを行っているものですから、既に園のほうでK I D S を活用してくれている、既に発達支援のほうに園で活用している園もあります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（山下 修君） 分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（倉部光世君） 以上で、事前質疑を終了いたします。関連の質疑のある委員、その他意見、質疑がある方はお願いします。以上でよろしいでしょうか。

では、以上で子育て応援課の決算審査を終了いたします。ここで、執行部は退席となります。ありがとうございました。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条2項の市長提出議案について審議し、結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、議員間の自由討議を行います。ご意見のある議員は挙手の上、発言をお願いします。こども未

来部に関して、ご意見のある方はお願いします。ございませんか。

昨年はコロナの対応でちょっと例年といろいろと対応が変わってきたりはしていたようにすけれども、できる範囲でいろいろな施策が止まらないようにはしてくださっていたかとは思いますが。先ほどの発達の検査等でもなかなか本格的な検査をするには専門家が必要であったり、経費もかなり額もかかってしまってなかなか発見するのに課題があるところの中で新しい取組かとは思いますが。年々数も増えてきておまして、グレーゾーンのお子さんも多いということですので、とにかく早期に発見して対応することでかなり改善されていきますので、こういう取組は進めていっていただくといいかなと思っていますけど。何かほかに皆さんからご意見ありませんか。待機児童とかいろいろ、子育ての件は課題も多いかと思えますけれども。さっきのリフレッシュの枠がない中で、なかなかコロナの関係で受け入れできないということが多々あったようですけれども。何か、何もないですか。ちょっと須藤委員とかいいですか。（笑声）子育て世代に近い方。

○5番（坪井仲治君） 全然遠いんですけど、リフレッシュの話が出ましたけど、運動会、園の行事のある時期、それから2月3月の新年度に向けた時期が手あげる人が多いようですから、100%できないという話ですが、その辺何とかできないかなというか。次年度に向けたところでしたら、もうちょっと早めから親ごさんにエントリーしてもらおうとか。そういうことをやっていったほうがいいんじゃないかなと。全くできないじゃあ困りますよね。

○分科会長（倉部光世君） 常設の一時預かりをやってほしいということは伝えていますが、やはり経費とかなかなか見合わないの、やってくれる園がないのが現状です。なかなか予算とニーズが合わないようです。リフレッシュ保育ももう少し園にはゆとりができる、枠が増えると思います。

ほかにありますか。

では、以上で議案38号のこども未来部の決算にかかる審査を終わります。

ただいま出されましたご意見等を基に、分科会長報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会長報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

ここで、2時まで休憩とします。

休憩 午後 1時49分

開会 午後 2時01分

○分科会長（倉部光世君） それでは、休会を閉じて会議を再開します。

それでは、議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第38号 令和2年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、健康福祉部に係る事項を議題といたします。

このワクチンの接種その他対応等で、福祉部の皆様にはご尽力いただきましてありがとうございます。お忙しい中ではありますが、決算審査のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、鈴木健康福祉部長、所管する課名等お願ひいたします。鈴木健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木和則君） 健康福祉部長でございます。お時間のほう、大変お待たせいたしましたして申し訳ございませんでした。よろしくお願ひいたします。

健康福祉部の所管する課であります。福祉課、長寿介護課、健康づくり課、3課になります。よろしくお願ひいたします。

○分科会長（倉部光世君） ありがとうございます。これより質疑を行います。課ごと順番に質疑をお受けいたします。

質疑、答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし、氏名を受けてから発言するようお願ひいたします。

事前質疑通知を出している委員についてもお願ひいたします。必ず冒頭で番号、役職名等を延べ、はっきりと大きな声で発言をするようお願ひします。

議員個人の意見については、後の自由討議で述べていただき、簡潔、明瞭な質疑、答弁にご協力をお願ひいたします。

初めに、福祉課の予算審査を行います。事前通知を出されている委員からお願ひしたいと思ひます。

福祉課です。1番は、内田委員ですがお願ひします。15番、お願ひします。

○15番（内田 隆君） すみません、3、1、1の人権推進委員会の費用なんですけど、ちょっとこのルールがよく分からなかったんです。これが同和の関係だというふうにお話を聞いたんですけど、その中に、家賃の、貸付金の収入を徴収するのが大変だったというようなもの、貸付金というのはどういう形のもので存在して、市の予算の中でちょっと見当たらなかったもので、そこをちょっと説明お願ひしたいと思ひます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。この住宅新築資金と貸付事業というのが以前にありまして、この返済が滞っているお宅が菊川市はあと1件残っております。現在の残債額は401万7,630円となっております。この請求のほうは毎月行っておりまして、昨年度は2回、債務者が現在、お住いのほかの市にあるアパートにお住まいなんですけど、そちらまで滞納整理に伺っています。

市の顧問弁護士にも相談をしているんですが、事項を設けるとすれば、現在の時点では、令和7年7月ということでしたので、少額でもいいので、定期的に返済していただくよう働きかけに努めていくものとして考えております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。15番。

○15番（内田 隆君） 今、貸付が約400万円ぐらい残っていますけど、この原資はどこにあるんですか。要するに、貸付金のお金は市の財産、そうじゃなくてどこかの財産で、ですから、こちらのほうの貸付金とかっていう、予算台帳か何かどこかに載っていると思う。あるんですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。こちら、平成17年9月までの返済期間のものだったんですが、現在は、貸付金に対する歳入というのを別に1年間に予定されている返済額のほうを立てているんですが、その原資、原資というか、もともとのお金というのが県の事業で始まったものでして、少々お待ちください、詳細についてちょっと今、手持ちの資料の中にはありませんので、また後ほどお調べしてお伝えするようにいたします。

○分科会長（倉部光世君） 15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。余り細かく分からなくていいんですけど、要はちょっと返済された分、いくらか返してもらえれば、それを本当に県のほうへ支出で出している、それともトンネルか何かで、直接、向こうに入っているんですか。

○分科会長（倉部光世君） 吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。こちら、市のほうでもこの試験として、債務者と公正証書を結んで試験としてやっているもので、県のほうにはお返しするものはなくて、市の財産として、これが払われないと、そのままマイナスとして残ってしまうので、なるべくこの返済にさせていただけるように努めていきたいと考えています。

○分科会長（倉部光世君） 15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。そうすると、市債とか、市の債権、市の持っている債権なもので、市のほうで不用じゃなくて債務放棄すればそれはそれで終わりになるという。もうちょっと、これが利息はかかっているんですか。

○分科会長（倉部光世君） 福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。顧問弁護士に相談をしたときに、とりあえずは元金のほうを返していただくということで、最終的に支払いが終わった時点で利息のほうは計算をするということで回答いただいていますので、もしこれが支払いが今後進むようでしたら、最後に計算ということになっていくと思います。

○15番（内田 隆君） 分かりました。結構です。

○分科会長（倉部光世君） では、次に2番目、須藤委員、山下委員から出ております。では、2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。3款1項1目避難行動要支援者支援員についてお伺いをいたします。

説明資料、タブレット13ページになります。まず1番、避難行動要支援者の個別支援計画の策定に係る関係機関との調整課題はどのように、どこにあり、解決されているか。

2番目、名簿に記載することに同意を得られない方は災害時に市としての対応はどのようにするのか。また、新たな同意率向上の取組についてお伺いいたします。

○分科会長（倉部光世君） 吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。まず、1問目の関係機関との調整についてですけれども、一般質問のときにも、坪井議員からいただきました避難情報の確実な伝達と避難行動についてというご質問をいただいておりますときに、避難行動要支援者の支援として、ご自身の避難行動に関する意識づけが必要と考えております。この個別避難計画を媒体のラインとともに作成することを現在計画をしております。

そのために、今までに調整した事項といたしましては、名簿作成にご協力をいただいております民生委員、児童委員の方々へのお願いと、その上で、今後研修会の開催を予定しております。また、実行性のある個別避難計画とするために、避難行動要支援者ご自身の状況によっては、地域の方や、また介護や障害者福祉サービスの事業所へのご協力をお願いしなくてはならないケースも予想されます。

そうした個別の事案に対して、どのように対応していくかなどについても、先日本お答えし

たように、避難行動支援プランを策定する中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁がありました。まだありましたね。

○福祉課長（吉川淳子君） 申し訳ございません。2問目でございます。同意を得られない方の災害時の市としての対応ということですが、避難行動要支援者名簿には、決められた方がもう既に登録をされるという形であります。高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦とか、そういった要配慮者のうちに自ら避難することが困難で、避難支援が必要な75歳以上のみの世帯の方とか、あるいは要介護認定の3以上の方、それから身体障害者手帳1、2級の方、養育手帳A1、A2を所持する方、精神障害者保健福祉手帳の1、2級の方、及びそれ以外の方でも支援を必要としてお申し出をいただいた方が登録されます。

事前交渉することの同意を得られない方につきましては、発災後に地区防災会などへお知らせすることになりますが、市では各地区に対して地域防災訓練の際などで名簿の活用についてお願いしているところです。

また、同意確認書をそういった対象の方に送付する際には、そういった仕組みについての説明文を同封しております。ただ、通知だけではなかなか同意が増えない面がありますので、民生委員、児童委員の方々の訪問事業の際に内容の説明などをお願いしております。

今年度、新たに訪問事業の際に、マイタイムラインと合わせた説明をお願いするための準備をしまいりました。もう少し早いタイミングでこのお願いができればよかったです、コロナ禍の中でなかなか思うようにはいっておりませんが、今後、緊急事態宣言も解除された際には、日程の調整などを行っていく予定であります。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

では、次、3番目、山下委員お願いします。14番。

○14番（山下 修君） 14番 山下です。3款1項2目障害者自立支援給付費、執行率が80%と低い要因は、また補装具の購入及び処理の種類ごとの件数はということをお願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） 吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。執行率ですが、身体者障害者補装具給付費の執行について、新型コロナウイルス感染症の影響により、申請した補装具が年度内に届かないという事態が生じまして、5件、127万6,254円が今年度、令和3年度の支払いとなったことが

上げられます。特に、これが比較的高額な座位保持装置とか、車椅子などであったことが要因となり、予算額に比べ執行額が低くなっております。

また、ご質問の補装具の購入及び修理の種類ごとの件数ですが、購入につきましては、義肢が1件、装具が4件、座位保持装置2件、盲人安全杖が3件、メガネが2件、補聴器が19件、車椅子9件、電動車椅子1件、座位保持椅子2件、歩行器2件、歩行補助杖1件、重度障害者用意思伝達装置が1件となっております。

修理につきましては、義肢が1件、装具が3件、座位保持装置が1件、補聴器が13件、車椅子が7件、電動車椅子が2件でございました。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（山下 修君） 結構です。分かりました。

○分科会長（倉部光世君） では、続きまして4番目も山下委員、お願いします。

○14番（山下 修君） 同じく3款1項2目障害者相談支援費ということで、委託相談を行う相談支援事業所から各事業所で対応に格差がでないよう、検討の場を持ちたいというような課題の事務局が載っておりますけれども、この実態というのはどうなっているのでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。障害者相談支援は、サービスを利用するに当たってまして作成していただきますが、障害者計画相談の支給決定人数は、過去3年を入れますと、平成29年に260人だったものが令和2年度では280人、またお子さんのほうの計画につきましては、29年度に84人だったものが令和2年度には127人と年々増加しております。

一方、平成30年度の報酬改定によるモニタリングの標準機関の変更や、また今年度からまた新たな報酬改定がありましたが、従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価など、障害を持つ方の生活を支えるために重要な役割を担う相談支援については、年々重要視されている現状でございます。

そこで、今現在、各事業所による格差があるということではありませんが、増加しているというような現状がありますし、障害を持つ方の生活相談や権利擁護のための必要な援助を行う委託相談とそれぞれの役割、計画相談殿それぞれの役割をよりよく果たすために、どのような連携をすべきかを含め、検討の場を持つことを計画しております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（山下 修君） 障害者の支援とか補助で地域によって、東京だとこれが認定されないけども、よそだとすごく認定された、最近そんな話題があったかなと思うんですけども、自治体とか担当者ごとによる何ですかね、その認定の判断、基準というものが個人に委ねられるみたいなのところが若干あるのかなと、そういう心配をしていたわけですけども。

○分科会長（倉部光世君） 福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 障害者手帳の認定につきましては、医師の診断書を提出した上で、市で判断するのではなくて、県のほうにその判断は委ねているという手順になっておりますので、県の中では、そこのほかの県との差がちょっとどうかというのが、私たちのほうでは計り知れない部分がありますけれども、その部分では、市町間格差、県内の市町間格差はないと思っております。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

○14番（山下 修君） 安心しました。

○分科会長（倉部光世君） 続きまして、5番 須藤委員、お願いします。

○2番（須藤有紀君） 須藤です。3款1項2目障害者手当費についてお伺いします。

タブレットで説明資料30ページになります。障害児特別扶養手当が、却下が10年で3倍になっているということですが、当市の新設受理状況はここ数年どうなっていたかお伺いをいたします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁をもとめます。福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） ご質問については、特別児童扶養手当の内容と伺っております。

この却下について、10年で3バイトの内容が令和3年8月30日の新聞記事によるものと推察いたします。

新聞記事によれば、2009年度から2019年度の対比で申請件数が1.4倍のところ、却下件数が2.8倍であったなどと、そういった内容になっておりました。

この特別児童扶養手当につきましては、先ほどの障害者手帳と同様ですけれども、市が申請窓口となりますが、県へ進達しまして県の判定員により受給可否の判断が行われます。支給要件は医師の診断書等による判断のほか、所得制限もあります。これらによれば、県が判断した内容を市は申請者に通知することとなります。

なお、県からの却下通知には基準、該当基準に満たない根拠というものも記載されております。



ご質問の当市の状況でございますが、平成31年度、申請件数が27件のところ却下はゼロ、そして令和2年度16件のところ却下が5件、こちら却下の内容としましては、診断書によるということになっております。

なお、却下の内容につきましては、申請障害児の年齢が幼くて障害に起因して日常生活において常時特別の介護を必要としているかの判断がつかないといったことも、あるというように書かれている場合があります。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑よろしいでしょうか。

続きまして、須藤委員、お願いします。

○2番（須藤有紀君） 須藤です。3款3項1目生活保護費についてお伺いをします。

タブレットの53ページになります。生活保護費、令和2年度は新型コロナで増加するかと思いましたが、その助成について、また廃止世帯も毎年ありますが、再び開始になる事例はどのくらいあるのかについてお伺いをいたします。

○分科会長（倉部光世君） 福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。コロナ禍でも生活保護が急増しなかったのは国が福祉資金の特例貸付けの実施や住居確保給付金の支給要件を緩和したことが影響したと考えております。これらにより、新型コロナウイルス感染症の影響により職を失ったり、職場の休業などにより収入の減少が生じた方は生活保護に陥らずに生活の維持や立て直しを行なうことができっております。

生活保護の状況としましては、令和2年度中にされた生活保護の新規申請17件ございましたが、そのうちのほぼ開始が8世帯、申請却下が5世帯、申請取下げが4世帯でした。申請の却下については、医療費や介護の費用が賄えないとこの申請の場合には、生活保護の担当から証明書を交付することで、医療費等の購入負担限度額を下げる制度がございますので、そちらを適用させたケースとなります。これが3世帯ありました。

あとの2世帯につきましては、申請された方の資産状況で対象外となったケースとなります。また、申請の取下げの4世帯につきましては、ほかの制度の利用や資料先が見つかるなどで取下げとなったものとなります。

一方、廃止世帯が再度保護となるケースにつきましては、昨年度はこういったお宅はございませんでした。ただし、仕事が決まり、辞退によりほぼ廃止となった方がケースによりますが1年ぐらいで仕事を失って、体調が不良になったことによってほぼ開始となったり、

保護費のやり繰りによって預貯金が増えて廃止となった方がそのため、その保護の間中に貯めた預貯金が減少してまた保護の開始となったり、そういった事例は例年1件程度はいらっしゃる状況です。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。再質疑ありますか。よろしいですか。

では、次7番目、山下委員、お願いします。14番。

○14番（山下 修君） 14番 山下。3款3項1目の生活困窮者自立支援事業費ということで、事業の執行率が81%と低いこの要因は何でしょうか、何であったか。

それから、支援センターで新規相談を受けた方が542人ということなんですけれども、この人数というのは近隣市と比べてとといいますか、妥当なんでしょうかどうなんでしょうかというような話ですけれども、よろしくをお願いします。

○分科会長（倉部光世君） 福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。最初に執行率が低かった要因ですけれども、扶助費の住居確保給付金と生活維持給付金の執行率が低かったことによるものです。こちら最終補正のときに、切るか切らないかとも考えたんですが、そのときに今後、コロナ禍がどういふふうにころぶかというのが分からなかったものですから、そのまま残したことによって執行率が低くなっております。

住居確保給付金は、結果は50世帯155か月分を見込みましたが、22世帯98か月分、そして生活維持給付金のほうは33世帯83か月分を見込んでおりましたが、15世帯52か月分の給付となりました。

続きまして、近隣の生活困窮者自立相談支援センターでの相談状況につきましてですが、掛川市の相談者は423人で人口割合で言うと0.36%、御前崎市が253人で0.8%、袋井市が766人で0.87%となっております。なお、菊川市の人口比率でいうと、1.12%でした。

この菊川市の相談者の割合が多かった理由の一つに、相談者の71.4%が外国人、外国籍の方であったということが上げられるのかなと考えております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（山下 修君） 結構です。ありがとうございました。

○分科会長（倉部光世君） 以上で、事前に提出された質疑のほうは終了いたします。

そのほか、今の関連以外で質疑がありましたら。1番 東委員。

○1番(東 和子君) すみません、先ほどの生活保護費の中で、事業成果の中で、令和3年3月31日現在で被保護者世帯は52で、うち救護施設に入所している者は5人なんですが、救護施設というのはどういうところか分からないので、説明してください。

○分科会長(倉部光世君) 福祉課長。

○福祉課長(吉川淳子君) 救護施設ですけれども、住むところを持たない方で、生活の助けが要るような方、ほかの施設に入れるというわけではない方につきまして、この方たち、浜松のほうの施設のほうに入らせていただいておりますが、そういった方が5人いらっしゃったということです。

○分科会長(倉部光世君) 答弁が終わりました。1番。

○1番(東 和子君) 要するに路上生活者とかそういうことではなくて、住居がもともとないということで、そこ住めなくなったからその浜松にそういう施設があるということですか。実際、ごめんなさい。どういう名称か教えてください。

○分科会長(倉部光世君) 田島福祉課主幹兼生活福祉係長。

○福祉課主幹兼生活福祉係長(田島 君) すみません、生活福祉係長の田島です。救護施設ですけれども、先ほど課長から説明があったとおり、住居がない方とかということになっておりますけれども、静岡県内にいくつかあります。今、菊川市で利用されている方は浜松市の施設に行っている方がほとんどなんですけれども、基本的には、例えばホームレスの状態ではホームを求めた方の場合、十中八九この救護施設に行くことになると思います。

あと、在宅で生活をしていただけども、1人で生活ができない人、やりくりができなかったりとか、何かの見守りがないとできないよ、ただその横に見守る人はいないよ、そういう方が入るところ。生活の訓練をする場になります。

菊川市で今、利用されている方ですと、浜松市の慈照園、それと讃栄寮、それと清風寮、ここがメインにお話をさせていただくことが多いです。

○1番(東 和子君) ありがとうございます。

○分科会長(倉部光世君) ほかに関連質疑ございますか。今の継続ですか。2番 須藤です。

○2番(須藤有紀君) 2番 須藤です。すみません、先ほど関連で聞けばよかったんですけど、3款1項2目障害者手当費のところ、タブレット30ページのところで、改めての確認なんですけれども、静岡新聞のほうで報道があった内容がこの障害者手当について審査基準が曖昧で、判定員の個人さで左右され兼ねないとして障害者団体からは基準の明確や審査方

法の見直しを求める声が上がっていると。

障害児の手当、結果が10人で3倍になっているところを受けて、結果がその実態について質問させていただいたんですけれども。先ほど却下、令和2年度の却下件数が5件あった。そのうち、何件かは新生児の障害児の年齢が足りないということだったんですけれども、これ以外の理由で却下された事例、こうした静岡新聞の報道に当てはまるような事例というのはあったかどうかお伺いをいたします。

○分科会長（倉部光世君） 福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 個別の案件についてはお答えはちょっと差し控えるという面もありますけれども、どちらにしても、この判断というのは、菊川市で行っているものではないですね。静岡県で判断、県での判断を仰いでいる、仰いでいると言わなくて、判断をする事務となりましていますので、内容については所得制限、あるいは障害の状況がそれに満たないということという理由が全て、全ての案件に記載がされておりますので、それを受けて申請者の方につきましては、中にはまだ納得がいかないよということであれば、かかっているお医者様に確認をしていただいとということをお願いをしておりますので、申し訳ございません。

○分科会長（倉部光世君） ほかに。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、生活困窮者自立相談支援センターですが、新規相談が542人で継続者が8人で合計550人、この主な相談内容、主なでいいですけど、どういったものがあるかということと。

前も言ったんですが、この生活相談っていうんですが、法律相談をやって行って、一番多いのがやっぱりこの生活相談ですね。困窮者というか。支援法ができて内容を見ても、やっぱり生活に困窮しているということは、分かりやすく言えばお金がないわけで、それに対する支援というのが、非常に言い方はちょっとあれですが、曖昧というんですかね、直接支援になかなかない。そんなことを感じるわけですが、具体的な相談内容はどうかということをお伺いしますが。

○分科会長（倉部光世君） お答えいただける範囲でよろしいでしょうか。福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。昨年度の相談内容を見ますと、コロナによる減収が509件、仕事に関すること3件、住宅に関すること4件、債務に関すること2件、障害や病気に関するものが8件、引きこもりに関することが3件、月々のやりくりに関するものが8件、その他が5件、これちょっと分けにくいところにある方が5件ということで、全体で

542ということになっております。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。16番。

○16番（横山隆一君） この結果を見ても、28人を支援してということですが、それ以外は支援がなかったわけですね。支援がなかったというか、何ですか、それなりの指導もされておられると思うんですが、私がちょっと感じたのは、私のところに来る相談者というのは、なかなか厳しい状況の中で来られて、言ってみれば保険ですね、お勤めされていれば厚生年金や社会保険制度の中でいいと思うんですが、そういった方はほとんどおらないんで、保険もローンも払えないんであるとか、そういったことになるんですが、私がこの支援法というのは、ぎりぎりのラインのところでは生活されている方に対しての支援なんで、なかなか就労支援といっても状況によっては働けない、働く条件にない人もたくさんいるわけですよ。

外国人ということですが、こういった方というのは、先ほど言った保険加入とかそういったところまで追跡をされてお話をされておるんでしょうかね。

○分科会長（倉部光世君） 福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 先ほど、28件しか手が入らなかったよということでおっしゃったんですが、542人全てに相談に乗っているということで、そこはちょっと誤解がないようお願いをしたいと思います。

コロナ禍で相談に来られた方の中には、コロナによる減収ということで、とりあえずのお金があれば大丈夫ということであれば、福祉資金の貸付のほうに回っていただきますし、失業でも失業保険の受給ができる方であればということで、状況調査ということ、把握をした上でつなげるべきところにつなげるというようなことを、相談支援センターのほうではしてくださっています。

ですので、その方が保険、例えば介護保険を使う上で困っている、病気をしてしまって、限度額を超しちゃうような医療費がかかって困ってしまうというような相談があれば、もちろんそれは適切なおところにつなげる。

例えば、正法の申請をして限度額を下げるといって、その制度を使う場合もありますし、適切なおところにそれはつながって、解決をしたからこそその後残らないという状況だったと思います。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） よろしいでしょうか。12番。

○12番（鈴木直博君） 今の生活保護に回すというのは何件ぐらいあったんですか。

○分科会長（倉部光世君） 福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） すみません、先ほどの答弁の中にあつたように、新規の申請の件数は17世帯、前年度はありまして、その中でほぼ開始となつたのが8世帯でしたので、その中ではきちんと、この方は就労能力があるということであれば就労支援をしたり、あるいはこの方、医療費だけ下げればよいということであれば、その制度を適用させたりということをしております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。そのほかありますか。15番。

○15番（内田 隆君） 15番教えてください。さっきの400万円って予算書の中では、決算書でその場所を見たんですけど、債権という場所がないもので、この400万円ってどこへ、予算じゃなくて資産上は載っているんですか。

貸付金みたいな資産が資産台帳の中に、資産の割振りの中にないもので。

○分科会長（倉部光世君） 福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 申し訳ございません。すぐにお答えができませんので、確認をして答えをするようにします。すみません。

○15番（内田 隆君） 貸付金みたいな資産が台帳にないもので。台帳管理をしているのか。

○福祉課長（吉川淳子君） お調べしますので。

○分科会長（倉部光世君） こちらは後ほどお願いしたいと思います。

福祉課のほう、以上でよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） 以上で、福祉課の決算審査を終了いたします。

続きまして、長寿介護課の決算審査を行います。

初めに質疑を行います。事前通知を出された委員の質疑から行います。よろしくお願ひします。1番の内田委員。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。款項目3、1、3の高齢者介護福祉の中で老人クラブのところに補助金が出ているんですけど、コロナ禍に活動がなかなかできなかったというような説明がされていますが、補助金と活動の関係というのはあるんですか。濱野長寿介護課長。

○長寿介護課長（濱野和宏君） 長寿介護課長です。内田議員のご質疑ですけど、老人クラブ活動事業費補助金の補助対象には、一つが単位老人クラブへの助成と、もう一つが老人クラブ連合会の活動促進事業等に要する経費への補助があります。そちらの活動事業に対しての

補助については、令和2年度については、連合会の活動促進事業、それから健康づくり事業、地域支え合い事業とありまして、各種事業の経費を合算した額となります。そこから補助額を算出しています。

今おっしゃられたように、令和2年度につきましては、コロナの影響によりまして一部実施できなかった事業もありますので、返還金が生じることとなります。

答弁、以上となります。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。ちょっと全部の予算書見ていないので申し訳なかったですけど、予算と決算の間ではそれほど大きく差が生まれていない、要するに補助金のところで生まれていないと思うんですけど、これほどどこかで減額を調整されているんですか。

○分科会長（倉部光世君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（濱野和宏君） 長寿介護課長です。それこそ、この老人クラブへの補助金については、市のほうも県経由で国から補助金が出てくるようになっていています。県のほうにも相談しましたが、国の補助金については、次年度精算ということで、まだ金額がはっきりしていません。老人クラブの実績報告のほうは受けていまして、返還金については、54万4,000円程度になろうかと思えますけど、また国からの返還金と併せて、今年度、補正予算のほうへ計上させていただくというふうに考えています。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。15番、お願いします。

○15番（内田 隆君） 今、50何万円という言い方をされたんですけど、それだけこれに、ここに差がないので、ということは、徴収、もう一回お金を戻してもらうんですか。もう支出はされちゃって、決算がおかしくなるもので、すると、その部分については留保しているわけじゃなくて、団体のほう、お渡しになっているわけですね、執行されているもので。

そうすると、それも返していただくという形になるんですか。

○分科会長（倉部光世君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（濱野和宏君） 長寿介護課長です。それこそ補助金につきましては、例年6月ごろに全額まず概算払いというか、補助をしています。その後、なかなか今までの返還というのはなかったもので、県のほうにも相談をさせていただきましたけど、国のほうが次年度生産ということになるものですから、それに合わせて本年度、その額が決まりましたら、併せて本年度の予算で返還金を補正予算という形で上げさせていただこうというふうに

考えています。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。

○15番（内田 隆君） 分かりました。

○分科会長（倉部光世君） じゃあ引き続き2番目を山下委員。14番お願いします。

○14番（山下 修君） 14番 山下。3款1項3目在宅福祉費、在宅寝たきり老人の数ほどのような推移を示しているんでしょうかということです。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。長寿介護課長。

○長寿介護課長（濱野和宏君） 長寿介護課長です。それこそこのご質問が在宅福祉費のうち、在宅寝たきり老人等介護者手当事業からのご質問かと思いますが、この在宅寝たきり老人数自体は把握はしていません。手当の支給要綱では支給対象者を、要介護3以上の人と同居し、かつ引き続き6か月以上在宅において実際に介護する人としていますので、その対象者が対象者というか、寝たきりかどうかということまではここではちょっと確認することができません。

令和2年度については、実績件数で247件でした。また、ここ数年の推移ということで、この手当の支出の件数の推移はおおむね250件前後で近年は推移しているというような状況になります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。14番。

○14番（山下 修君） ここ数年はあまり高齢化というんですかね、2025年に向かってもそんなに数字の変化はないということですね。

○分科会長（倉部光世君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（濱野和宏君） 長寿介護課長です。実績を見ますと上がったたり下がったりということで、だんだん増えてるとかという傾向はまだ見られないような状況です。

以上です。

○14番（山下 修君） はい、分かりました。ありがとうございました。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。では次3番目、内田委員お願いします。15番。

○15番（内田 隆君） 同じ313のシルバー人材センター活用推進費ですけど、何か会員の数の確保がなかなか難しいというようなことが書かれていますけど、活動状況について少しお願いをしたいと思います。



○分科会長（倉部光世君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（濱野和宏君） 長寿介護課長です。シルバー人材センターの令和2年度の事業実績でちょっとお答えさせていただきますけど、契約金額については1億7,540万2,743円ということで、前年度比で1,368万円の減ということです。また内訳としましては、受注のほう個人や家庭については微減、一般企業について減少、公共事業については微増というような内訳でした。

一方で、派遣事業、労働者派遣事業も実施してまして、そちらについては契約金額が2,347万188円で、前年度比で292万円の増ということです。

ちょっと先ほど会員数の話も出ましたが、一応令和元年、2年については2人とか1人とかということで、少しは増えているようなという状況になっています。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。そうすると、若干でも現状維持、この書いてある言葉が「確保が難しい」ということだったので減少に向かっているのかと思ったけど、そういうことではないというふうに理解してよろしいですか。

○分科会長（倉部光世君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（濱野和宏君） 長寿介護課長です。平成30年度までは少しずつ減っていたような状況でしたが、シルバー人材センターのほうも新規の会員獲得で様々な活動をしていて、令和元年度に4名の増員、それから令和2年度については1名の増員になったというふうな報告があります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。そうするとちなみに今何人になっているか分かりますか。

○分科会長（倉部光世君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（濱野和宏君） 長寿介護課長です。令和3年3月31日、2年度末で登録会員数が380人になっています。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。売上げが1,300万ぐらい下がっているというお話でしたが、本人に返す分は出てこないもんでも大丈夫だと思うんですが、どうしても固定経費がありますよね。この分について、今経営状況というのはそれほど心配しなくてもいいような状

況なんですか。

○分科会長（倉部光世君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（濱野和宏君） 長寿介護課長です。それこそ毎年補助金の要望等にもいらっ  
しゃってまして、それから減収も、令和元年度も少し下がっているような状況でしたので  
2年だけではないんですが、そういったお話をする機会の中では特段経営のほうまでという  
ような状況はちょっと確認はしていません。しっかり聞いてみないと分からないんですけど、  
ふだんの補助金等のやり取りの中でお話しする中ではそこまでの状況は確認はしていません。  
以上です。

○15番（内田 隆君） はい、結構です。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。では次、4番、山下議員お願いします。14番。

○14番（山下 修君） 14番 山下。4款1項3目新型コロナウイルス予防接種費というこ  
とで、あ、違ったかな。

○分科会長（倉部光世君） 介護予防。

○14番（山下 修君） 予防事業費ですね。3款1項6目予防事業費、介護予防ケアマネジ  
メントの居宅介護支援事業所への委託割合が低下しているという事業課題が載っていますけ  
れども、その要因は何でしょう。

また、直営での実施が望ましい場合とは具体的にどのような状況でしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。長寿介護課長。

○長寿介護課長（濱野和宏君） 長寿介護課長です。委託割合が低下した理由ですが、居宅介  
護支援事業所が減ったためであります。その減った分については、包括支援センターの職員  
が対応しています。

また、直営での実施が望ましい場合というものについては、相談を受け付けた当初から包  
括支援センターで関わりを持っている案件や対応困難事例に当たるような案件について、包  
括支援センターのほうで対応しているというような状況であります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（山下 修君） 14番 山下。そうすると直営というのは、市がということでよろし  
ゅうございますか。はい。分かりました。結構です。

○分科会長（倉部光世君） 大丈夫ですか。

以上で、長寿介護課の事前質疑を終了いたします。関連、またその他の質疑がございまし

たらお願いいたします。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○分科会長（倉部光世君） では、以上で長寿介護課の決算審査を終了いたします。

続きまして、健康づくり課の決算審査を行います。質疑を行います。事前通知を出された委員からお願いしたいと思います。

では、この表の5番目になります。14番 山下委員お願いします。

○14番（山下 修君） 新型コロナウイルスワクチン予防接種費ということで、4款1項3目ですけれども、事業遂行のため今後の体制整備でどんなことが必要なんでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 諏訪部健康づくり課長。

○健康づくり課長（諏訪部晴美君） 健康づくり課長でございます。新型コロナウイルス予防接種につきましては、国の計画に基づきまして令和2年度中に当市でも事業計画を作成して、今年度も継続して実施しているような状況です。

事業遂行のための体制整備が必要なことは何かについてですけれども、令和3年度につきましては、希望する人への接種を11月末をめどに現在実施しておりますのでそれを完了すること。それから、3回目の接種というものについて、まだ現状ではどのようになるか具体的なことは全く不明な状態でありますので、これから国からの情報を得ながら事業実施に向けて予算確保を含めた体制を整備していく必要があると考えております。

それに当たりましては、医師会など関係機関との調整や連携が重要であること、それからほかの予防接種と違いましてワクチンの取扱いが特殊であって、多くの人が接種対象者となること、そういうことから集団接種の実施がどうしても必要になってきます。そのため、予約センターをはじめ、会場の確保、それに係る運営方法、人員体制の確保、それからシステム改修等が重要になってくると考えております。

これらの事業を実施するに当たってですが、健康づくり課の中にワクチン接種担当部署が設置されていまして、担当者のほかに令和3年の9月現在、今現在ですが、兼務職員が14人に配置されております。また、予約センターやワクチン配送、それから会場の運営などを全庁的にも応援職員を依頼しながら実施している現状です。これだけ大きな事業になることで、これからどうなるか分からない3回目の接種やあとワクチン証明書の発行など、新たな取組も多く想定されます。そのため、この事業に係る市の組織体制を見直すことも事業遂行のための体制整備の中で必要なことと考えております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（山下 修君） 1点。

○分科会長（倉部光世君） 14番。

○14番（山下 修君） 3回目の接種ということをちょっと僕もお聞きしたかったけど、今  
お答えいただきました。

もう一点、最近話題になってる抗体カクテル療法とか、こういったのを市単位の対応が迫  
られるようなことあるんですか。そういうことはない。病院だけです。

○分科会長（倉部光世君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（諏訪部晴美君） 健康づくり課長でございます。ちょっとはっきりしたこ  
とは分からない部分もありますが、基本的には医療機関で実施される治療と考えております。  
以上でございます。

○14番（山下 修君） 結構です。ありがとうございました。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

続きまして、6番目、須藤委員、内田委員から出ております。じゃあ2番。内田委員、い  
いですか。内田委員。あれ、内田委員。2番。

○15番（内田 隆君） やってください。はいはい。

○2番（須藤有紀君） いいですか。すみません。

○分科会長（倉部光世君） 2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。4款1項6目介護者リフレッシュ事業費についてお  
伺いいたします。説明資料はタブレット66ページです。

1番、この制度の利用はゼロ件だったが、今後医療的ケア児が地域の学校へ通う場合に、  
担当看護師も変わって臨時的に利用することは可能となるか。

2番目、平成30年度から利用者なしとのことだが、どんな要因が考えられるかについてお  
伺いいたします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。健康づくり課長。

○健康づくり課長（諏訪部晴美君） 健康づくり課長でございます。まず1つ目のご質問です。  
この事業ですけれども、在宅で人工呼吸器を使用している、または気管切開をしていて頻回  
な吸引が必要な方を常時介護している家族を支援する在宅支援事業と、それから小学校、中  
学校、特別支援学校において医療的ケアを必要とするお子様を介護している家族を支援する  
就学支援事業の2本立てになっております。

今後、医療的ケア児が地域の学校へ通う場合に、担当看護師に代わって臨時的に利用することは可能になるのかというご質問ですけれども、基本的には事業の対象となれば就学支援事業の利用は可能ですけれども、それぞれの状況がありますので、まずは学校や訪問看護ステーションにご相談をお願いしたいと思っております。

ちょっと次の質問とも関連してしまいますが、以前この事業を利用していた方はいたんですけれども、現在は複数の学校において看護師さんの配置がされるようになりまして、主治医の指示のもと医療的ケアを実施している状況もありまして、現在のところ利用者がいないような状況になっております。

○分科会長（倉部光世君） はい。ごめんなさいね。

○健康づくり課長（諏訪部晴美君） あと2つ目の、すいません、ご質問で、平成30年度から利用なしとのことだが、どんな要因が考えられるかについてですけれども、在宅支援事業につきましても診療報酬による訪問看護を2時間実践した後、引き続き同じ内容で2時間から6時間、同じ内容の訪問看護を受ける形というのが基本となります。制度上引き続きの利用が必要になることということ、それからあと、実際には訪問看護を週に数回程度利用しながら、必要な処置はその間看護師さんが行わない間は家族が対応しているという現状があるようで、それが利用なしの要因と考えております。

就学支援事業についてですが、先ほども申しましたように学校のほうで令和2年度から複数の学校に看護師が配置されまして、医療的ケアが必要な対象のお子さんに対して支援を受けられる体制となっているところが一つ大きな要因と考えます。

それですいません。ちょっと一つ訂正をお願いしたいんですが、説明資料の中で「令和2年度から就学支援対象児が特別支援学校において医療支援が受けれる体制になり」というふうにご記載をしておりましたが、「特別支援学校」ではなく正しくは「特別支援学級等」ということで、普通学級に在籍されてるお子さんもいらっしゃるようですし、特別支援学級に在籍しているお子さんもいると伺っております。すいません、ちょっとそこが誤っておりますして申し訳ありません。

あと、そのほか長時間の支援が必要な場合には、障害福祉サービスにおける生活介護とか、あと日中一時の預かりの利用だったり、あとは総合病院の包括ケア病棟への入院を利用することで、長時間というか長期間扱っていただくというか、見ていただく状況ができていくということで、その方、そのときの状況によって必要なサービスを選択しながら利用している現状があるようです。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。今の説明ですと、在宅支援事業のほうについては少し使い勝手が悪いといったほうが正確かなと思うんですけど、そういうことでよろしいんですか。

○分科会長（倉部光世君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（諏訪部晴美君） 健康づくり課長です。端的に言ってしまえばそのような状況ではあります。ちょっと使いづらさが制度上あるというのは確かにございます。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。今、何とかいろんな手法の中で収まっているということなんですけど、もしそのところがなければこの対象者というのは大体どのぐらいの人数があるんです。

○分科会長（倉部光世君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（諏訪部晴美君） 健康づくり課長でございます。ちょっとかなり個別の案件になりますので、正確な数がきちんとお伝えができないんですが、本当に毎年数人程度という形でしょうか。まあ10人以下ぐらいというお答えで、すいません。よろしくお願ひします。

○15番（内田 隆君） はい。分かりました。結構です。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

○15番（内田 隆君） はい。

○分科会長（倉部光世君） それでは、引き続きまして、7番の山下委員、内田委員、お願ひします。

○14番（山下 修君） それじゃあ、はい。

○分科会長（倉部光世君） 14番。

○14番（山下 修君） 14番 山下です。4款1項6目健康マイレージ事業費ということで、ポイント達成者の男女別の割合や年齢階層別の割合はどうか。順番が逆かもしれませんが、実績数がないが目標との開きはどうかであったのかということでもあります。

○分科会長（倉部光世君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（諏訪部晴美君） 健康づくり課長でございます。まず1つ目のポイント達成者の男女別の割合でございますが、未回答の2人を除きまして、男性が197人、女性が424

人で女性の割合が68.1%となっております。また、年齢階層別の割合ですけれども、達成者の年齢は18歳から100歳までととても幅広い年代の方にご参加頂いて取り組んでいただきました。年代の内訳ですけれども、10歳代が0.2%、20歳代が3.0%、30歳代が8.3%、40歳代が8.8%、50歳代が17.2%、60歳代が28.7%、70歳代が27.4%、80歳代が5.6%、90歳代と100歳代がそれぞれ0.2%となっております、割合的には60歳代が一番多いような状況になってございます。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○健康づくり課長（諏訪部晴美君） すいません、もう一つ。

○分科会長（倉部光世君） 健康づくり課長。ごめんなさい。

○健康づくり課長（諏訪部晴美君） 失礼しました。2番目のご質問です。目標値との比較でございますけれども、令和2年度の目標値は320人を設定しました。実績は623人ということで目標値を大変大きく上回りました。令和元年度の実績よりも123人増加したような状況でございます。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。15番。

○15番（内田 隆君） 目標に対して達成率高い、とても良いことと思いますけど、この要因って何か考えられることありますか。

○分科会長（倉部光世君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（諏訪部晴美君） 健康づくり課長でございます。令和元年度から大変多くの方に取り込んでいただいた状況があります。令和元年度は、全員プレゼントの内容がちょっと魅力的だったということと、令和2年度につきましては、健康づくり推進員さんの活動の一つとして健康マイレージ事業の普及というものをちょっと力を入れてやったものもありますので、大分そこで数が伸びたと思われまして。あとは、市役所の職員も含め幅広く声をかけさせていただいたということも要因の一つかと考えております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。

○15番（内田 隆君） 結構です。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

○15番（内田 隆君） はい。

○分科会長（倉部光世君） では続き、また内田委員のほうから8番目お願いします。15番。

○15番（内田 隆君） すいません。418の地域組織活動推進費の中で報償費と委託費が減額されていると思うんですけど、この要因は何ですか。

○分科会長（倉部光世君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（諏訪部晴美君） 健康づくり課長でございます。まず報償費についてですが、こちらは食育連絡会の講師謝礼、それから各自治会から1人ずつ委嘱をしております健康づくり推進委員さんに対する129人の手当、年間の手当、それから会議や市外の研修会に参加した場合の推進委員さんに対する報酬、それから年に2回開催しております健康づくり推進委員協議会の委員さん11人に対する報償費が対象となっておりますが、報償費の減の要因ですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、3回予定をしておりました健康づくり推進委員の代表委員会、委員さんが25人いらっしゃるんですが、その3回のうち2回を書面開催としましたのでその費用が不要になったこと。それから健康づくり推進委員協議会につきましては、会議を欠席した委員さんがいたことから減額となっております。

次に、委託料ですけれども、これは健康づくり食生活推進協議会の活動に対する委託料になります。委託料減の要因ですけれども、やはりこちらもコロナ禍において、総会を書面開催としたこと。それから緊急事態宣言の期間における調理実習の中止があったり、あとは毎年視察研修ということでバスを使って行っているんですが、そちらを中止したということでバスガイドを使用しなかったということで、それらが減額の要因となっております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○15番（内田 隆君） ありません。

○分科会長（倉部光世君） では、9番目、坪井委員お願いします。5番。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。健康づくりの推進事業の総務費ということで、旅費が発生する研修会ですね。これ1回参加ということあったんですけど、研修会への参加がなかったんですけど、ほかの手段での研修参加はありましたかという質問です。よろしくお願ひします。

○分科会長（倉部光世君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（諏訪部晴美君） 健康づくり課長でございます。この事業費ですけれども、栄養士の資質向上のための研修会等への参加に係る旅費などになります。ほかの手段での研修参加についてですけれども、公用車で参加した研修会が1回、それからZ o o mを活用し



たオンライン研修が3回、それからユーチューブを視聴するという研修会が1回ありまして、そちらのほうに栄養士がそれぞれ参加しております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑。5番。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。ということで、当年度の必須の研修については全てクリアしたということによろしいかったですか。

○分科会長（倉部光世君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（諏訪部晴美君） 健康づくり課長でございます。ちょっと事業の都合により欠席した研修会もございましたけれども、出席できる可能な研修会については全て出席をしたということとなっております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。

○5番（坪井仲治君） いいです。

○分科会長（倉部光世君） よろしいでしょうか。

それでは、事前に出されました質疑のほうは以上で終了いたします。関連、その他の追加の質疑があればお受けします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） ないようでしたら、以上で健康づくり課の決算審査を終了いたします。ここで執行部は退席となります。ありがとうございました。

〔「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くし合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いします。健康づくり課に対してのご意見がある方はお願いいたします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、毎回同じこと言ってるんですが、生活保護とか生活困窮者支援、課長はその方に応じたプランを立てたい、支援をしているということですが、確かにやられていることはいろんな相談者における状況の中で解決するところへつなげたりしているということは確かに分かるんですが、じゃあ、生活が改善されるかというともうほとんどされない。されないということは生活が苦しいままで、じゃあ生活保護を受けられるか

という生活保護を受ける要件というのは極めて厳しくてなかなか受けられない。ですから、表向きそういう相談、500もの相談があるということですが、なかなかその実態に合った支援になっていないんですね。私のところへも何人か見えて、相談に行くんですけど、行っても帰りまた寄って、相談したんだけど無駄でしたとかね。そういったのが多いわけですね。

かといって、ほいじゃあ生活困っているからといって一時金でも5万円出しましょうか、10万円出しましょうかという、そういったものも実はあるにはあるんですが、永続的な物ではない。じゃあまだ働けるから働いてくださいよつってもそんなに簡単に働けるわけではないし、返すときに返してお金ももらえるわけではないしということもあって、この生活保護と生活困窮者の本当にぎりぎりのところへの支援というのをもう少し考えていかないと難しいなというのはすごい感じていますね。

特に私のところへ何人かそうした方が見えているんですが、先日もお母さんと娘さんと住まれている方なんですが、生活の改善にはつながらなかったということで大変落胆をしておりましたんですけど。行政の限界の部分かなというの少し感じていますけどね。皆さん方の周りでございますですかね。

○分科会長（倉部光世君） 16番からご意見ありましたが、生活保護とその他何かご意見あれば。5番。

○5番（坪井仲治君） 具体的にはどういう支援というか、要するにお金だと思んですけど、物的な支援もあるかもしれないけどね。どれぐらいの量がどのぐらいの期間必要か。そういう人数がどれぐらいいるかと。それに手当とする財源はあるかというところなんですけど、それは具体的には何か目的なんです。

○分科会長（倉部光世君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、ちょっとあれなんですけど、財源と言われてもね。

○5番（坪井仲治君） 財源はいいんですけど、支援を頂きたい方と直接接せられてどのぐらいの……

○16番（横山隆一君） そうですね。ちょっと質問にそのまま全て答えられるか分かりますが、要するに最低生活水準というんですかね、ずっと1件当たり、というか1人当たり大体12万ぐらいが想定されているんですけど、そういった方というのは財産があることとかによって、働けても収入が少なかったりとかでそのレベルに行っていない方がほとんどですよ。だから、じゃあ足りない部分をさあどうするのかというところでもう必死になってやりくりしてるんですね。生活実態が相当、本当にこの前来た方なんかは、もうトイレの水を

2回に1回流すんだとか、買い物もリサイクルしか行かないとか、スーパー何かだともう時間を置いて割引の物しか買えないとか、本当にお風呂も3日に1回とか、夏はそうはいかんけれどもできるだけ水を少なくして入るとか、もうそういったすごい努力を、生活のための努力というんですか、そうせざるを得ないんですよね。車もらってもできるだけ歩いていくとかね。そういったあらゆる努力をしているわけですよね。

それでも、生活相談行っても、じゃあ具体的な方法ってないんですよね、実際。じゃあ就労支援といってもすぐにそのまま就労ができるわけではない。かといってどうするか、生活保護受けられない。そういったぎりぎりのところにいる方というのはいっぱいいらっしゃるということですよね。だから、その辺どう捉えながら支援をしていったらいいかというのちよっと分からんですけれど、だから、役所でできることはやっぱりじゃあ何に困ってますかといって借金に困ってれば、じゃあ弁護士を入れてできるだけ返済額を少なくするとか延ばすとかそういったことはできるんでしょうけど、いずれにしたって払ってくれにゃ、払うのはいいですよというわけにはいかん。だからこの制度の難しさ、そういうのをすごい感じているので、ちょっと質問のあれになってないかしらんけが、事実そういう方が非常に多いということですよね。

○分科会長（倉部光世君） 行政がやるとなるとどこで線を引くかというのが大変難しいラインで、生命に関わるというところのラインなんだろうというところがなかなか難しいので、できれば民間とかいろんなNPO等でそういう支援ができる場所も必要でしょうし、いろいろな支援の場所が必要で、お一人お一人生活の困り具合も違いますので、全てじゃあ行政で対応できるかというところの本当の本当の線がここここにいつてしまうことで全く変わってきますので、なかなか難しいところですよね。

○16番（横山隆一君） 暗い話ばかりです。

○分科会長（倉部光世君） 誰にでも全部やってあげられるか、やはりそうではないので、ご本人の努力、ご近所の方とかというやはり横のつながりをしっかりつくっておいて、見守りできる方もしてあげることができれば、そういう方に限ってつながりがないんでそうなられてしまうのかもしれないですけど、何かもっと大きな固まりで見ていくというか、枠で見たいけるように、うちの委員会でもその居場所づくりの話も今していますけれども、高齢者に限らずそういう来れる場所みたいなものがもっと充実できたらいいのかなとは思いますが、なかなか重い課題かなと思います、何かほかに皆さんから。

○12番（鈴木直博君） もう一つ教えていただきたいんですが。

○分科会長（倉部光世君） はい、12番。

○12番（鈴木直博君） そういう方というのは、就労、そういうのはなくて、年金だけで生活をしている方ですか。そうでもない。

○分科会長（倉部光世君） 16番。

○16番（横山隆一君） うちのほうへ皆さんこぞってくるわけじゃないもんで分かんなんですけど、年代によってまだ就労できる年代の方もいらっしゃるしね。それこそ年金をもらっている方もたくさんおります。ただ年金額が特に農業者年金なんかだとすると、本当にもう低い方が、5万にも満たないような金額の方もいらっしゃるんですよ。そうすると、旦那さんが亡くなったりして生活していくと、固定資産税だとか当然かかっていって毎月光熱費もかかってきたりすると、もう払えない状況なんですよ。かといってじゃあ、そういうのは払わないのはよくはないんですが、取りあえず食べていかなきゃいけないのに食料買うお金がない。農家の方なんかね、野菜があつたりするのでまだあれなんでしょうけども、そういった相談なんかされると、本当にこちらもどうしていいか分からないというかね。そういったのが実態です。困っている方、いろんなケースがありますけどね。

○分科会長（倉部光世君） ほかにありますか。今日の決算の審査の中で何かほかにお気づきの点があれば。

○5番（坪井仲治君） 聞いていいですか。

○分科会長（倉部光世君） 5番。

○5番（坪井仲治君） 例のマイレージ、前年度成果を挙げているんですけど、今年、実は予算のリニューアルの説明受けたと思いますけれども、半分、まあ半分まではいかないですけど、全員プレゼントのような景品のお値段下げているんですけどちょっと心配です。せっかくその成果を挙げているというんですから、それと同等の額でやっていただけるほうが、予算になってしまいますから。何か反映されていないなという感じがするんですけど。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 健康福祉部に関してはコロナの対応をしてやっていただいていますので、なかなか全て全部というのが現状なかなか大変なところですね。コロナ対応もしつつ、日常の業務もしっかりやっていただかなきゃいけませんので、皆さんのほうでも応援をぜひしてあげていただけたらと思いますけど。

ほかに、コロナの対策とかその他よろしいでしょうか。14番。

○14番（山下 修君） 予防接種で、というかコロナが去年はやって、こういう健康づくり

とか予防接種で一番変わったのは、インフルエンザにかかる人がちょっと耳にしたことがないと、良いことだもんだからね。これからコロナに関わらず皆さんできるだけマスクをするというような、生活様式が変わるのかなど。これによって、去年インフルエンザの予防接種は多分したにはしたんですよ、皆さん。

○分科会長（倉部光世君） した人もいるようですね。

○14番（山下 修君） それでもあれだけ発生が少なかったということですのでね。マスクをすることが、医療費の……

〔「下がっちゃうんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○14番（山下 修君） 下げるために非常に有効だということで、今後常日頃、すてきなお口元を出さなくなっちゃいますけれども、そういうことが大切かなと思います。はい。

○分科会長（倉部光世君） 健康づくり施策も進めていただかないとならないですね。

ほかにありますか。なければ終わりにしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 以上で、議案第38号のうち健康福祉部の決算に係る審査を終わります。

ただいま出されましたご意見を基に、分科会長報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。

分科会長報告の作成は、正副分科会長に一任願います。

以上で、次、教育福祉委員会にして、介護保険の審査があります。

閉会 午後 3時26分